

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

仙台市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定し、平成31年度には特定個人情報等の安全管理措置に関する要綱を策定した。これらに基づき、情報セキュリティや安全管理措置に関する研修や自主点検及び監査等を実施し、必要な改善措置を行っている。

・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。

評価実施機関名

仙台市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和4年2月1日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

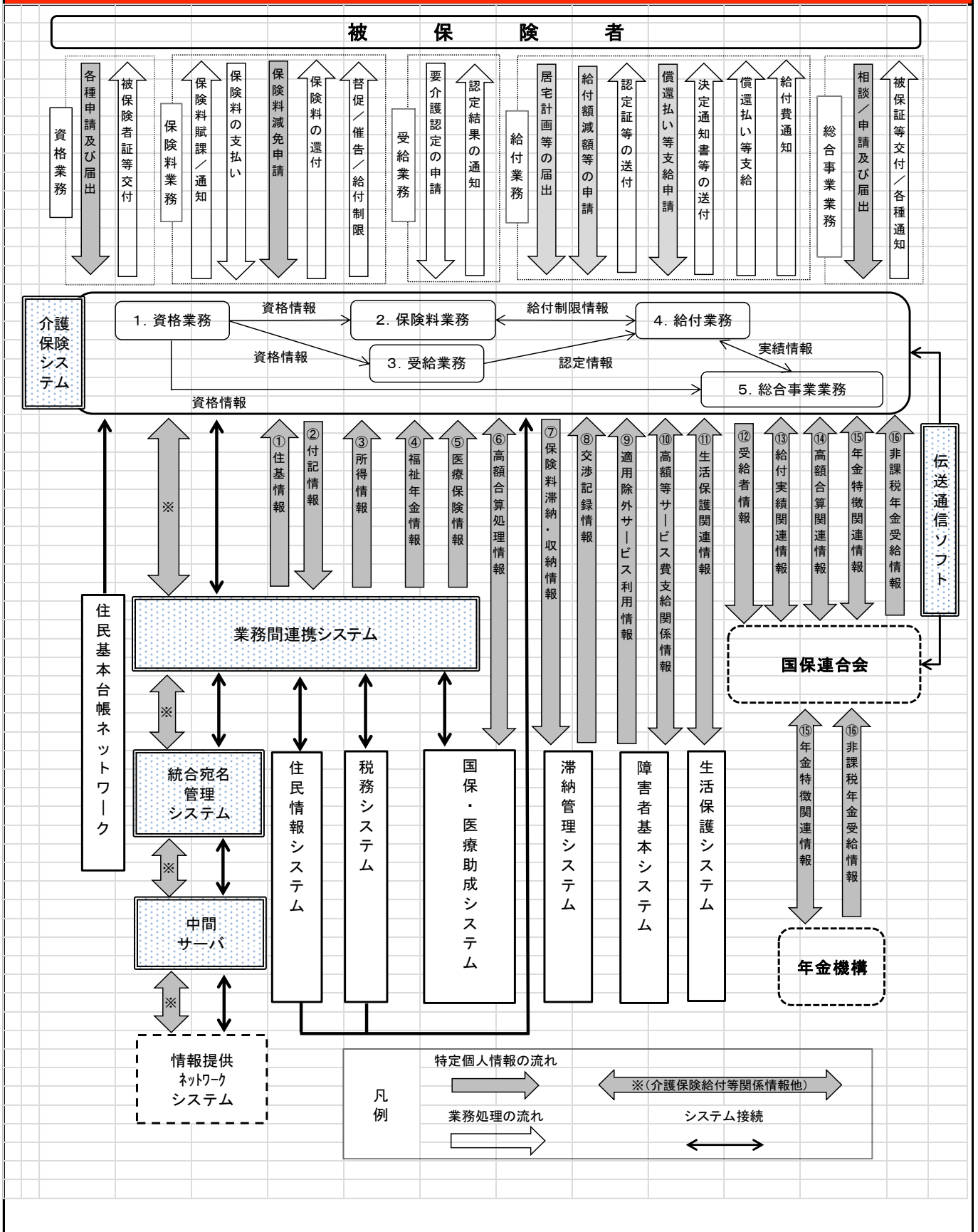
システム2									
①システムの名称	業務間連携システム(=庁内連携システム)								
②システムの機能	<p>各業務システム間での庁内情報移転のための情報授受のシステムである。 ※情報授受は各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、授受対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、授受対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各業務システムからのデータ受取・配分 情報移転元システムで作成した他業務システム用データをあらかじめデータごとに設定してある情報移転先に従い移転先システムの専用エリアに書き込む。 宛名情報の連携 随時(リアルタイム)で住民情報システムに対し異動データを要求し、差分情報として取得した宛名異動のデータを、各業務システム側からの要求に応じ要求元システムへ渡す。 ※宛名異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で宛名異動データを渡す。 統合宛名管理システム用データの転送 庁内移転・庁外提供用として各業務システムで作成したデータを統合宛名管理システムへ転送する。 統合宛名管理システムとの情報連携 各業務システムから受取った情報照会要求を統合宛名管理システムへ転送し、情報照会結果を統合宛名管理システムから受取り、照会元業務の専用エリアへ書き込む。 セキュリティの管理 各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理を行う。 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[○] その他</td> <td>(中間サーバ、国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者支援システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[○] その他	(中間サーバ、国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者支援システム)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[○] その他	(中間サーバ、国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者支援システム)								

システム3	
①システムの名称	統合宛名管理システム(=宛名システム)
②システムの機能	<p>統合宛名管理システムは、個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理及び、庁内情報連携等の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号の管理 統合宛名番号の新規付番及び、個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 庁内情報の連携 各業務から提供された庁内移転用データの副本としての保存及び、各業務からの情報照会に応じて当該者の情報抽出・情報提供を行う。 中間サーバ用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバへ転送する。 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバより受取る。 職員認証・権限の管理 統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ、国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者支援システム)</p>

システム4									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム・統合宛名管理システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号の管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会、及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 市町村各システムとの情報連携 情報提供ネットワークシステムと中間サーバ間、及び中間サーバと統合宛名管理システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5. 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データの送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティの管理 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限の管理 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システムの管理 大量一括処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者) 支援システム</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者) 支援システム	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者) 支援システム									

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	被保険者資格管理及び保険料の賦課等の介護保険関係事務を行う上で、被保険者の資格情報や所得情報等を把握する必要がある。また、ここで管理する情報は、情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会者に提供する必要がある。
②実現が期待されるメリット	介護保険の各種申請・届出で、窓口で提出又は提示を求められていた行政機関が発行する添付書類等(医療保険の被保険者証提示、個人住民税課税(非課税)証明書等)の削減が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) <ul style="list-style-type: none"> 別表第一の68の項 ・仙台市個人番号の利用に関する条例(平成27年仙台市条例第66号)第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) <ul style="list-style-type: none"> 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、119の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) <ul style="list-style-type: none"> 別表第二の93、94の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局介護保険課、収納対策室
②所属長の役職名	介護保険課長、収納対策室長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- * 住民基本台帳ネットワーク
 - ・住登外者等の情報照会先の確認等を端末から行う。
- * 住民情報システム
 - ・住登票関係情報の確認を端末から行う。
- * 他業務税照会システム
 - ・地方税関係情報の確認を端末から行う。
- 1. 資格業務
 - ・住民情報システムから提供される連携情報及び端末からの照会①(住基情報)に基づき、資格情報に係る異動処理を行う。
 - ・被保険者等からの申請及び届出内容に基づき、資格情報を更新する。
 - ・被保険者証等を交付する。
 - ・②(介護保険に関する付記情報)を、住民情報システムに提供する。
 - ・障害担当部署から⑨(適用除外サービス利用情報)を媒体で受け取り、資格情報を更新する。
- 2. 保険料業務
 - ・年金システムから提供される④(福祉年金情報)に基づき、老齢福祉年金情報を付加する。
 - ・特別徴収関係処理のため、⑮(年金特徴関連情報:資格情報)を、国保連合会を経由して提供する。
 - ・資格情報及び税務システムから提供される連携情報及び端末からの照会③(所得情報)等に基づき、保険料を賦課する。
 - ・生活保護担当部署から⑪(生活保護関連情報:資格情報)を紙で受け取り、その内容を介護保険システムに登録する。
 - ・生活保護担当部署に⑪(生活保護関連情報:介護保険料算定情報)を媒体で引渡す。
 - ・国保連合会を経由して提供される⑮(年金特徴関連情報:特徴結果情報)を、介護保険システムに取り込む。
 - ・保険料納付書、保険料決定通知書を送付する。
 - ・生活保護担当部署から⑪(生活保護関連情報:代理納付情報)を媒体で受け取り、保険料の納付管理を行う。
 - ・保険料減免申請に対する審査を行い、その結果を送付する。
 - ・保険料の過誤納があった者に対して、保険料を還付する。
 - ・保険料の未納者に対して、督促状、催告状を送付する。
 - ・保険料未納期間が一定期間を超えた者に対して、給付制限を行う。
 - ・保険料徴収担当部署に⑦(保険料滞納・収納情報)を媒体で引渡す。
 - ・保険料徴収担当部署が⑧(交渉記録情報)を介護保険システムに登録する。
- 3. 受給業務
 - ・被保険者等からの要介護(要支援)認定申請等を受理して、介護保険システムに登録し、一次判定を行う。
 - ・認定審査会による結果に基づき、認定結果通知書を送付する。
- 4. 給付業務
 - ・負担割合証を交付する。
 - ・居宅計画作成等に関する届出を受理して、介護保険システムに登録する。
 - ・被保険者等からの介護給付費等減額・免除申請に対する審査を行い、その結果を送付する。
 - ・国保連合会に⑫(受給者情報)を提供する。
 - ・国保連合会を経由して提供される⑯(非課税年金受給情報)を、介護保険システムに取り込む。
 - ・国保連合会から提供される⑬(給付実績関連情報:給付実績情報)を、介護保険システムに取り込む。
 - ・取り込んだ給付実績情報に基づき、高額サービス費に係る処理を行う。
 - ・事業所からの申立等に基づき、国保連合会に⑬(給付実績関連情報:過誤申立情報)を提供する。
 - ・被保険者等からの償還払い、高額サービス費の支給申請に対する審査を行い、その結果を送付する。
 - ・上記結果に基づき、被保険者等に介護給付費を支払う。
 - ・国保・医療情報システムから提供される⑤(医療保険情報)に基づき、医療資格を更新する。
 - ・医療保険担当部署から⑥(高額合算処理情報:申請書情報)を媒体で受け取り、その内容を介護保険システムに取り込む。
 - ・高額合算医療介護サービス費計算のため、国保連合会に⑭(高額合算関連情報:自己負担額情報)を提供する。
 - ・国保連合会から提供される⑭(高額合算関連情報:計算結果連絡票情報)を、介護保険システムに取り込む。
 - ・医療保険担当部署に⑥(高額合算処理情報:自己負担額情報、結果連絡票情報)を媒体で引渡す。
 - ・上記情報に基づき、被保険者等に結果の送付及び介護給付費の支払を行う。
 - ・被保険者に介護保険給付に関する通知を行う。
 - ・障害担当部署に⑩(高額等サービス費支給関係情報:高額介護サービス費情報)を媒体で引渡す。
 - ・障害担当部署から⑩(高額等サービス費支給関係情報:高額障害福祉サービス費給付費情報)を介護保険システムに取り込む。
- 5. 介護予防・日常生活支援総合事業業務(総合事業業務)
 - ・被保険者からの相談への対応及び総合事業利用希望者に対してチェックリストを使用して、事業対象者の判定を行う。
 - ・被保険者証等を交付する。
 - ・国保連合会に委託できないサービスについて、事業所等からの報告を基に実績を登録する。
 - ・対象者を抽出してチェックリストによる確認を行い、介護予防が必要となる者の把握を行う。
- ※ 情報提供ネットワークシステム
 - ・他市区町間で介護保険給付等関係情報等を連携する。
 - ・転入者に関する住民票関係情報、地方税関係情報等を他市区町村に照会し、情報の提供を受ける。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険被保険者(第一号被保険者及び要介護(要支援)認定を受けた第二号被保険者)及び被保険者が属する世帯の世帯員
その必要性	介護保険被保険者の資格管理事務を行う上で、対象者の正確な転出入情報や住所地、年齢等の把握のほか、第一号被保険者の保険料算定及び利用者負担限度額認定のため、被保険者が属する世帯の世帯員全員の個人市民税の課税状況を把握する必要があるため、これら対象者の個人番号を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別番号 個人番号は、法令上、特定個人情報ファイルの個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。また、番号法別表第2に規定する範囲で特定個人情報の提供の求めがあった場合には、特定個人情報の提供が義務づけられているため、個人番号を利用して個人情報を管理する必要がある。 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報 介護保険被保険者の資格管理(取得・喪失)を行うため、資格要件である年齢、居住地を記録する。また、介護保険料及び介護保険利用者負担限度額等の算定のため、世帯員の情報のほか、本人を含む世帯員の個人市民税課税情報、本人の生活保護情報が必要となる。 ・医療保険関係情報 第2号被保険者は40歳以上65歳未満で医療保険加入者であるため、被保険者証の交付等、加入している医療保険の確認が必要となる。 ・障害者福祉関係情報 被保険者の適用除外サービス利用の確認等に必要となる。 ・年金関係情報 介護保険料及び介護保険利用者負担限度額等の算定、並びに介護保険料の徴収方法を定めるため、年金の種類と額を記録する必要がある。 ・介護・高齢者福祉関係情報 介護保険事務を管理するため、介護保険に係る資格記録管理、保険料納付記録管理、受給者管理、給付実績管理、個人情報管理を記録する項目が必要となる。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月19日
⑥事務担当部署	健康福祉局介護保険課、収納対策室

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局戸籍住民課、財政局市民税企画課、各区役所保護課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局障害企画課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県・市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (宮城県国民健康保険団体連合会、宮城県後期高齢者医療広域連合、各医療保険者・共済組合等)		
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (オンライン、住民基本台帳ネットワーク)		
③入手の時期・頻度	【定期的に入手】 ・住民票関係情報 住民票関係情報で異動発生時の都度業務間連携システムにより入手するほか、オンライン照会により随時入手する。 ・地方税関係情報 個人住民税の当初賦課データを年1回(5月末)及び異動分を月1回業務間連携システムにより入手するほか、オンライン照会により随時入手する。 ・年金関係情報 月1回業務間連携システムにより入手する。 ・生活保護関係情報 月1回電子記録媒体により入手するほか、異動発生時の都度紙媒体により入手する。 ・介護保険給付実績関係情報 月1回電子記録媒体により国保連合会から入手する。 【個別的に入手】 ・介護保険事務に係る各種申請又は届出時に必要な情報は、申請又は届出の都度本人等から入手する。 ・転入者に係る税情報及び介護保険情報は、確認が必要になった都度転入元市町村から入手する。		
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人から書面で入手】 ・減免等の判断材料となる申告前の所得等、機関内の他部署等から入手できない情報について、書面により入手する。 【庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・保険料の賦課等において、被保険者の世帯員情報及び本人又は本人が属する世帯員の税情報は、情報の即時性、正確性を図るため、庁内連携システムより入手する。また、転入者は、税情報のほか介護保険の受給情報を情報提供ネットワークシステムを利用して照会したうえで入手する。 【専用線により入手】 ・年金関係情報は、介護保険法第134条第7項により国保連合会を経由して行うものと定められており、情報の入手は国保連合会が構築する専用回線を使用する。		
⑤本人への明示	・本人又は本人の代理人から入手する情報は、申請又は届出時に使用目的を明示する。本人以外から入手を行うことは、介護保険法、番号法、仙台市個人情報保護条例にて明示されている。 ・庁内連携システムによる入手については、仙台市個人番号の利用に関する条例第3条において明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法別表第一の68の項、番号法別表第二の93、94の項に明示されている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手については、番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。		
⑥使用目的 ※	介護保険の被保険者の管理、保険料の賦課・徴収管理、要介護・要支援情報の管理、介護保険給付実績の管理、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の管理等		
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—
変更の妥当性	—		
⑦使用の主体	使用部署 ※ 各区役所介護保険課、各区役所障害高齢課、各区役所戸籍住民課、各区役所保育給付課、総合支所保健福祉課、宮城総合支所障害高齢課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局収納対策室、健康福祉局地域包括ケア推進課		
	使用者数 <table border="1"> <tr> <td>[500人以上1,000人未満]</td> <td> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	[500人以上1,000人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
[500人以上1,000人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 資格業務 住民票関係情報、医療保険関係情報、生活保護関係情報等を確認し資格管理を行う。</p> <p>2. 保険料業務 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報等を確認し保険料の賦課等を行う。</p> <p>3. 受給業務 本人又は本人の代理人からの申請に基づき、本人宛資格者証の交付、関係機関へ認定調査依頼及び医師意見書の作成依頼を行う。</p> <p>4. 給付業務 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報等を確認し保険給付を行う。 住民票関係情報、地方税関係情報等から負担割合を決定して負担割合証の交付を行う。</p> <p>5. 介護予防・日常生活支援総合事業業務 希望者に対して実施するチェックリストの結果に基づき、事業対象者の管理を行う。 対象者を抽出してチェックリストによる確認を行い、その結果を基に介護予防活動へつなげる。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・申請書等に記載された個人番号と特定個人情報ファイルに含まれる個人番号で検索する。 ・住民異動により変更された特定個人情報については、業務間連携システムを介し、介護保険情報ファイルと内部番号で突合、更新する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>介護保険事業の実施状況を把握し、今後の介護保険制度の円滑な運営に資するための基礎資料として介護保険事業状況報告を作成する。特定の個人を判別し得る情報の統計分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>・地方税関係情報、生活保護情報等を基に保険料の所得段階、利用者負担段階等を決定する。 ・要介護(要支援)認定の決定を行う。 ・所得状況等の要件により介護給付費の減免・免除の決定を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

委託事項2		介護保険給付費審査支払等事務
①委託内容		介護保険給付サービス費の審査支払業務、共同処理業務及び第三者求償事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険被保険者のうち介護給付を受けた者
	その妥当性	介護保険法第41条第10項等で審査及び支払事務を同法第21条第3項で第三者行為求償事務を国民健康保険団体連合会に委託できると規定されている。また、国民健康保険団体連合会は、同法第176条第1項でサービス費の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定し、同条第2項第1号で第三者行為求償業務を、同条第2項第3号で介護予防・日常生活支援総合事業の請求に関する審査及び支払業務を行うことができると規定されている。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		事務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		宮城県国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (33) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (8) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報(他の法令による給付の支給に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険の関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の5の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報(他の法令による給付の支給に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の8の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の11の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の17の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報(医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先10	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の22の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報(他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の33の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の39の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先15	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の42の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先16	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の43の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報(他の法令による給付の支給に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の56の2の項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の58の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の61の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の62の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	市民局戸籍住民課
①法令上の根拠	住基法第7条第10号
②移転先における用途	・住民票に記載するため ・転出届出時に受給資格証明書を交付するため
③移転する情報	介護保険の資格及び受給(要介護(要支援)認定)情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (オンライン照会)
⑦時期・頻度	月1回全件、日1回(当日の異動分)、必要に応じて随時
移転先2	財政局市民税企画課
①法令上の根拠	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の5の項
②移転先における用途	・個人市民税における年金からの特別徴収対象者の判定 ・個人市民税における年金からの特別徴収の中止 ・市県民税申告受付において、社会保険料控除額確認のため
③移転する情報	介護保険の保険料賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険料特別徴収対象者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回

移転先3	健康福祉局障害企画課
①法令上の根拠	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の15の項
②移転先における用途	障害者総合支援法による高額障害福祉サービス等給付費支給のため、介護保険の自己負担額を確認する。
③移転する情報	介護保険自己負担額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険受給者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先4	各区役所保護課
①法令上の根拠	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の4の項
②移転先における用途	介護保険被保険者である生活保護受給者及び中国残留邦人等要支援者(以下「被保護者等」という)の介護保険料の金額及び徴収方法を把握し、生活保護費の算定に用いる。
③移転する情報	介護保険料額及び徴収方法等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者のうち、被保護者等及び被保護者等であったもの
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回及び必要に応じて随時

移転先5	健康福祉局高齢企画課
①法令上の根拠	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ・老人福祉法による措置に要する費用の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの ・老人福祉法による措置に要する費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・老人福祉法による措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務であって主務省令で定めるもの ・家族介護慰労金の利用申請受付にかかる事務において、要介護認定及び介護保険料の所得段階を確認する。 ・高齢者生活援助サービス事業の利用申請受付及び管理運営にかかる事務において、介護認定の有無及び介護保険料の所得段階を確認する。 ・住宅改造費補助金の利用申請受付から交付にかかる事務及び管理運用にかかる事務において、申請者の属する世帯の全員の住宅改修費が支給限度基準額まで給付済又は給付予定であることを確認する。 ・緊急通報システム運営事業の利用申請受付及び運用管理に関する事務及び利用者負担額の再認定事務において、介護保険料の所得段階を確認する。 ・障害者控除対象者認定事務において、介護保険被保険者番号及び認定調査票の内容を確認する。 ・訪問理美容サービスについて、要介護認定を確認する。 ・介護用品支給事業において、要介護認定及び介護保険料の所得段階を確認する。 ・一時入所事業において、介護保険料の所得段階を確認する。
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者のうち、介護保険給付等受給者
⑥移転方法	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子メール</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 紙</div> <div style="width: 100%;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (オンライン照会)</div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先6	健康福祉局保険年金課
①法令上の根拠	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の6の項
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の高額介護合算療養費の支給のため、介護給付自己負担額を確認する。 ・障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出の確認のため、介護保険の適用除外の有無を確認する。 ・介護保険法で特別徴収の対象となる者について、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料でも特別徴収の対象となるため、各保険料の特別徴収の方法による対象者の選定に使用する。
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び介護保険適用除外者
⑥移転方法	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子メール</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 紙</div> <div style="width: 100%;"><input type="checkbox"/> その他 ()</div> </div>
⑦時期・頻度	月1回

移転先7	健康福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	重度身体障害者緊急通報システム利用に係る利用料の減免要件を確認する。
③移転する情報	介護保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者のうち、重度身体障害者緊急通報システムの使用を申し出た者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (オンライン照会)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先8	(欠番)
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先9	子供未来局認定給付課
①法令上の根拠	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の1の項、16の項
②移転先における用途	保育給付に係る要件を確認する。
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者のうち、保育給付に係る申請者と同一世帯の者
⑥移転方法	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 専用線</div> <div style="width: 50%;">[] 電子メール</div> <div style="width: 50%;">[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;">[] フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;">[] 紙</div> <div style="width: 100%;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (オンライン照会)</div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><仙台市における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 521 454 656"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="454 521 1458 656"> <p>[20年以上]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 656 454 875"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="454 656 1458 875"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p><介護保険に関する事務における措置> ①介護保険法第69条(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)による給付額減額等は、介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)により、算定対象期間が最大10年間とされているが、介護保険システムにおいて保有する介護保険情報ファイルは、保管期間経過後も被保険者や関係機関からの照会に対応するため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行わない運用としている。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>[20年以上]</p>	<p>その妥当性</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p><介護保険に関する事務における措置> ①介護保険法第69条(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)による給付額減額等は、介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)により、算定対象期間が最大10年間とされているが、介護保険システムにおいて保有する介護保険情報ファイルは、保管期間経過後も被保険者や関係機関からの照会に対応するため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行わない運用としている。</p>
<p>期間</p>	<p>[20年以上]</p>				
<p>その妥当性</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p><介護保険に関する事務における措置> ①介護保険法第69条(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)による給付額減額等は、介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)により、算定対象期間が最大10年間とされているが、介護保険システムにおいて保有する介護保険情報ファイルは、保管期間経過後も被保険者や関係機関からの照会に対応するため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行わない運用としている。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><介護保険システムにおける措置> ①ディスク交換やハード更改等の際は、介護保険システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><統合宛名管理システム・業務間連携システムにおける措置> ①統合宛名管理システム・業務間連携システムに保管してある業務情報の副本は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの運用として消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 宛名基本情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.履歴番号、7.処理日、8.処理時刻、9.世帯コード、10.基本氏名カナ、11.基本氏名、12.基本通称名カナ、13.基本通称名、14.氏名利用区分、15.氏名オーバーフロー有無フラグ、16.通称名オーバーフロー有無フラグ、17.基本生年月日、18.基本性別、19.基本続柄コード、20.基本住所コード、21.基本市内外区分、22.基本カスタマバーコード、23.基本住所、24.基本住所方書、25.基本郵便番号、26.地区コード1、27.地区コード2、28.地区コード3、29.地区コード4、30.地区コード5、31.支所コード、32.訪問調査用地区コード、33.審査会用地区コード、34.滞納管理用地区コード、35.住民区分、36.住民日届出日、37.住民日異動日、38.住民日異動事由コード、39.住民日届出日、40.住民日異動日、41.住民日異動事由コード、42.基本届出日、43.基本異動日、44.基本異動事由コード、45.国籍コード、46.入国目的コード、47.在留期間開始日、48.在留期間終了日、49.外国人登録番号、50.外国人登録日、51.転入区分、52.転入郵便番号、53.転入住所、54.転入住所方書、55.住民票コード、56.転入市町村コード、57.世帯主カナ、58.基本氏名検索用カナ、59.通称名検索用カナ、60.旧市町村コード、61.不現住フラグ、62.宛名基本更正日、63.異動所属コード、64.異動職員コード、65.異動PID、66.データ作成日、67.データ作成時刻、68.データ作成PG

2 住民税賦課マスタ

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.税賦課年度、7.履歴番号、8.税徴収区分、9.税優先区分、10.処理日、11.処理時刻、12.非課税区分、13.合計所得金額、14.合計所得金額特別控除後、15.税賦課異動日、16.税賦課異動事由コード、17.税賦課異動理由コード、18.減免前市町村住民税所得割額、19.減免前都道府県住民税所得割額、20.減免前市町村住民税均等割額、21.減免前都道府県住民税均等割額、22.市町村住民税所得割額減免額、23.都道府県住民税所得割額減免額、24.市町村住民税均等割額減免額、25.都道府県住民税均等割額減免額、26.課税年金収入額、27.老年税額軽減区分、28.寡婦区分、29.寡夫区分、30.その他の合計所得金額、31.その他の合計所得金額特別控除後、32.課税所得調整控除前、33.課税所得調整控除後、34.給与所得額、35.公的年金等所得額、36.所得金額調整控除額、37.合計所得金額R3、38.合計所得金額特別控除後R3、39.その他の合計所得金額R3、40.その他の合計所得金額特別控除後R3、41.住民税情報更正日、42.異動所属コード、43.異動職員コード、44.異動PID、45.データ作成日、46.データ作成時刻、47.データ作成PG

3 医療保険加入情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.医療保険資格取得日、7.医療保険者コード、8.医療保険記号、9.医療保険番号、10.医療保険資格取得事由コード、11.医療保険資格喪失日、12.医療保険資格喪失事由コード、13.医療保険資格区分、14.医療保険継続療養区分、15.被医療保険者氏名カナ、16.被医療保険者氏名、17.被医療保険者との続柄コード、18.医療保険者名、19.医療保険者住所、20.医療保険者住所方書、21.医療保険者電話番号、22.医療保険者郵便番号、23.医療保険者種別、24.異動所属コード、25.異動職員コード、26.異動PID、27.データ作成日、28.データ作成時刻、29.データ作成PG

4 老齢福祉年金受給情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.年金コード、7.宛名コード、8.基礎年金番号、9.固有年金番号、10.年金支給開始日、11.年金支給停止日、12.異動所属コード、13.異動職員コード、14.異動PID、15.データ作成日、16.データ作成時刻、17.データ作成PG

5 送付先情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.送付先連番、7.所属名、8.職員名、9.送付先名、10.送付先住所コード、11.送付先市内外住所区分、12.送付先カスタマバーコード、13.送付先住所、14.送付先住所方書、15.送付先郵便番号、16.送付先開始日、17.送付先開始理由コード、18.送付先終了日、19.送付先終了理由コード、20.送付先備考、21.送付先利用区分、22.異動所属コード、23.異動職員コード、24.異動PID、25.データ作成日、26.データ作成時刻、27.データ作成PG、28.住記連携用宛名コード

6 連絡先情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.自宅連絡先、7.自宅電話番号、8.自宅FAX番号、9.勤務先連絡先名、10.勤務先名称、11.勤務先電話番号、12.勤務先内線番号、13.その他連絡先名、14.その他名称、15.その他連絡先電話番号、16.その他内線番号、17.連絡先備考、18.その他連絡先名2、19.その他名称2、20.その他連絡先電話番号2、21.その他内線番号2、22.その他連絡先名3、23.その他名称3、24.その他連絡先電話番号3、25.その他内線番号3、26.異動所属コード、27.異動職員コード、28.異動PID、29.データ作成日、30.データ作成時刻、31.データ作成PG

7 口座情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.口座連番、7.所属名、8.職員名、9.銀行コード、10.支店コード、11.口座種別コード、12.口座番号、13.口座名義人カナ、14.口座名義人、15.口座開始日、16.口座開始理由コード、17.口座終了日、18.口座終了理由コード、19.口座備考、20.口座利用区分、21.口座確認中フラグ、22.口座確認依頼日、23.異動所属コード、24.異動職員コード、25.異動PID、26.データ作成日、27.データ作成時刻、28.データ作成PG

8 世帯構成情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.世帯員宛名コード、6.世帯員基本履歴番号、7.世帯コード、8.構成連番、9.出力順位、10.世帯員続柄コード、11.世帯増事由コード、12.世帯増異動日、13.世帯増届出日、14.世帯減事由コード、15.世帯減異動日、16.世帯減届出日、17.世帯更正日、18.異動所属コード、19.異動職員コード、20.異動PID、21.データ作成日、22.データ作成時刻、23.データ作成PG

9 老人保健受給者情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.老人保健受給履歴連番、7.老人保健市町村コード、8.老人保健受給者番号、9.老人保健取得日、10.老人保健喪失日、11.老人保健処理区分、12.異動所属コード、13.異動職員コード、14.異動PID、15.データ作成日、16.データ作成時刻、17.データ作成PG

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

10 みなし世帯情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.シリアル番号、7.みなし世帯コード、8.有効開始日、9.有効終了日、10.削除フラグ、11.異動所属コード、12.異動職員コード、13.異動PID、14.データ作成日、15.データ作成時刻、16.データ作成PG

11 所得照会発行情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.照会年度、7.発行回数、8.世帯コード、9.送付先市町村コード、10.送付先郵便番号、11.送付先市町村名、12.送付先市町村住所、13.送付先市町村住所方書、14.発行日、15.発行番号、16.所得照会処理区分、17.異動所属コード、18.異動職員コード、19.異動PID、20.データ作成日、21.データ作成時刻、22.データ作成PG、23.本人出カフラグ

12 生活保護受給情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.生活保護受給開始日、7.生活保護受給廃止日、8.生活保護ケース番号、9.生活保護受給フラグ、10.備考、11.被保険者番号、12.生活保護情報削除フラグ、13.代理納付フラグ、14.他市町村管轄フラグ、15.他市町村コード、16.他市町村名、17.支給停止フラグ、18.生保処理区分、19.異動所属コード、20.異動職員コード、21.異動PID、22.データ作成日、23.データ作成時刻、24.データ作成PG

13 特記事項情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.被保険者番号、7.特記事項履歴連番、8.特記コード、9.特記事項、10.特記開始日、11.特記終了日、12.業務コード、13.職員コード、14.特記情報削除フラグ、15.異動所属コード、16.異動職員コード、17.異動PID、18.データ作成日、19.データ作成時刻、20.データ作成PG

14 送達記録情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.帳票コード、7.送達日、8.通知書番号、9.発行連番、10.送付先連番、11.送達物区分、12.返戻日、13.返戻理由区分、14.公示日、15.再送付日、16.公示対象フラグ、17.公示済フラグ、18.公示終了日、19.送付先郵便番号、20.送付先名、21.送付先住所、22.送付先住所方書、23.発行日、24.送達処理区分、25.業務主キー情報、26.異動所属コード、27.異動職員コード、28.異動PID、29.データ作成日、30.データ作成時刻、31.データ作成PG

15 国民健康保険加入者情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.国保履歴連番、7.国保保険者番号、8.国保被保険者番号、9.個人区分コード、10.国保個人番号、11.国保宛名コード、12.国保世帯加入日、13.国保世帯離脱日、14.退職者医療保険者番号、15.国保退職該当日、16.国保退職非該当日、17.国保処理区分、18.異動所属コード、19.異動職員コード、20.異動PID、21.データ作成日、22.データ作成時刻、23.データ作成PG

16 後期高齢者被保険者情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.後期高齢者履歴連番、7.行為高齢者保険者番号、8.個人区分コード、9.後期高齢者個人番号、10.後期高齢者被保険者番号、11.被保険者資格取得年月日、12.被保険者資格喪失年月日、13.保険者番号適用開始年月日、14.保険者番号適用終了年月日、15.後期高齢者処理区分、16.異動所属コード、17.異動職員コード、18.異動PID、19.データ作成日、20.データ作成時刻、21.データ作成PG

17 外国人補助情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.漢字氏名、7.英字氏名、8.氏名優先区分、9.在留期間、10.在留カード等の番号、11.異動所属コード、12.異動職員コード、13.異動PID、14.データ作成日、15.データ作成時刻、16.データ作成PG

18 住民税付随マスタ

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.税賦課年度、7.履歴番号、8.営業所得、9.給与所得、10.課税年金、11.非課税年金、12.年金所得、13.その他所得、14.年金収入合計、15.総所得、16.控配控除、17.控特控除、18.扶養控除、19.障害者控除、20.その他控除、21.控除額合計、22.繰越損失額、23.分離課税所得、24.山林所得、25.退職所得、26.合計所得、27.課税総所得、28.均等割額、29.収入内訳、30.義務者宛名コード、31.16歳未満控除対象数、32.16歳以上19歳未満控除対象数、33.課税標準額-課税総所得、34.課税標準額-分離短期譲渡、35.課税標準額-分離長期譲渡、36.課税標準額-土地、37.課税標準額-山林所得、38.課税標準額-株譲渡所得、39.課税標準額-先物取引所得、40.課税標準額-上場株式配当、41.分離所得-短期譲渡-一般-益、42.分離所得-短期譲渡-軽減-益、43.分離所得-長期譲渡-一般-益、44.分離所得-長期譲渡-特定-益、45.分離所得-長期譲渡-軽減-益、46.分離所得-短期譲渡-一般-所得、47.分離所得-短期譲渡-軽減-所得、48.分離所得-長期譲渡-一般-所得、49.分離所得-長期譲渡-特定-所得、50.分離所得-長期譲渡-軽減-所得、51.特別控除額、52.異動所属コード、53.異動職員コード、54.異動PID、55.データ作成日、56.データ作成時刻、57.データ作成PG

19 証交付申請情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.証交付年月日、7.証交付申請内容区分、8.証交付申請状態区分、9.証交付決定日、10.証交付申請番号、11.証交付申請事由コード、12.支所コード、13.証交付申請者氏名、14.申請者関係コード、15.申請者住所、16.申請者郵便番号、17.申請者電話番号、18.申請受付場所コード、19.申請受付者所属コード、20.申請受付者職員コード、21.医療保険確認区分、22.医療保険者コード、23.外国人滞在確認区分、24.外国人入国目的コード、25.外国人滞在開始日、26.外国人滞在終了日、27.証交付申請情報削除フラグ、28.被保険者番号、29.異動所属コード、30.異動職員コード、31.異動PID、32.データ作成日、33.データ作成時刻、34.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

20 資格得喪情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.資格得喪履歴連番、7.宛名コード、8.資格異動日、9.資格取得日、10.資格喪失日、11.一号該当日、12.資格異動事由コード、13.資格情報消除フラグ、14.被保険者区分、15.被保険者送付先連番、16.住記提供済フラグ、17.資格届出日、18.住記提供データ作成日、19.市町村資格取得日、20.市町村資格喪失日、21.市町村一号該当日、22.異動フラグ、23.資格取得連番、24.異動所属コード、25.異動職員コード、26.異動PID、27.データ作成日、28.データ作成時刻、29.データ作成PG

21 証発行情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.証振分区分、7.被保険者証履歴連番、8.証区分、9.証分類区分、10.証交付状況区分、11.証交付日、12.証有効開始日、13.証有効期限日、14.証作成事由コード、15.証返還日、16.証返還督促状発行日、17.証返還督促状発行回数、18.証返還督促状番号、19.証情報消除フラグ、20.証作成区分、21.発行連番、22.異動所属コード、23.異動職員コード、24.異動PID、25.データ作成日、26.データ作成時刻、27.データ作成PG

22 施設入所情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.施設入所履歴連番、7.施設入所日、8.施設退所日、9.入所施設事業者コード、10.施設入所種別区分、11.他市町村住所地、12.旧措置者フラグ、13.旧措置者終了日、14.入所連絡票送付日、15.退所連絡票送付日、16.変更連絡票送付日、17.転出通知送付日、18.退所理由区分、19.適用開始日、20.適用解除日、21.施設所在保険者番号、22.特列入所適用開始日、23.特列入所適用終了日、24.施設情報消除フラグ、25.被保険者番号、26.他市町村コード、27.他市町村被保険者番号、28.前住所地等、29.入所連絡票受理日、30.退所連絡票受理日、31.変更連絡票届出日、32.異動所属コード、33.異動職員コード、34.異動PID、35.データ作成日、36.データ作成時刻、37.データ作成PG

23 要保護境界層者情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.被保険者番号、7.履歴番号、8.異動日、9.申請日、10.認定日、11.届出日、12.給付額減額フラグ、13.居住費利用者負担段階、14.食費利用者負担段階、15.高額所得区分、16.保険料所得段階、17.適用開始年月、18.適用終了年月、19.減額適用終了年月、20.居住費適用終了年月、21.食費適用終了年月、22.高額適用終了年月、23.証明書確認、24.備考、25.消除フラグ、26.賦課反映処理済フラグ、27.処理済フラグ2、28.処理済フラグ3、29.処理済フラグ4、30.処理済フラグ5、31.異動所属コード、32.異動職員コード、33.異動PID、34.データ作成日、35.データ作成時刻、36.データ作成PG

24 要介護認定情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.支所コード、6.被保険者番号、7.履歴番号、8.要介護認定申請日、9.調査回数、10.認定状態区分、11.認定進行フラグ、12.訪問調査進行フラグ、13.意見書進行フラグ、14.審査会進行フラグ、15.要介護認定変更区分、16.要介護認定廃止区分、17.要介護認定廃止日、18.職権修正区分、19.職権修正日、20.職権修正者管理市町村コード、21.職権修正者コード、22.要介護認定申請受理日、23.要介護認定申請番号、24.要介護認定申請区分、25.要介護認定申請識別区分、26.要介護認定申請理由コード、27.受付場所コード、28.要介護担当地区コード、29.申請者区分、30.申請者関係コード、31.申請代行業者管理市町村コード、32.申請者宛名コード、33.申請者氏名、34.申請者住所、35.申請者郵便番号、36.申請者電話番号、37.申請受付者所属コード、38.申請受付者職員コード、39.入所施設管理市町村コード、40.入所施設コード、41.調査時警告フラグ、42.調査同意日、43.調査同意書番号、44.訪問調査希望日時1、45.訪問調査希望日時2、46.訪問調査希望日時3、47.調査実施場所区分、48.訪問調査回目、49.調査票回収予定日、50.調査委託日、51.予定調査実施日、52.予定調査実施開始時刻、53.訪問調査日、54.訪問調査開始時刻、55.調査委託事業者管理市町村コード、56.調査委託事業者コード、57.訪問調査員管理市町村コード、58.訪問調査員コード、59.調査結果入手日、60.調査票番号、61.訪問調査事業者委託カウント、62.一次判定警告コード、63.かかりつけ医医療機関管理市町村コード、64.かかりつけ医医療機関コード、65.かかりつけ医管理市町村コード、66.かかりつけ医コード、67.かかりつけ医氏名、68.意見書回目、69.意見書作成医療機関管理市町村コード、70.意見書作成医医療機関コード、71.意見書作成医管理市町村コード、72.意見書作成医コード、73.意見書作成医氏名、74.意見書作成医区分、75.意見書診断フラグ、76.かかりつけ医意見書作成依頼日、77.意見書作成依頼書通知日、78.意見書作成依頼書最新発行日、79.意見書作成依頼書発行回数、80.意見書回収予定日、81.診断命令書最新発行日、82.かかりつけ医意見書作成日、83.かかりつけ医意見書入手日、84.かかりつけ医意見書番号、85.疾病区分、86.傷病名、87.その他意見、88.一次審査日、89.一次審査要介護状態区分、90.二次審査依頼日、91.二次審査予定日、92.二次審査日、93.審査会会場管理市町村コード、94.審査会会場コード、95.審査会開始時刻、96.審査会管理市町村コード、97.審査会コード、98.審査順番号、99.一次判定結果変更理由、100.二次審査要介護状態区分、101.審査会意見コード、102.サービス種類限定フラグ、103.認定有効月数、104.要介護認定日、105.認定有効開始日、106.認定有効終了日、107.要介護認定認定理由コード、108.認定通知書通知日、109.認定通知書最新発行日、110.認定通知書発行回数、111.転入前保険者コード、112.転入前保険者名、113.転入前被保険者番号、114.転入前受給資格証明書発行日、115.受給資格証明書最新発行日、116.受給資格証明書通知日、117.受給資格証明書発行回数、118.処分延期事由コード、119.処分延期決定日、120.認定処理予定日、121.処分延期通知書最新発行日、122.処分延期通知書通知日、123.処分延期通知書発行回数、124.目標訪問調査依頼日、125.目標訪問調査票回収日、126.目標かかりつけ医意見書依頼日、127.目標かかりつけ医意見書回収日、128.目標一次審査日、129.目標二次審査日、130.目標認定通知日、131.前回履歴番号、132.前回要介護認定申請日、133.前回調査最大回数、134.前回認定有効月数、135.前回要介護認定日、136.前回認定有効開始日、137.前回認定有効終了日、138.前回一次審査要介護状態区分、139.前回二次審査要介護状態区分、140.前回介護保険審査会要介護状態区分、141.前回サービス種類限定フラグ、142.前回訪問調査員管理市町村コード、143.前回訪問調査員コード、144.前回意見書作成医管理市町村コード、145.前回意見書作成医コード、146.前回合議体管理市町村コード、147.前回合議体コード、148.家族介護状態区分、149.家族介護拡大額、150.備考、151.備考訪問調査、152.備考意見書、153.備考審査会、154.国保連への通知日、155.申請抽出フラグ、156.審査結果抽出フラグ、157.認定センタ送信日、158.勸奨通知日、159.送付先連番、160.更新申請区分、161.訪問調査在宅区分、162.意見書在宅区分、163.意見書新規継続区分、164.本人同意フラグ、165.審査会割当状態区分、166.モバイル依頼区分、167.再調査区分、168.廃止フラグ、169.痴呆性高齢者の目印、170.予備1、171.予備2、172.予備3、173.予備4、174.予備5、175.予備6、176.予備7、177.予備8、178.予備9、179.予備10、180.職権対応内容区分、181.削除フラグ、182.異動所属コード、183.異動職員コード、184.異動PID、185.データ作成日、186.データ作成時刻、187.データ作成PG、188.法改正フラグ、189.前回法改正フラグ、190.蓋然性評価コード、191.蓋然性評価パーセント、192.推定給付区分コード、193.要介護1状態像コード、194.医療保険者番号、195.医療被保険者証記号、196.医療被保険者証番号、197.医療被保険者証枝番、198.特殊な職権データ判別データ



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

25. サービス種類限定情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.履歴番号、7.要介護認定申請日、8.調査回数、9.サービス種類コード01、10.サービス種類コード02、11.サービス種類コード03、12.サービス種類コード04、13.サービス種類コード05、14.サービス種類コード06、15.サービス種類コード07、16.サービス種類コード08、17.サービス種類コード09、18.サービス種類コード10、19.サービス種類コード11、20.サービス種類コード12、21.サービス種類コード13、22.サービス種類コード14、23.サービス種類コード15、24.サービス種類コード16、25.サービス種類コード17、26.サービス種類コード18、27.サービス種類コード19、28.サービス種類コード20、29.サービス種類コード21、30.サービス種類コード22、31.サービス種類コード23、32.サービス種類コード24、33.サービス種類コード25、34.サービス種類コード26、35.サービス種類コード27、36.サービス種類コード28、37.サービス種類コード29、38.サービス種類コード30、39.削除フラグ、40.異動所属コード、41.異動職員コード、42.異動PID、43.データ作成日、44.データ作成時刻、45.データ作成PG

26. 審査会意見情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.履歴番号、7.要介護認定申請日、8.調査回数、9.審査会意見、10.削除フラグ、11.異動所属コード、12.異動職員コード、13.異動PID、14.データ作成日、15.データ作成時刻、16.データ作成PG

27 認定対象者情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.資格得喪履歴番号、7.履歴番号、8.認定申請日、9.宛名コード、10.基本氏名カナ、11.基本氏名、12.基本通称名カナ、13.基本通称名、14.氏名利用区分、15.基本生年月日、16.基本性別コード、17.基本続柄コード、18.基本住所コード、19.基本市内外区分、20.基本カスタマーバーコード、21.基本住所、22.基本住所方書、23.基本郵便番号、24.地区コード1、25.地区コード2、26.地区コード3、27.地区コード4、28.地区コード5、29.資格異動日、30.資格取得日、31.資格喪失日、32.一号該当日、33.資格異動事由コード、34.資格情報削除フラグ、35.被保険者区分、36.被保険者送付先連番、37.住記提供済フラグ、38.認定情報管理市町村コード、39.訪問調査情報管理市町村コード、40.意見書管理市町村コード、41.審査会管理市町村コード、42.訪問調査備考、43.削除フラグ、44.異動所属コード、45.異動職員コード、46.異動PID、47.データ作成日、48.データ作成時刻、49.データ作成PG

28 転入・資格喪失者連携管理情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.履歴番号、7.転入情報連携フラグ、8.転入情報連携日、9.資格喪失情報連携フラグ、10.資格喪失情報連携日、11.資格喪失日、12.資格喪失センタ送信日、13.異動所属コード、14.異動職員コード、15.異動PID、16.データ作成日、17.データ作成時刻、18.データ作成PG

29 居宅サービス計画届出情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.居宅有効開始日、5.居宅有効終了日、6.最新届出フラグ、7.届出日、8.居宅サービス計画届出番号、9.届出区分、10.作成区分、11.居宅介護支援事業者番号、12.事業者区分、13.介護支援専門員名、14.計画変更日、15.計画変更事由、16.小規模多機能型居宅サービス利用有無、17.電話番号、18.委託先居宅介護支援事業者番号、19.申請者関係コード、20.代理人-委任日、21.代理人-郵便番号、22.代理人-住所、23.代理人-電話番号、24.代理人-氏名、25.居宅サービス計画適用開始日、26.居宅サービス計画適用終了日、27.申請受付日、28.申請受付者所属コード、29.申請受付者職員コード、30.申請受付場所コード、31.支所コード、32.国保連提出区分、33.国保連送付済フラグ、34.異動日、35.異動時刻、36.異動所属コード、37.異動職員コード、38.異動PID、39.異動区分、40.データ作成日、41.データ作成時刻、42.データ作成PG

30 給付管理票情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.対象年月、5.種別区分、6.給付管理票番号、7.作成日、8.給付管理票作成区分、9.居宅サービス計画作成区分、10.居宅介護支援事業者番号、11.事業者区分、12.要介護状態区分、13.限度額適用開始年月、14.限度額適用終了年月、15.支給限度額、16.前月まで給付計画日数、17.指定サービス分小計、18.基準該当サービス小計、19.給付計画合計点数、20.担当介護支援専門員番号、21.委託先の居宅介護支援事業者番号、22.委託先の担当介護支援専門員番号、23.申請届出日、24.申請受付日、25.申請受付者所属コード、26.申請受付者職員コード、27.申請受付場所コード、28.支所コード、29.国保連提出区分、30.国保連送付済フラグ、31.異動日、32.異動時刻、33.異動所属コード、34.異動職員コード、35.異動PID、36.異動区分、37.データ作成日、38.データ作成時刻、39.データ作成PG

31 給付管理票明細情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.対象年月、5.種別区分、6.連番、7.居宅介護新事業者番号、8.事業者区分、9.サービス種類コード、10.給付計画点数、11.異動日、12.異動時刻、13.異動所属コード、14.異動職員コード、15.異動PID、16.異動区分、17.データ作成日、18.データ作成時刻、19.データ作成PG

32 償還払い申請情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.整理番号、6.申請書番号、7.申請給付種類コード、8.申請日、9.受付日、10.申請事由名称コード、11.その他事由、12.申請者関係区分コード、13.申請者関係区分コード、14.申請者事業者番号、15.申請者郵便番号、16.申請者住所、17.申請者電話番号、18.支所コード、19.申請受付者所属コード、20.申請受付者職員コード、21.申請受付場所コード、22.支払方法区分コード、23.口座連番、24.口座宛名コード、25.金融機関コード、26.支店コード、27.口座種別コード、28.口座番号、29.口座名義人カナ、30.口座名義人、31.送付先連番、32.送付先宛名コード、33.貸付申請区分コード、34.貸付番号、35.貸付日、36.貸付額、37.貸付終了日、38.保険請求額、39.利用者負担額、40.国保連提出区分コード、41.支給区分コード、42.支給決定日、43.点数、44.支払金額合計、45.支払不支給理由、46.受領委任区分、47.受領委任事業者番号、48.償還処理状態区分、49.支払状態区分、50.領収証確認フラグ、51.サービス提供証明書確認フラグ、52.受領委任確認フラグ、53.備考、54.審査自庁区分、55.支払予定開始日-委託時窓口払用、56.支払予定終了日-委託時窓口払用、57.償還連絡票作成年月、58.審査年月、59.決定通知書作成区分、60.決定通知書番号、61.国保連決定通知書番号、62.提供月要介護状態区分、63.提供月認定有効開始日、64.提供月認定有効終了日、65.異動日、66.異動時刻、67.異動所属コード、68.異動職員コード、69.異動PID、70.異動区分、71.データ作成日、72.データ作成時刻、73.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

33 償還払い明細基本情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.整理番号、6.事業者番号、7.交換情報識別番号、8.居宅サービス計画作成区分コード、9.居宅介護支援事業者番号、10.開始日、11.中止日、12.中止理由コード、13.入所日、14.退所日、15.入所実日数、16.外泊日数、17.退所後の状態コード、18.保険給付率、19.サービス点数、20.保険請求額、21.利用者負担額、22.緊急時施設療養保険請求分合計額、23.特定診療費保険請求分合計額、24.食事提供費請求額、25.緊急時施設療養費情報有無フラグ、26.特定診療費情報有無フラグ、27.食事費用情報有無フラグ、28.送付対象区分コード、29.異動日、30.異動時刻、31.異動所属コード、32.異動職員コード、33.異動PID、34.異動区分、35.データ作成日、36.データ作成時刻、37.データ作成PG

34 償還払い明細情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.整理番号、7.交換情報識別番号、8.サービス種類コード、9.サービス項目コード、10.連番、11.点数、12.日数回数、13.サービス点数、14.摘要、15.施設所在保険者番号、16.審査方法区分コード、17.送付対象区分コード、18.異動日、19.異動時刻、20.異動所属コード、21.異動職員コード、22.異動PID、23.異動区分、24.データ作成日、25.データ作成時刻、26.データ作成PG

35 償還払い福祉用具購入費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.整理番号、7.連番、8.交換情報識別番号、9.サービスコード、10.福祉用具購入日、11.領収書記載日、12.福祉用具商品名、13.福祉用具種目コード、14.福祉用具製造事業者名、15.福祉用具販売事業者名、16.販売事業者電話番号、17.保険給付率、18.購入金額、19.保険請求算定額、20.支給予定額、21.品目コード、22.審査方法区分コード、23.送付対象区分コード、24.異動日、25.異動時刻、26.異動所属コード、27.異動職員コード、28.異動PID、29.異動区分、30.データ作成日、31.データ作成時刻、32.データ作成PG

36 償還払い住宅改修費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.整理番号、7.連番、8.交換情報識別番号、9.サービスコード、10.住宅改修着工日、11.住宅改修完成日、12.領収書記載日、13.住宅改修事業者名、14.住宅改修事業者電話番号、15.申請者関係区分コード、16.所有者名、17.住宅区分、18.住宅改修先住所連番、19.住宅改修先郵便番号、20.住宅改修先住所、21.住宅改修先電話番号、22.保険給付率、23.改修金額、24.保険請求算定額、25.支給予定額、26.リセット区分、27.住宅改修区分1、28.住宅改修区分2、29.住宅改修区分3、30.住宅改修区分4、31.住宅改修区分5、32.住宅改修区分6、33.理由書作成日、34.理由書作成事業者番号、35.理由書作成者名、36.審査方法区分コード、37.送付対象区分コード、38.異動日、39.異動時刻、40.異動所属コード、41.異動職員コード、42.異動PID、43.異動区分、44.データ作成日、45.データ作成時刻、46.データ作成PG

37 償還払い支給決定者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.整理番号、6.事業者番号、7.サービス種類コード、8.連番、9.国保連決定通知書番号、10.支給区分コード、11.点数、12.支払金額、13.増減点、14.支払方法区分コード、15.備考1、16.備考2、17.異動日、18.異動時刻、19.異動所属コード、20.異動職員コード、21.異動PID、22.異動区分、23.データ作成日、24.データ作成時刻、25.データ作成PG

38 償還払い住宅改修費付記情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.整理番号、6.申請書番号、7.申請給付種類コード、8.住宅改修先住所連番、9.理由書有無コード、10.住宅所有者の承諾有無コード、11.見積有無フラグ、12.予備1、13.予備2、14.予備3、15.予備4、16.予備5、17.予備6、18.異動日、19.異動時刻、20.異動所属コード、21.異動職員コード、22.異動PID、23.異動区分、24.データ作成日、25.データ作成時刻、26.データ作成PG

39 高額算定情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.基準日、6.世帯コード、7.所得区分コード、8.老齢福祉年金受給の有無、9.利用者負担額第2段階、10.激変緩和措置対象者区分、11.境界層区分コード、12.境界前所得区分コード、13.異動日、14.異動時刻、15.異動所属コード、16.異動職員コード、17.異動PID、18.異動区分、19.データ作成日、20.データ作成時刻、21.データ作成PG、22.高額段階区分コード

40 高額対象者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.作成年月、6.対象番号、7.サービス費用合計額合計、8.利用者負担額合計、9.算定基準額、10.支払済金額合計、11.高額支給額、12.元利用者負担額合計、13.元算定基準額、14.元高額支給額、15.社福区分、16.市単区分、17.戻入区分、18.備考、19.対象者情報作成年月日、20.勸奨通知書番号、21.勸奨通知書作成日、22.事業者設定区分、23.事業者区分、24.受領委任区分、25.住所地特例区分、26.申請区分、27.手書申請区分、28.対象者無効区分、29.対象者統合区分、30.対象者統合元作成年月、31.月遅れ実績区分、32.算定基準日、33.世帯コード、34.所得区分コード、35.老福の有無、36.利用者負担第2段階、37.激変緩和措置対象者区分、38.世帯合算区分コード、39.境界層区分コード、40.境界前所得区分コード、41.自動償還区分、42.社福軽減率、43.社福利用者負担額、44.社福軽減額、45.社福軽減利用者負担額、46.予備、47.異動日、48.異動時刻、49.異動所属コード、50.異動職員コード、51.異動PID、52.異動区分、53.データ作成日、54.データ作成時刻、55.データ作成PG、56.高額段階区分コード、57.算定情報市町村コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

41 高額申請情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.作成年月、6.勸奨通知書番号、7.受付番号、8.対象番号、9.サービス費用総計、10.支払額合計、11.算定基準額、12.支払済金額合計、13.申請日、14.申請者関係コード、15.申請者事業者番号、16.申請者氏名、17.申請者郵便番号、18.申請者住所、19.申請者電話番号、20.支払方法区分コード、21.口座連番、22.口座宛名コード、23.金融機関コード、24.支店コード、25.口座種別コード、26.口座番号、27.口座名義人カナ、28.口座名義人、29.送付先連番、30.送付先宛名コード、31.申請受付者所属コード、32.申請受付者職員コード、33.申請受付場所、34.支所コード、35.世帯合算区分コード、36.世帯集約コード、37.領収証確認フラグ、38.受領委任確認フラグ、39.給付制限フラグ、40.給付割合、41.備考、42.貸付申請区分コード、43.貸付番号、44.貸付日、45.貸付額、46.貸付終了日、47.受付年月日、48.決定年月日、49.支給区分コード、50.支給金額、51.不支給理由、52.受領委任区分、53.受領委任事業者番号、54.判定結果作成年月、55.審査方法区分コード、56.決定作成年月、57.決定者情報作成年月日、58.決定番号、59.利用者負担額一國保連決定、60.支給区分コード、61.決定年月一國保連決定、62.高額支給額一國保連決定、63.処理状態区分、64.支払状態区分、65.審査自庁区分、66.オンライン決定区分、67.決定通知書作成区分、68.決定通知書番号、69.支払予定開始年月日、70.支払予定終了年月日、71.手書申請区分、72.予備、73.異動日、74.異動時刻、75.異動所属コード、76.異動職員コード、77.異動PID、78.異動区分、79.データ作成日、80.データ作成時刻、81.データ作成PG

42 支払予定管理情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.申請区分、4.会計年度、5.サービス提供年月、6.被保険者番号、7.通知書番号、8.連番、9.要介護認定識別区分、10.受領委任区分、11.受領委任事業者番号、12.申請給付種類コード、13.支払方法区分コード、14.口座連番、15.被仕向銀行番号、16.被仕向支店番号、17.預金種目、18.口座名義人カナ、19.口座名義人、20.保険請求額、22.自己請求額、23.貸付額、24.控除額、25.支払予定期間開始日、26.支払予定期間終了日、27.当初支払予定額、28.支払予定額、29.支払日、30.支払済金額、31.返納予定日、32.返納日、33.返納済額、34.滞納額、35.審査自庁区分、36.支払状態区分、37.支払情報作成日、38.削除フラグ、39.異動日、40.異動時刻、41.異動所属コード、42.異動職員コード、43.異動PID、44.異動区分、45.データ作成日、46.データ作成時刻、47.データ作成PG

43 給付実績基本情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.相殺区分、9.実績作成元コード、10.カレント履歴番号、11.交換情報識別番号、12.給付実績区分コード、13.整理番号、14.給付実績情報作成区分コード、15.居宅サービス計画作成区分コード、16.居宅介護支援事業者番号、17.開始年月日、18.中止年月日、19.中止理由コード、20.入所年月日、21.退所年月日、22.入所実日数、23.外泊日数、24.退所後の状態コード、25.保険給付率、26.前サービス点数、27.前保険請求額、28.前利用者負担額、29.前緊急保険請求額、30.前特定保険請求額、31.前食事請求額、32.後サービス点数、33.後保険請求額、34.後利用者負担額、35.後緊急保険請求額、36.後特定保険請求額、37.後食事請求額、38.生年月日、39.性別コード、40.要介護状態区分コード一國保連、41.要介護状態区分コード、42.旧措置入所者特例コード一國保連、43.旧措置入所者特例コード、44.認定有効開始年月日、45.認定有効終了年月日、46.老人保健市町村番号、47.老人保健受給者番号、48.後期保険者番号、49.後期被保険者番号、50.國保保険者番号、51.國保被保険者証番号、52.國保個人番号、53.公費1負担者番号、54.公費1受給者番号、55.公費1給付率、56.公費1前サービス点数、57.公費1前請求額、58.公費1前本人負担額、59.公費1前緊急請求額、60.公費1前特定請求額、61.公費1前食事請求額、62.公費1後サービス点数、63.公費1後請求額、64.公費1後本人負担額、65.公費1後緊急請求額、66.公費1後特定請求額、67.公費1後食事請求額、68.公費2負担者番号、69.公費2受給者番号、70.公費2給付率、71.公費2前サービス点数、72.公費2前請求額、73.公費2前本人負担額、74.公費2前緊急請求額、75.公費2前特定請求額、76.公費2前食事請求額、77.公費2後サービス点数、78.公費2後請求額、79.公費2後本人負担額、80.公費2後緊急請求額、81.公費2後特定請求額、82.公費2後食事請求額、83.公費3負担者番号、84.公費3受給者番号、85.公費3給付率、86.公費3前サービス点数、87.公費3前請求額、88.公費3前本人負担額、89.公費3前緊急請求額、90.公費3前特定請求額、91.公費3前食事請求額、92.公費3後サービス点数、93.公費3後請求額、94.公費3後本人負担額、95.公費3後緊急請求額、96.公費3後特定請求額、97.公費3後食事請求額、98.再審査過誤申立状態区分、99.公費フラグ、100.緊急時施設療養費フラグ、101.特定診療費フラグ、102.食事費用フラグ、103.特定入所者介護費用フラグ、104.社会福祉法人軽減額フラグ、105.國保連送付済フラグ、106.訂正理由、107.警告区分コード、108.審査年月、109.取消解除フラグ、110.保険者保有作成年月、111.特入差額支給フラグ、112.基本摘要フラグ、113.予備、114.異動日、115.異動時刻、116.異動所属コード、117.異動職員コード、118.異動PID、119.異動区分、120.データ作成日、121.データ作成時刻、122.データ作成PG

44 給付実績明細情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.サービス種類コード、14.サービス項目コード、15.摘要、16.前点数、17.前日数回数、18.前サービス点数、19.後点数、20.後日数回数、21.後サービス点数、22.公費1前日数回数、23.公費1前サービス点数、24.公費1後日数回数、25.公費1後サービス回数、26.公費2前日数回数、27.公費2前サービス点数、28.公費2後日数回数、29.公費2後サービス回数、30.公費3前日数回数、31.公費3前サービス回数、32.公費3後日数回数、33.公費3後サービス回数、34.給付種類区分、35.サービス費種類コード、36.特例フラグ、37.公費フラグ、38.再審査過誤申立状態区分、39.再審査回数、40.過誤回数、41.審査年月、42.住所地特例フラグ、43.施設所在保険者番号、44.異動日、45.異動時刻、46.異動所属コード、47.異動職員コード、48.異動PID、49.異動区分、50.データ作成日、51.データ作成時刻、52.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

45 緊急時施設療養費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.往診医療機関名、14.通院医療機関名、15.前住診日数、16.前通院日数、17.前緊急時治療管理点数、18.前緊急時治療管理日数、19.前緊急時治療管理小計、20.前リハビリテーション点数、21.前処置点数、22.前手術点数、23.前麻酔点数、24.前放射線治療点数、25.前緊急時施設療養費合計点数、26.前所定疾患施設療養費単位数、27.前所定疾患施設療養費日数、28.前所定疾患施設療養費小計、29.後住診日数、30.後通院日数、31.後緊急時治療管理点数、32.後緊急時治療管理日数、33.後リハビリテーション点数、34.後処置点数、35.後手術点数、36.後麻酔点数、37.後放射線治療点数、38.後所定疾患施設療養費単位数、39.後所定疾患施設療養費日数、40.緊急時傷病名1、41.緊急時傷病名2、42.緊急時傷病名3、43.治療開始年月日1、44.治療開始年月日2、45.治療開始年月日3、46.所定疾患施設療養費傷病名1、47.所定疾患施設療養費傷病名2、48.所定疾患施設療養費傷病名3、49.所定疾患施設療養費開始年月日1、50.所定疾患施設療養費開始年月日2、51.所定疾患施設療養費開始年月日3、52.摘要1、53.摘要2、54.摘要3、55.摘要4、56.摘要5、57.摘要6、58.摘要7、59.摘要8、60.摘要9、61.摘要10、62.摘要11、63.摘要12、64.摘要13、65.摘要14、66.摘要15、67.摘要16、68.摘要17、69.摘要18、70.摘要19、71.摘要20、72.再審査過誤申立状態区分、73.摘要フラグ、74.再審査回数、75.過誤回数、76.審査年月、77.異動日、78.異動時刻、79.異動所属コード、80.異動職員コード、81.異動PID、82.異動区分、83.データ作成日、84.データ作成時刻、85.データ作成PG

46 特定診療費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.前指導管理科点数、14.前単純エックス線点数、15.前リハビリテーション点数、16.前精神科専門療法点数、17.前予備1、18.前予備2、19.前合計点数、20.後指導管理科点数、21.後単純エックス線点数、22.後リハビリテーション点数、23.後精神科専門療法点数、24.後予備1、25.後予備2、26.後合計点数、27.傷病名、28.摘要1、29.摘要2、30.摘要3、31.摘要4、32.摘要5、33.摘要6、34.摘要7、35.摘要8、36.摘要9、37.摘要10、38.摘要11、39.摘要12、40.摘要13、41.摘要14、42.摘要15、43.摘要16、44.摘要17、45.摘要18、46.摘要19、47.摘要20、48.公費1前指導管理科点数、49.公費1前単純エックス線点数、50.公費1前リハビリテーション点数、51.公費1前精神科専門療法点数、52.公費1前予備1、53.公費1前予備2、54.公費1前合計点数、55.公費1後指導管理科点数、56.公費1後単純エックス線点数、57.公費1後リハビリテーション点数、58.公費1後精神科専門療法点数、59.公費1後予備1、60.公費1後予備2、61.公費1後合計点数、62.公費2前指導管理科点数、63.公費2前単純エックス線点数、64.公費2前リハビリテーション点数、65.公費2前精神科専門療法点数、66.公費2前予備1、67.公費2前予備2、68.公費2前合計点数、69.公費2後指導管理科点数、70.公費2後単純エックス線点数、71.公費2後リハビリテーション点数、72.公費2後精神科専門療法点数、73.公費2後予備1、74.公費2後予備2、75.公費2後合計点数、76.公費3前指導管理科点数、77.公費3前単純エックス線点数、78.公費3前リハビリテーション点数、79.公費3前精神科専門療法点数、80.公費3前予備1、81.公費3前予備2、82.公費3前合計点数、83.公費3後指導管理科点数、84.公費3後単純エックス線点数、85.公費3後リハビリテーション点数、86.公費3後精神科専門療法点数、87.公費3後予備1、88.公費3後予備2、89.公費3後合計点数、90.公費フラグ、91.摘要フラグ、92.再審査過誤申立状態区分、93.再審査回数、94.過誤回数、95.審査年月、96.異動日、97.異動時刻、98.異動所属コード、99.異動職員コード、100.異動PID、101.異動区分、102.データ作成日、103.データ作成時刻、104.データ作成PG

47 特定診療費明細情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.傷病名、14.識別番号、15.前単位数、16.前回数、17.前サービス単位数、18.前合計単位数、19.公費1前回数、20.公費1前サービス単位数、21.公費1前合計単位数、22.公費2前回数、23.公費2前サービス単位数、24.公費2前合計単位数、25.公費3前回数、26.公費3前サービス単位数、27.公費3前合計単位数、28.摘要、29.後単位数、30.後回数、31.後サービス単位数、32.後合計単位数、33.公費1後回数、34.公費1後サービス単位数、35.公費1後合計単位数、36.公費2後回数、37.公費2後サービス単位数、38.公費2後合計単位数、39.公費3後回数、40.公費3後サービス単位数、41.公費3後合計単位数、42.再審査回数、43.過誤回数、44.審査年月、45.異動日、46.異動時刻、47.異動所属コード、48.異動職員コード、49.異動PID、50.異動区分、51.データ作成日、52.データ作成時刻、53.データ作成PG

48 食事費用情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.相殺区分、9.給付実績情報作成区分コード、10.交換情報識別番号、11.整理番号、12.標準負担額月額、13.標準負担額日額、14.基本提供日数、15.前基本提供単価、16.基本提供金額、17.特別提供日数、18.前特別提供単価、19.特別提供金額、20.食事提供述べ日数、21.食事提供費合計、22.前食事提供費請求額、23.後特別提供単価、24.後特別提供単価、25.後食事提供費請求額、26.公費1対象食事提供延べ日数、27.公費1食事提供費請求分、28.公費2対象食事提供延べ日数、29.公費2食事提供費請求分、30.公費3対象食事提供延べ日数、31.公費3食事提供費請求分、32.公費フラグ、33.再審査過誤申立状態区分、34.再審査回数、35.過誤回数、36.審査年月、37.異動日、38.異動時刻、39.異動所属コード、40.異動職員コード、41.異動PID、42.異動区分、43.データ作成日、44.データ作成時刻、45.データ作成PG

49 食事費用明細情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.サービス種類コード、14.サービス項目コード、15.前提供単価、16.前提供日数、17.前提供金額、18.後提供単価、19.後提供日数、20.後提供金額、21.給付種類区分、22.サービス費種類コード、23.特例フラグ、24.摘要、25.再審査過誤申立状態区分、26.公費フラグ、27.再審査回数、28.過誤回数、29.審査年月、30.異動日、31.異動時刻、32.異動所属コード、33.異動職員コード、34.異動PID、35.異動区分、36.データ作成日、37.データ作成時刻、38.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

50 居宅サービス計画費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.相殺区分、9.給付実績情報作成区分コード、10.交換情報識別番号、11.整理番号、12.指定基準該当等事業者区分コード、13.点数単価、14.居宅サービス計画作成依頼届出日、15.レコード番号、16.サービスコード、17.前単位数、18.前日数回数、19.前点数、20.前単位数合計、21.前請求額、22.後単位数、23.後日数回数、24.後点数、25.後単位数合計、26.後請求金額、27.担当介護支援専門員番号、28.摘要、29.給付種類区分、30.サービス費種類コード、31.特例フラグ、32.再審査過誤申立状態区分、33.再審査回数、34.過誤回数、35.審査年月、36.異動日、37.異動時刻、38.異動所属コード、39.異動職員コード、40.異動PID、41.異動区分、42.データ作成日、43.データ作成時刻、44.データ作成PG

51 福祉用具購入費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.サービスコード、14.福祉購入日、15.福祉用具商品名、16.福祉用具種目コード、17.福祉用具製造事業者名、18.福祉用具販売事業者名、19.全体購入費用、20.購入金額、21.摘要、22.給付種類区分、23.サービス費種類コード、24.特例フラグ、25.特例年月、26.異動日、27.異動時刻、28.異動所属コード、29.異動職員コード、30.異動PID、31.異動区分、32.データ作成日、33.データ作成時刻、34.データ作成PG

52 住宅改修費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.サービスコード、14.申請日、15.住宅改修着工日、16.住宅改修完成日、17.住宅改修区分1、18.住宅改修区分2、19.住宅改修区分3、20.住宅改修区分4、21.住宅改修区分5、22.住宅改修区分6、23.住宅改修事業者名、24.住宅改修先住所、25.対象者との関係、26.住宅所有者名、27.全体改修費用、28.改修金額、29.給付種類区分、30.サービス費種類コード、31.特例フラグ、32.審査年月、33.異動日、34.異動時刻、35.異動所属コード、36.異動職員コード、37.異動PID、38.異動区分、39.データ作成日、40.データ作成時刻、41.データ作成PG

53 高額介護サービス費情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.給付実績区分コード、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.相殺区分、9.実績作成元コード、10.カレント履歴番号、11.交換情報識別番号、12.給付実績情報作成区分コード、13.受付年月日、14.決定年月日、15.利用者負担額、16.支給額、17.公費1負担者番号、18.公費1負担額、19.公費1支給額、20.公費2負担者番号、21.公費2負担額、22.公費2支給額、23.公費3負担者番号、24.公費3負担額、25.公費3支給額、26.給付種類区分、27.サービス費種類コード、28.特例フラグ、29.再審査過誤申立状態区分、30.公費フラグ、31.国保連送付済フラグ、32.訂正理由、33.審査年月、34.取消解除フラグ、35.保険者保有作成年月、36.高額作成年月、37.予備、38.異動日、39.異動時刻、40.異動所属コード、41.異動職員コード、42.異動PID、43.異動区分、44.データ作成日、45.データ作成時刻、46.データ作成PG

54 過誤申立情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.申立履歴番号、8.カレント履歴番号、9.審査年月、10.様式番号、11.申立理由区分、12.当初単位数、13.申立年月日、14.過誤識別区分、15.過誤決定年月、16.過誤申立作成年月、17.国保連送付済フラグ、18.過誤申立状態区分、19.申立元区分、20.異動日、21.異動時刻、22.異動所属コード、23.異動職員コード、24.異動PID、25.異動区分、26.データ作成日、27.データ作成時刻、28.データ作成PG

55 再審査申立情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.サービス種類コード、8.サービス項目コード、9.申立履歴番号、10.カレント履歴番号、11.審査年月、12.申立対象項目番号、13.申立理由番号、14.申立単位数、15.再審査結果コード、16.当初請求単位数、17.原審単位数、18.決定単位数、19.調整単位数、20.保険者負担額、21.申立年月日、22.再審査決定年月、23.再審査申立作成年月、24.国保連送付済フラグ、25.再審査申立状態区分、26.申立元区分、27.異動日、28.異動時刻、29.異動所属コード、30.異動職員コード、31.異動PID、32.異動区分、33.データ作成日、34.データ作成時刻、35.データ作成PG

56 特定入所者介護サービス費用情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.サービス種類コード、14.サービス項目コード、15.前費用単価、16.負担限度額、17.前日数、18.公費1前日数、19.公費2前日数、20.公費3前日数、21.前費用額、22.前保険分請求額、23.公費1前負担額、24.公費2前負担額、25.公費3前負担額、26.前利用者負担額、27.前費用額合計、28.前保険分請求額合計、29.前利用者負担額合計、30.公費1前負担額合計、31.公費1前請求額、32.公費1前本人負担月額、33.公費2前負担額合計、34.公費2前請求額、35.公費2前本人負担月額、36.公費3前負担額合計、37.公費3前請求額、38.公費3前本人負担月額、39.後費用単価、40.後日数、41.公費1後日数、42.公費2後日数、43.公費3後日数、44.後費用額、45.後保険分請求額、46.公費1後負担額、47.公費2後負担額、48.公費3後負担額、49.後利用者負担額、50.後費用額合計、51.後保険分請求額合計、52.後利用者負担額合計、53.公費1後負担額合計、54.公費1後請求額、55.公費1後本人負担月額、56.公費2後負担額合計、57.公費2後請求額、58.公費2後本人負担月額、59.公費3後負担額合計、60.公費3後請求額、61.公費3後本人負担月額、62.再審査回数、63.過誤回数、64.審査年月、65.異動日、66.異動時刻、67.異動所属コード、68.異動職員コード、69.異動PID、70.データ作成日、71.データ作成時刻、72.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

57 社会福祉法人軽減額情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.サービス種類コード、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.軽減率、14.受領すべき利用者負担額の総額、15.軽減額、16.軽減後利用者負担額、17.決定後受領すべき利用者負担額の総額、18.決定後軽減額、19.決定後軽減後利用者負担額、20.備考、21.再審査回数、22.過誤回数、23.審査年月、24.異動日、25.異動時刻、26.異動所属コード、27.異動職員コード、28.異動PID、29.データ作成日、30.データ作成時刻、31.データ作成PG

58 支払方法変更情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.給付制限種類区分、7.給付制限適用決定日、8.給付制限状態区分、9.給付制限理由コード、10.給付制限解除決定日、11.給付制限解除理由、12.給付制限適用開始日、13.給付制限適用終了日、14.弁明通知書通知日、15.弁明取消日、16.給付制限決定通知書通知日、17.弁明提出期限日、18.予告通知書番号、19.通知書番号、20.給付制限適用本決定日、21.弁明書提出フラグ、22.弁明書入手日、23.弁明書理由、24.送付先連番、25.減額計算期間開始年月日、26.減額計算期間終了年月日、27.徴収権消滅期間、28.納付済期間、29.異動所属コード、30.異動職員コード、31.異動PID、32.データ作成日、33.データ作成時刻、34.データ作成PG

59 減額免除認定情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.給付制限種類区分、7.給付制限適用決定日、8.免除申請日、9.免除期間開始日、10.免除期間終了日、11.免除状態区分、12.免除認定日、13.申請者区分、14.申請者関係コード、15.申請者名、16.申請者住所、17.申請者郵便番号、18.申請者電話番号、19.申請者理由コード、20.申請者受付場所コード、21.異動所属コード、22.異動職員コード、23.異動PID、24.データ作成日、25.データ作成時刻、26.データ作成PG

60 標準負担額減額情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.減額申請日、5.減額状態区分、6.申請者区分、7.減額申請受理日、8.減額申請番号、9.減額申請者郵便番号、10.減額申請者住所、11.減額申請者氏名、12.減額申請者電話番号、13.申請者関係コード、14.減額認定日、15.減額申請理由コード、16.その他減額申請理由、17.申請受付者所属コード、18.申請受付者職員コード、19.受付場所コード、20.支所コード、21.送付先連番、22.送付先宛名コード、23.減額、24.減額該当フラグ、25.減額認定理由コード、26.その他減額認定理由、27.減額開始日、28.減額終了日、29.減額認定証最新発行日、30.減額認定証発行回数、31.減額認定証通知日、32.減額取消日、33.減額取消理由コード、34.その他減額取消理由、35.所得基準日、36.世帯所得区分コード、37.老齢福祉年金受給者の有無、38.税区分、39.生活保護区分、40.境界層区分、41.減額結果通知書最新発行日、42.減額結果通知書発行回数、43.減額結果通知書通知日、44.タイムスタンプ-日付、45.タイムスタンプ-時刻、46.異動所属コード、47.異動職員コード、48.異動PID、49.データ作成日、50.データ作成時刻、51.データ作成PG

61 1割負担減免情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.減免申請日、5.減免状態区分、6.申請者区分、7.減免申請受理日、8.減免申請番号、9.減免申請者郵便番号、10.減免申請者住所、11.減免申請者氏名、12.減免申請者電話番号、13.申請者関係コード、14.減免認定日、15.減免申請理由コード、16.その他減免申請理由、17.申請受付者所属コード、18.申請受付者職員コード、19.受付場所コード、20.支所コード、21.送付先連番、22.送付先宛名コード、23.減免率、24.減免該当フラグ、25.減免認定理由コード、26.その他減免認定理由、27.減免開始日、28.減免終了日、29.減免認定証最新発行日、30.減免認定証発行回数、31.減免認定証通知日、32.所得基準日、33.老齢福祉年金受給者の有無、34.税区分、35.生活保護区分、36.減免結果通知書最新発行日、37.減免結果通知書発行回数、38.減免結果通知書通知日、39.タイムスタンプ-日付、40.タイムスタンプ-時刻、41.異動所属コード、42.異動職員コード、43.異動PID、44.データ作成日、45.データ作成時刻、46.データ作成PG

62 旧措置者減免情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.旧措置者申請日、5.旧措置者状態区分、6.旧措置者申請者区分、7.旧措置者申請受理日、8.旧措置者申請番号、9.旧措置者申請者郵便番号、10.旧措置者申請者住所、11.旧措置者申請者氏名、12.旧措置者申請者電話番号、13.申請者関係コード、14.旧措置者認定日、15.旧措置者申請理由コード、16.その他旧措置者申請理由、17.申請受付者所属コード、18.申請受付者職員コード、19.受付場所コード、20.支所コード、21.送付先連番、22.送付先宛名コード、23.旧措置者給付率、24.旧措置者認定理由コード、25.その他旧措置者認定理由、26.旧措置者減免開始日、27.旧措置者終了日、28.旧措置者認定証最新発行日、29.旧措置者認定証発行回数、30.旧措置者認定証通知日、31.旧措置者取消日、32.旧措置者取消理由コード、33.その他旧措置者取消理由、34.所得基準日、35.利用者負担段階、36.老齢福祉年金受給者の有無、37.税区分、38.生活保護区分、39.実質的負担軽減対象区分、40.旧措置者結果通知書最新発行日、41.旧措置者結果通知書発行回数、42.旧措置者結果通知書通知日、43.タイムスタンプ-日付、44.タイムスタンプ-時刻、45.異動所属コード、46.異動職員コード、47.異動PID、48.データ作成日、49.データ作成時刻、50.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

63 特定標準負担額減額情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.特定申請日、5.特定状態区分、6.申請者区分、7.特定申請受理日、8.特定申請番号、9.特定申請者郵便番号、10.特定申請者住所、11.特定申請者氏名、12.特定申請者電話番号、13.申請者関係コード、14.特定認定日、15.特定申請理由コード、16.その他特定申請理由、17.申請受付者所属コード、18.申請受付者職員コード、19.受付場所コード、20.支所コード、21.送付先連番、22.送付先宛名コード、23.減額、24.特定該当フラグ、25.特定認定理由コード、26.その他特定認定理由、27.特定開始日、28.特定終了日、29.特定認定証最新発行日、30.特定認定証発行回数、31.特定認定証通知日、32.特定取消日、33.特定取消理由コード、34.その他特定取消理由、35.所得基準日、36.世帯所得区分コード、37.老齢福祉年金受給者の有無、38.税区分、39.生活保護区分、40.境界層区分、41.特定結果通知書最新発行日、42.特定結果通知書発行回数、43.特定結果通知書通知日、44.タイムスタンプ-日付、45.タイムスタンプ-時刻、46.異動所属コード、47.異動職員コード、48.異動PID、49.データ作成日、50.データ作成時刻、51.データ作成PG

64 訪問介護利用者負担額減額情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.訪問申請日、5.訪問状態区分、6.申請者区分、7.訪問申請受理日、8.訪問申請番号、9.訪問申請者郵便番号、10.訪問申請者住所、11.訪問申請者氏名、12.訪問申請者電話番号、13.申請者関係コード、14.訪問認定日、15.訪問申請理由コード、16.その他訪問申請理由、17.申請受付者所属コード、18.申請受付者職員コード、19.受付場所コード、20.支所コード、21.送付先連番、22.送付先宛名コード、23.特別対策給付率、24.保険給付率、25.訪問該当フラグ、26.訪問認定理由コード、27.その他訪問認定理由、28.訪問開始日、29.訪問終了日、30.訪問結果通知書最新発行日、31.訪問結果通知書発行回数、32.訪問結果通知書通知日、33.訪問認定証最新発行日、34.訪問認定証発行回数、35.訪問認定証通知日、36.訪問取消日、37.訪問取消理由コード、38.その他訪問取消理由、39.身体障害者手帳有無フラグ、40.身体障害者等級区分、41.身体障害者番号1、42.身体障害者番号2、43.公費負担番号、44.公費受給者番号、45.所得基準日、46.世帯所得区分コード、47.税区分、48.生活保護区分、49.タイムスタンプ-日付、50.タイムスタンプ-時刻、51.異動所属コード、52.異動職員コード、53.異動PID、54.データ作成日、55.データ作成時刻、56.データ作成PG

65 特定入所者介護サービス情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.特入申請日、5.旧措置者区分、6.特入状態区分、7.申請者区分、8.特入申請事業者、9.特入申請受理日、10.特入申請番号、11.特入申請者郵便番号、12.特入申請者住所、13.特入申請者氏名、14.特入申請者電話番号、15.申請者関係コード、16.特入認定日、17.特入申請理由コード、18.その他特入申請理由、19.申請受付者所属コード、20.申請受付者職員コード、21.受付場所コード、22.支所コード、23.居室種別、24.送付先連番、25.送付先宛名コード、26.負担限度額ユニット型個室、27.負担限度額ユニット型準個室、28.負担限度額従来型個室一特、29.負担限度額従来型個室一老療、30.負担限度額多床室、31.負担限度額食費、32.特入認定区分、33.特入認定理由コード、34.その他特入認定理由、35.特入開始日、36.特入終了日、37.特入認定証最新発行日、38.特入認定証発行回数、39.特入認定証通知日、40.特入取消日、41.特入取消理由コード、42.その他特入取消理由、43.判定基準日、44.利用者負担段階、45.老齢福祉年金受給者の有無、46.税区分、47.第2段階所得要件、48.生活保護区分、49.居住費境界層区分、50.食費境界層区分、51.実質的負担軽減対象区分、52.特例減額措置対象区分、53.激変緩和措置対象区分、54.同意書の有無、55.配偶者の有無、56.事実婚、57.配偶者氏名、58.配偶者氏名カナ、59.配偶者生年月日、60.配偶者郵便番号、61.配偶者住所、62.配偶者電話番号、63.配偶者本年1月1日の郵便番号、64.配偶者本年1月1日の住所、65.配偶者課税状況、66.配偶者勤労の対象外理由、67.配偶者勤労の対象外その他理由、68.申請者戸籍照会、69.配偶者課税確認、70.配偶者備考、71.預貯金等の金額、72.収入等申告一生保老福、73.収入等申告一非課税80万以下、74.収入等申告一非課税80万超、75.預貯金等申告一判定額以下、76.預貯金額、77.有価証券評価概算額、78.その他現金負債等一内容、79.その他現金負債等一金額、80.添付書類一預貯金通帳写し、81.添付書類一有価証券口座残高写し、82.添付書類一貴金属口座残高写し、83.添付書類一投資信託口座残高写し、84.添付書類一負債借用証書等、85.銀行等照会、86.預貯金等備考、87.申請者戸籍照会年度、88.配偶者課税確認年度、89.銀行等照会年度、90.遺族障害年金の申告有無、91.非課税年金受給情報の有無、92.合計所得金額、93.課税年金収入額、94.非課税年金額、95.第2段階判定基準額、96.年金種別区分、97.非課税年金照会、98.照会書送付先市町村コード、99.照会書送付先市町村郵便番号、100.照会書送付先市町村名、101.照会書送付先市町村住所、102.照会書送付先市町村住所方書、103.特入通知書最新発行日、104.特入通知書発行回数、105.特入通知書通知日、106.タイムスタンプ-日付、107.タイムスタンプ-時刻、108.異動所属コード、109.異動職員コード、110.異動PID、111.データ作成日、112.データ作成時刻、113.データ作成PG

66 社会福祉法人減免情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.法人減免申請日、5.法人減免状態区分、6.申請者区分、7.法人減免申請受理日、8.法人減免申請番号、9.法人減免申請者郵便番号、10.法人減免申請者住所、11.法人減免申請者氏名、12.法人減免申請者電話番号、13.申請者関係コード、14.法人減免認定日、15.法人減免申請理由コード、16.その他法人減免申請理由、17.申請受付者所属コード、18.申請受付者職員コード、19.受付場所コード、20.支所コード、21.送付先連番、22.送付先宛名コード、23.法人減免率、24.法人減免率分母、25.国保連法人減免率、26.法人減免認定理由コード、27.その他法人減免認定理由、28.法人減免開始日、29.法人減免終了日、30.確認番号、31.法人減免取消日、32.法人減免取消理由コード、33.その他法人減免取消理由、34.所得基準日、35.利用者負担段階、36.老齢福祉年金受給者の有無、37.税区分、38.生活保護区分、39.実質的負担軽減対象区分、40.激変緩和措置対象区分、41.法人減免確認証最新発行日、42.法人減免確認証発行回数、43.法人減免確認証交付日、44.法人減免結果通知書最新発行日、45.法人減免結果通知書発行回数、46.法人減免結果通知書通知日、47.タイムスタンプ-日付、48.タイムスタンプ-時刻、49.異動所属コード、50.異動職員コード、51.異動PID、52.データ作成日、53.データ作成時刻、54.データ作成PG

67 高額合算申請情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.申請対象年度、4.申請年月日、5.支給申請書整理番号、6.処理年月、7.交換情報識別番号、8.提出保険者番号、9.受付年月日、10.支給申請区分、11.支給申請形態、12.審査自庁区分、13.処理状態区分、14.申請作成元区分、15.申請送付区分、16.医療保険者区分、17.自己負担額証明書交付申請の有無、18.申請受付者所属コード、19.申請受付者職員コード、20.申請受付場所コード、21.支所コード、22.申請取込番号、23.申請代表者氏名、24.郵便番号、25.住所、26.電話番号、27.異動日、28.異動時刻、29.異動所属コード、30.異動職員コード、31.異動PID、32.異動区分、33.データ作成日、34.データ作成時刻、35.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

68 高額合算申請対象者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.申請対象年度、4.申請年月日、5.支給申請書整理番号、6.連番、7.交換情報識別番号、8.宛名コード、9.被保険者番号、10.被保険者氏名カナ、11.被保険者氏名、12.生年月日、13.性別、14.所得区分、15.70歳以上の者に係る所得区分、16.被保険者資格喪失年月日、17.被保険者資格喪失事由、18.計算期間の始期、19.計算期間の終期、20.国保-被保険者番号、21.国保-被保険者証記号、22.国保-被保険者証番号、23.国保-世帯番号、24.国保-続柄、25.国保-被保険者名称、26.国保-加入期間-開始年月日、27.国保-加入期間-終了年月日、28.後期-被保険者番号、29.後期-被保険者番号、30.後期-広域連合名称、31.後期-加入期間-開始年月日、32.後期-加入期間-終了年月日、33.介護-証記載保険者番号、34.介護-被保険者番号、35.介護-被保険者名称、36.介護-加入期間-開始年月日、37.介護-加入期間-終了年月日、38.支払方法区分コード、39.口座管理番号、40.口座連番、41.口座宛名コード、42.金融機関コード、43.支店コード、44.口座種別コード、45.振込先名、46.口座番号、47.口座名義人カナ、48.口座名義人、49.振込先口座管理番号、50.送付先連番、51.送付先宛名コード、52.保険者名01、53.加入期間-開始年月日01、54.加入期間-終了年月日01、55.自己負担額証明書整理番号01、56.保険者名02、57.加入期間-開始年月日02、58.加入期間-終了年月日02、59.自己負担額証明書整理番号02、60.保険者名03、61.加入期間-開始年月日03、62.加入期間-終了年月日03、63.自己負担額証明書整理番号03、64.保険者名04、65.加入期間-開始年月日04、66.加入期間-終了年月日04、67.自己負担額証明書整理番号04、68.保険者名05、69.加入期間-開始年月日05、70.加入期間-終了年月日05、71.自己負担額証明書整理番号05、72.保険者名06、73.加入期間-開始年月日06、74.加入期間-終了年月日06、75.自己負担額証明書整理番号06、76.保険者名07、77.加入期間-開始年月日07、78.加入期間-終了年月日07、79.自己負担額証明書整理番号07、80.保険者名08、81.加入期間-開始年月日08、82.加入期間-終了年月日08、83.自己負担額証明書整理番号08、84.保険者名09、85.加入期間-開始年月日09、86.加入期間-終了年月日09、87.自己負担額証明書整理番号09、88.保険者名10、89.加入期間-開始年月日10、90.加入期間-終了年月日10、91.自己負担額証明書整理番号10、92.備考、93.異動日、94.異動時刻、95.異動所属コード、96.異動職員コード、97.異動PID、98.異動区分、99.データ作成日、100.データ作成時刻、101.データ作成PG

69 高額合算負担額累積情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.対象年度、4.サービス提供年月、5.被保険者番号、6.世帯コード、7.作成年月、8.利用者負担額合計、9.高額支給額、10.高額支給実績額、11.市町村調整額、12.遡及区分、13.給付制限区分、14.過誤申立区分、15.市町村単独助成区分、16.総合事業利用者負担額合計、17.総合事業高額支給額、18.総合事業高額支給実績額、19.総合事業市町村調整額、20.総合事業遡及区分、21.総合事業給付制限区分、22.総合事業過誤申立区分、23.総合事業市町村単独助成区分、24.月初年齢、25.異動日、26.異動時刻、27.異動所属コード、28.異動職員コード、29.異動PID、30.異動区分、31.データ作成日、32.データ作成時刻、33.データ作成PG

70 高額合算自己負担額確認情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.対象年度、4.被保険者番号、5.支給申請書整理番号、6.確認情報取込年月、7.補正情報送付年月、8.交換情報識別番号、9.保険制度コード、10.保険者名称、11.証記載保険者番号、12.被保険者証記号、13.被保険者証番号、14.被保険者氏名カナ、15.被保険者氏名、16.生年月日、17.性別、18.所得区分、19.70歳以上の者に係る所得区分、20.突合用後期高齢者医療被保険者番号、21.突合用後期高齢者医療被保険者番号、22.突合用国民健康保険被保険者番号、23.突合用国民健康保険被保険者証番号、24.突合用国保被保険者個人番号、25.証明書異動区分、26.補正済自己負担額送付区分、27.補正状態区分、28.対象計算期間-開始、29.対象計算期間-開始、30.被保険者期間-開始、31.被保険者期間-終了、32.申請年月日、33.4月度自己負担額、34.4月度70-74歳負担額、35.4月度高額支給額、36.4月度70-74歳高額支給額、37.4月度摘要、38.5月度自己負担額、39.5月度70-74歳負担額、40.5月度高額支給額、41.5月度70-74歳高額支給額、42.5月度摘要、43.6月度自己負担額、44.6月度70-74歳負担額、45.6月度高額支給額、46.6月度70-74歳高額支給額、47.6月度摘要、48.7月度自己負担額、49.7月度70-74歳負担額、50.7月度高額支給額、51.7月度70-74歳高額支給額、52.7月度摘要、53.8月度自己負担額、54.8月度70-74歳負担額、55.8月度高額支給額、56.8月度70-74歳高額支給額、57.8月度摘要、58.9月度自己負担額、59.9月度70-74歳負担額、60.9月度高額支給額、61.9月度70-74歳高額支給額、62.9月度摘要、63.10月度自己負担額、64.10月度70-74歳負担額、65.10月度高額支給額、66.10月度70-74歳高額支給額、67.10月度摘要、68.11月度自己負担額、69.11月度70-74歳負担額、70.11月度高額支給額、71.11月度70-74歳高額支給額、72.11月度摘要、73.12月度自己負担額、74.12月度70-74歳負担額、75.12月度高額支給額、76.12月度70-74歳高額支給額、77.12月度摘要、78.翌1月度自己負担額、79.翌1月度70-74歳負担額、80.翌1月度高額支給額、81.翌1月度70-74歳高額支給額、82.翌1月度摘要、83.翌2月度自己負担額、84.翌2月度70-74歳負担額、85.翌2月度高額支給額、86.翌2月度70-74歳高額支給額、87.翌2月度摘要、88.翌3月度自己負担額、89.翌3月度70-74歳負担額、90.翌3月度高額支給額、91.翌3月度70-74歳高額支給額、92.翌3月度摘要、93.翌4月度自己負担額、94.翌4月度70-74歳負担額、95.翌4月度高額支給額、96.翌4月度70-74歳高額支給額、97.翌4月度摘要、98.翌5月度自己負担額、99.翌5月度70-74歳負担額、100.翌5月度高額支給額、101.翌5月度70-74歳高額支給額、102.翌5月度摘要、103.翌6月度自己負担額、104.翌6月度70-74歳負担額、105.翌6月度高額支給額、106.翌6月度70-74歳高額支給額、107.翌6月度摘要、108.翌7月度自己負担額、109.翌7月度70-74歳負担額、110.翌7月度高額支給額、111.翌7月度70-74歳高額支給額、112.翌7月度摘要、113.自己負担額合計、114.70-74歳負担額合計、115.高額支給額合計、116.70-74歳高額支給額合計、117.宛先氏名、118.宛先郵便番号、119.宛先住所、120.窓口払対象者判定コード、121.支払場所、122.支払期間開始年月日、123.支払期間終了年月日、124.支払期間開始年月日-曜日、125.支払期間終了年月日-曜日、126.支払期間開始年月日-開始時間、127.支払期間終了年月日-終了時間、128.備考、129.異動日、130.異動時刻、131.異動所属コード、132.異動職員コード、133.異動PID、134.異動区分、135.データ作成日、136.データ作成時刻、137.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

71 高額合算自己負担額証明書情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.自己負担額証明書整理番号4.対象年度、5.作成年月日6.被保険者番号、7.支給申請書整理番号、8.証明書処理年月、9.交換情報識別番号、10.保険制度コード、10.保険制度コード、11.保険者番号-国保連連絡、12.保険者名称-国保連連絡、13.被保険者証記号、14.被保険者証番号、15.被保険者氏名カナ、16.被保険者氏名、17.生年月日、18.性別、19.所得区分、20.70歳以上の者に係る所得区分、21.突合用後期高齢者医療被保険者番号、22.突合用後期高齢者医療被保険者番号、23.突合用国民健康保険被保険者番号、24.突合用国民健康保険被保険者証番号、25.突合用国保被保険者個人番号、26.証明書異動区分、27.補正済自己負担額送付区分、28.証明書送付区分、29.証明書区分、30.証明書送付先区分、31.自己負担額証明書番号、32.自己負担額証明書作成日、33.対象計算期間一開始、34.対象計算期間一開始、35.被保険者期間一開始、36.被保険者期間一終了、37.申請年月日、38.4月度自己負担額、39.4月度70-74歳負担額、40.4月度高額支給額、41.4月度70-74歳高額支給額、42.4月度摘要、43.5月度自己負担額、44.5月度70-74歳負担額、45.5月度高額支給額、46.5月度70-74歳高額支給額、47.5月度摘要、48.6月度自己負担額、49.6月度70-74歳負担額、50.6月度高額支給額、51.6月度70-74歳高額支給額、52.6月度摘要、53.7月度自己負担額、54.7月度70-74歳負担額、55.7月度高額支給額、56.7月度70-74歳高額支給額、57.7月度摘要、58.8月度自己負担額、59.8月度70-74歳負担額、60.8月度高額支給額、61.8月度70-74歳高額支給額、62.8月度摘要、63.9月度自己負担額、64.9月度70-74歳負担額、65.9月度高額支給額、66.9月度70-74歳高額支給額、67.9月度摘要、68.10月度自己負担額、69.10月度70-74歳負担額、70.10月度高額支給額、71.10月度70-74歳高額支給額、72.10月度摘要、73.11月度自己負担額、74.11月度70-74歳負担額、75.11月度高額支給額、76.11月度70-74歳高額支給額、77.11月度摘要、78.12月度自己負担額、79.12月度70-74歳負担額、80.12月度高額支給額、81.12月度70-74歳高額支給額、82.12月度摘要、83.翌1月度自己負担額、84.翌1月度70-74歳負担額、85.翌1月度高額支給額、86.翌1月度70-74歳高額支給額、87.翌1月度摘要、88.翌2月度自己負担額、89.翌2月度70-74歳負担額、90.翌2月度高額支給額、91.翌2月度70-74歳高額支給額、92.翌2月度摘要、93.翌3月度自己負担額、94.翌3月度70-74歳負担額、95.翌3月度高額支給額、96.翌3月度70-74歳高額支給額、97.翌3月度摘要、98.翌4月度自己負担額、99.翌4月度70-74歳負担額、100.翌4月度高額支給額、101.翌4月度70-74歳高額支給額、102.翌4月度摘要、103.翌5月度自己負担額、104.翌5月度70-74歳負担額、105.翌5月度高額支給額、106.翌5月度70-74歳高額支給額、107.翌5月度摘要、108.翌6月度自己負担額、109.翌6月度70-74歳負担額、110.翌6月度高額支給額、111.翌6月度70-74歳高額支給額、112.翌6月度摘要、113.翌7月度自己負担額、114.翌7月度70-74歳負担額、115.翌7月度高額支給額、116.翌7月度70-74歳高額支給額、117.翌7月度摘要、118.自己負担額合計、119.70-74歳負担額合計、120.高額支給額合計、121.70-74歳高額支給額合計、122.宛先氏名、123.宛先郵便番号、124.宛先住所、125.証明書発行年月日、126.証明書発行者名、127.証明書発行発行者郵便番号、128.証明書発行発行者住所、129.問い合わせ先郵便番号、130.問い合わせ先住所、131.問い合わせ先名称1、132.問い合わせ先名称2、133.問い合わせ先電話番号、134.計算結果送付先郵便番号、135.計算結果送付先住所、136.計算結果送付先名称1、137.計算結果送付先名称2、138.計算結果送付先電話番号、139.窓口払対象者判定コード、140.支払場所、141.支払期間開始年月日、142.支払期間終了年月日、143.支払期間開始年月日一曜日、144.支払期間終了年月日一曜日、145.支払期間開始年月日一開始時間、146.支払期間終了年月日一終了時間、147.備考、148.異動日、149.異動時刻、150.異動所属コード、151.異動職員コード、152.異動PID、153.異動区分、154.データ作成日、155.データ作成時刻、156.データ作成PG

72 高額合算計算結果連絡票情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.対象年度、4.連絡票整理番号、5.被保険者番号、6.計算医療被保険者区分、7.通知年月日、8.計算基準日、9.申請年月日、10.再計算年月日、11.支給申請書整理番号、12.自己負担額証明書整理番号、13.交換情報識別番号、14.保険制度コード、15.被保険者氏名カナ、16.被保険者氏名、17.生年月日18.性別、19.被保険者証記号、20.被保険者証番号、21.計算対象期間開始年月日、22.計算対象期間終了年月日、23.世帯負担総額、24.介護等合算一部負担金等世帯合算額、25.70以上一部負担金等世帯合算額、26.所得区分、27.70歳以上の者に係る所得区分、28.介護等合算算定基準額、29.70以上介護等合算算定基準額、30.世帯支給総額、31.うち70以上分世帯支給総額、32.按分後支給額、33.うち70以上分按分後支給額、34.市町村調整額、35.連絡票取込番号、36.連絡票取込年月、37.連絡票送付年月、38.連絡票作成元区分、39.勤奨区分、40.連絡票状態区分、41.決定状態区分、42.介護低所得者1再計算実施の有無、43.備考、44.前一世帯負担総額、45.前一介護等合算一部負担金等世帯合算額、46.前-70以上一部負担金等世帯合算額、47.前一介護等合算算定基準額、48.前-70以上介護等合算算定基準額、49.前一世帯支給総額、50.前-うち70以上分世帯支給総額、51.前-按分後支給額、52.前-うち70以上分按分後支給額、53.郵便番号、54.住所、55.支給額計算結果連絡先名称1、56.支給額計算結果連絡先名称2、57.連絡票発行者名、58.連絡票発行者郵便番号、59.連絡票発行者住所、60.問い合わせ先郵便番号、61.問い合わせ先住所、62.問い合わせ先名称1、63.問い合わせ先名称2、64.問い合わせ先電話番号、65.異動日、66.異動時刻、67.異動所属コード、68.異動職員コード、69.異動PID、70.異動区分、71.データ作成日、72.データ作成時刻、73.データ作成PG

73 高額合算計算結果連絡票内訳情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.対象年度、4.連絡票整理番号、5.連番、6.計算医療被保険者区分、7.通知年月日、8.計算基準日、9.再計算年月日、10.連絡票保険制度コード、11.保険制度コード、12.被保険者証記号、13.被保険者番号、14.内訳被保険者番号、15.内訳被保険者名、16.自己負担額証明書整理番号、17.対象者氏名、18.70以上負担額、19.70以上按分率分子、20.70以上按分率分母、21.70以上支給額、22.70歳未満負担額、23.残加算分70未満負担額、24.按分率分子、25.按分率分母、26.70未満支給額、27.支給総額、28.備考欄記載70以上負担額一経過期間、29.備考欄記載70未満負担額一経過期間、30.70以上負担額合計、31.70以上支給額合計、32.70未満負担額合計、33.残加算分70未満負担額の合計額、34.70未満支給額合計、35.支給総額合計額、36.前-70以上負担額、37.前-70以上按分率分子、38.前-70以上按分率分母、39.前-70以上支給額、40.前-70未満負担額、41.前-残加算分70未満負担額、42.前-按分率分子、43.前-按分率分母、44.前-70未満支給額、45.前-支給総額、46.前一備考欄記載70以上負担額、47.前一備考欄記載70未満負担額、48.前-70以上負担額合計、49.前-70以上支給額合計、50.前-70未満負担額合計、51.前-残加算分70未満負担額の合計額、52.前-70未満支給額合計、53.前-支給総額合計額、54.異動日、55.異動時刻、56.異動所属コード、57.異動職員コード、58.異動PID、59.異動区分、60.データ作成日、61.データ作成時刻、62.データ作成PG

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

74 高額合算支給決定情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.申請対象年度、4.支給申請書整理番号、5.被保険者番号、6.通知年月日、7.決定年月日、8.申請年月日、9.処理年月、10.自己負担額証明書整理番号、11.保険制度コード、12.計算対象期間開始年月日、13.計算対象期間終了年月日、14.自己負担総額、15.支給区分コード、16.支給額、17.給付の種類、18.不支給の理由、19.備考、20.支払済金額、21.市町村調整額、22.調整後支給額、23.高額合算併給調整状況区分、24.合算併給調整額、25.合算併給調整後支給額、26.併給調整対象者一覧表出力フラグ、27.支払方法区分コード、28.口座連番、29.口座宛名コード、30.金融機関コード、31.支店コード、32.口座種別コード、33.口座番号、34.口座名義人カナ、35.支払状態区分、36.通知書確定区分、37.通知書確定年月日、38.戻入区分、39.決定通知書番号、40.決定通知書作成日、41.宛先氏名、42.宛先郵便番号、43.宛先住所、44.通知書発行者名、45.通知書発行者郵便番号、46.通知書発行者住所、47.問い合わせ先郵便番号、48.問い合わせ先住所、49.問い合わせ先名称1、50.問い合わせ先名称2、51.問い合わせ先電話番号、52.不服の申し立て先名称、53.異動日、54.異動時刻、55.異動所属コード、56.異動職員コード、57.異動PID、58.異動区分、59.データ作成日、60.データ作成時刻、61.データ作成PG

75 高額合算給付実績情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.申請対象年度、4.支給申請書整理番号、5.被保険者番号、6.履歴番号、7.相殺区分、8.高額合算実績作成元コード、9.カレント履歴番号、10.決定年月日、11.申請年月日、12.交換情報識別番号、13.自己負担額証明書整理番号、14.保険制度コード、15.給付実績作成区分コード、16.証記載保険者番号、17.被保険者証記号、18.被保険者証番号、19.自己負担総額、20.支給額、21.処理年月、22.国保連送付済フラグ、23.訂正理由、24.審査年月、25.取消解除フラグ、26.保険者保有作成年月、27.異動日、28.異動時刻、29.異動所属コード、30.異動職員コード、31.異動PID、32.異動区分、33.データ作成日、34.データ作成時刻、35.データ作成PG

76 負担割合情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.対象年度、5.履歴番号、6.履歴内部連番、7.負担割合決定日、8.変更理由コード、9.その他変更理由、10.負担割合判定基準日、11.負担割合区分、12.強制負担割合区分、13.適用開始日、14.適用終了日、15.判定理由コード、16.その他判定理由、17.本人被保険者区分、18.本人旧措置者区分、19.本人生活保護区分、20.本人税区分、21.本人税申告区分、22.本人合計所得金額区分、23.本人年金その他額区分、24.世帯コード、25.世帯税不明者区分、26.世帯税未申告者区分、27.世帯人数区分、28.世帯年金その他額区分、29.負担割合証発行日、30.負担割合証発行回数、31.負担割合証通知日、32.負担割合証発行区分、33.証発行時市町村コード、34.変更通知発行日、35.変更通知発行回数、36.変更通知通知日、37.変更通知発行区分、38.タイムスタンプ日付、39.タイムスタンプ時刻、40.異動所属コード、41.異動職員コード、42.異動PID、43.データ作成日、44.データ作成時刻、45.データ作成PG

77 償還払い特定入所者介護サービス費差額情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.事業者番号、5.サービス提供年月、6.整理番号、7.連番、8.申請書番号、9.申請給付種類コード、10.申請日、11.受付日、12.申請事由名称コード、13.その他事由、14.申請者関係区分コード、15.申請者事業所番号、16.申請者氏名、17.申請者郵便番号、18.申請者住所、19.申請者電話番号、20.支所コード、21.申請受付者所属コード、22.申請受付者職員コード、23.申請受付場所コード、24.支払方法区分コード、25.口座連番、26.口座宛名コード、27.金融機関コード、28.支店コード、29.口座種別コード、30.口座番号、31.送付先連番、32.口座名義人、33.送付先連番、34.送付先宛名コード、35.支給区分コード、36.支給決定日、37.支払金額合計、38.支給不支給理由、39.支給不支給理由備考1、40.支給不支給理由備考2、41.償還処理状態区分、42.支払状態区分、43.領収書確認フラグ、44.領収書備考、45.審査年月、46.対象年月、47.サービス種類、48.サービスコード、49.日額差額、50.日数、51.合計金額、52.実際の支払額、53.実際の日数、54.請求開始年月日、55.請求終了年月日、56.提供月要介護状態区分、57.提供月認定有効開始日、58.提供月認定有効終了日、59.異動日、60.異動時刻、61.異動所属コード、62.異動職員コード、63.異動PID、64.異動区分、65.データ作成日、66.データ作成時刻、67.データ作成PG

78 高額自動償還停止情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.作成年月、5.自動償還停止区分コード、6.自動償還停止日、7.自動償還解除市町村コード、8.自動償還解除日、9.自動償還停止理由、10.異動日、11.異動時刻、12.異動所属コード、13.異動職員コード、14.異動PID、15.異動区分、16.データ作成日、17.データ作成時刻、18.データ作成PG

79 徴収管理情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.徴収管理履歴連番、5.納付区分、6.還付支払方法区分、7.異動日、8.減免徴収猶予通知送付連番、9.納付通知書送付先連番、10.納入告知書送付先連番-連帳、11.特徴停止通知書送付先連番、12.口振開始お知らせ送付先連番、13.過誤納関連通知書送付先連番、14.督促状送付先連番、15.催告書送付先連番、16.納入告知書送付先連番-単票、17.口座振替結果通知送付先連番、18.送付先連番予備-0、19.送付先連番予備-1、20.送付先連番予備-2、21.送付先連番予備-3、22.送付先連番予備-4、23.送付先連番予備-5、24.送付先連番予備-6、25.送付先連番予備-7、26.送付先連番予備-8、27.送付先連番予備-9、28.保険料振替口座連番、29.還付振込口座連番、30.納付組織コード、31.滞納整理員コード、32.お知らせ発行区分、33.納付口座連番1、34.納付口座開始年月1、35.納付口座終了年月1、36.納付口座連番2、37.納付口座開始年月2、38.納付口座終了年月2、39.還付口座連番1、40.還付口座開始年月1、41.還付口座終了年月1、42.還付口座連番2、43.還付口座開始年月2、44.還付口座終了年月2、45.タイムスタンプ日付、46.タイムスタンプ時刻、47.異動所属コード、48.異動職員コード、49.異動PID、50.データ作成日、51.データ作成時刻、52.データ作成PG

80 賦課情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.賦課情報履歴連番、6.履歴相対番号、7.徴収方法区分、8.徴収形態区分、9.当初賦課期日、10.賦課期日、11.賦課更正事由コード、12.賦課更正日、13.資格異動フラグ、14.世帯構成異動フラグ、15.本人所得異動フラグ、16.世帯所得異動フラグ、17.生保異動フラグ、18.老福異動フラグ、19.境界層異動フラグ、20.強制設定異動フラグ、21.減免異動フラグ、22.天引不能異動フラグ、23.算定所得段階、24.強制設定所得段階、25.所得段階、26.算定保険料額、27.減免額、28.差引保険料額、29.特徴仮変更依頼処理済フラグ、30.特徴仮変更依頼日、31.特徴依頼処理済フラグ、32.特徴依頼日、33.特徴停止フラグ、34.特徴停止依頼処理済フラグ、35.特徴停止依頼日、36.特徴住特依頼処理済フラグ、37.特徴住特依頼日、38.特徴住特賦課年金年度、39.納付通知書作成処理済フラグ、40.納付通知書発行日、41.納付通知書種別、42.納入告知書作成処理済フラグ、43.賦課額算定明細表作成済フラグ、44.生保提供情報作成処理済フラグ、45.削除フラグ、46.タイムスタンプ日付、47.タイムスタンプ時刻、48.異動所属コード、49.異動職員コード、50.異動PID、51.賦課処理日、52.賦課処理時刻、53.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

81 減免徴収猶予情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.履歴連番、6.履歴相対番号、7.支所コード、8.減免申請日、9.減免猶予申請番号、10.減免申請状態区分、11.減免猶予申請事由コード、12.申請者関係コード、13.申請者氏名、14.申請者郵便番号、15.申請者住所、16.申請者電話番号、17.申請受付者所属コード、18.申請受付者職員コード、19.申請受付場所コード、20.申請受付日、21.減免猶予区分、22.決定却下日、23.減免猶予事由コード、24.減免猶予率、25.減免猶予金額、26.減免猶予開始日、27.減免猶予終了日、28.減免猶予通知書作成フラグ、29.減免猶予通知書発行日、30.賦課反映処理済フラグ、31.消除フラグ、32.タイムスタンプ-日付、33.タイムスタンプ-時刻、34.異動所属コード、35.異動職員コード、36.異動PID、37.賦課処理日、38.賦課処理時刻、39.データ作成PG

82 賦課年金受給情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.賦課年度、4.連番、5.捕捉年月、6.特徴開始年月、7.被保険者番号、8.特徴非該当フラグ、9.不一致理由コード、10.本算定特徴フラグ、11.特徴仮徴収期別保険料額、12.住特適用区分、13.レコード区分、14.回送市町村コード、15.特別徴収義務者コード、16.通知内容コード、17.予備1、18.特別徴収制度コード、19.作成年月日、20.基礎年金番号、21.年金コード、22.予備2、23.生年月日、24.性別コード、25.氏名カナ、26.氏名シフトコード1、27.氏名、28.氏名シフトコード2、29.郵便番号、30.住所カナ、31.住所シフトコード1、32.住所、33.住所シフトコード2、34.各種区分、35.処理結果、36.後期移管コード、37.各種年月日、38.各種金額1、39.各種金額2、40.各種金額3、41.予備3、42.共済年金証書記号番号、43.タイムスタンプ-日付、44.タイムスタンプ-時刻、45.異動所属コード、46.異動職員コード、47.異動PID、48.データ作成日、49.データ作成時刻、50.データ作成PG、51.政令区コード

83 所得段階強制設定情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.履歴連番、6.履歴相対番号、7.設定日、8.設定理由コード、9.設定所得段階、10.賦課反映処理済フラグ、11.消除フラグ、12.タイムスタンプ-日付、13.タイムスタンプ-時刻、14.異動所属コード、15.異動職員コード、16.異動PID、17.データ作成日、18.データ作成時刻、19.データ作成PG

84 算定根拠情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.履歴相対番号、6.賦課基準日、7.賦課市町村コード、8.資格異動市町村コード、9.資格異動日、10.資格終了日、11.世帯コード、12.被保険者本人続柄、13.世帯員宛名コード1、14.世帯員課税区分1、15.世帯員宛名コード2、16.世帯員課税区分2、17.世帯員宛名コード3、18.世帯員課税区分3、19.世帯員宛名コード4、20.世帯員課税区分4、21.世帯員宛名コード5、22.世帯員課税区分5、23.世帯員宛名コード6、24.世帯員課税区分6、25.世帯員7人以上有無、26.住民税課税区分、27.合計所得金額、28.課税年金収入額、29.生活保護受給フラグ、30.生保受給開始日、31.生保受給廃止日、32.老齢福祉年金受給フラグ、33.老福年金支給開始日、34.老福年金支給停止日、35.境界層適用開始年月、36.境界層適用終了年月、37.算定所得段階テーブル、38.消除フラグ、39.タイムスタンプ-日付、40.タイムスタンプ-時刻、41.異動所属コード、42.異動職員コード、43.異動PID、44.賦課処理日、45.賦課処理時刻、46.データ作成PG

85 激変緩和措置対象者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.履歴相対番号、6.賦課基準日、7.激変緩和措置対象者区分、8.措置対象外理由区分、9.税制改正前所得段階、10.税制改正後所得段階、11.税制改正前算定保険料額、12.税制改正後算定保険料額、13.緩和措置無算定保険料額、14.世帯員宛名コード1、15.老年税額軽減区分1、16.世帯員宛名コード2、17.老年税額軽減区分2、18.世帯員宛名コード3、19.老年税額軽減区分3、20.世帯員宛名コード4、21.老年税額軽減区分4、22.世帯員宛名コード5、23.老年税額軽減区分5、24.世帯員宛名コード6、25.老年税額軽減区分6、26.世帯員7人以上有無、27.改正前世帯住民税課税区分、28.改正後世帯住民税課税区分、29.消除フラグ、30.タイムスタンプ-日付、31.タイムスタンプ-時刻、32.異動所属コード、33.異動職員コード、34.異動PID、35.賦課処理日、36.賦課処理時刻、37.データ作成PG

86 調定情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.調定年度、6.徴収方法区分、7.期別、8.調定履歴連番、9.調定更正日、10.履歴相対番号、11.期別保険料額、12.期別収納額、13.納期限、14.処分管理区分、15.処分管理日、16.処分管理理由区分、17.最終領収日、18.督促納期限、19.調定月、20.不納欠損額、21.給付額減額算定フラグ、22.給付額減額算定日、23.消除フラグ、24.タイムスタンプ-日付、25.タイムスタンプ-時刻、26.異動所属コード、27.異動職員コード、28.異動PID、29.賦課処理日、30.賦課処理時刻、31.データ作成PG

87 調定変更者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.調定年度、6.徴収方法区分、7.期別、8.調定更正日、9.変更前-期別保険料額、10.変更後-期別保険料額、11.収納反映処理済フラグ、12.調定月、13.タイムスタンプ-日付、14.タイムスタンプ-時刻、15.異動所属コード、16.異動職員コード、17.異動PID、18.データ作成日、19.データ作成時刻、20.データ作成PG

88 収納情報

1.保険者番号、2.歳入年度、3.現年滞繰区分、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.賦課年度、7.調定年度、8.徴収方法区分、9.期別、10.期別連番、11.通知書番号、12.収納区分、13.保険料収納金額、14.発生過誤納金額、15.延滞金額、16.督促手数料額、17.還付加算金、18.収納日、19.領収日、20.消込日、21.納付区分、22.発生過誤納延滞金額、23.発生過誤納手数料額、24.過誤納年度、25.過誤納連番、26.過誤納内訳連番、27.過誤納整理連番、28.予備、29.調定月、30.年金保険者コード、31.分納番号、32.期別分割番号、33.タイムスタンプ-日付、34.タイムスタンプ-時刻、35.異動所属コード、36.異動職員コード、37.異動PID、38.データ作成日、39.データ作成時刻、40.データ作成PG、41.帳票区分、42.バッチNO



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

89 過誤納情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.過誤納年度、4.過誤納連番、5.被保険者番号、6.賦課年度、7.調定年度、8.徴収方法区分、9.期別、10.過誤納処理区分、11.還付充当区分、12.過誤納発生日、13.過誤納発生事由区分、14.過誤納金額、15.返納金額、16.還付金額、17.充当金額、18.還付充当停止フラグ、19.還付充当停止日、20.過誤納整理日、21.充当決議日、22.還付決議日、23.還付支払日、24.還付支払方法区分、25.口座連番、26.送付先連番、27.還付通知書発行フラグ、28.還付通知書発行日、29.還付通知書通知書番号、30.充当通知書発行フラグ、31.充当通知書発行日、32.充当通知書通知書番号、33.還付口座振込依頼フラグ、34.還付口座振込依頼日、35.還付請求書発行フラグ、36.還付請求書発行日、37.還付請求書通知書番号、38.調定月、39.過誤納発生原因日、40.タイムスタンプ-日付、41.タイムスタンプ-時刻、42.異動所属コード、43.異動職員コード、44.異動PID、45.データ作成日、46.データ作成時刻、47.データ作成PG

90 過誤納内訳情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.過誤納年度、4.過誤納連番、5.過誤納内訳連番、6.歳入歳出区分、7.歳入年度、8.現年滞納区分、9.被保険者番号、10.賦課年度、11.調定年度、12.徴収方法、区分、13.期別、14.期別連番、15.過誤納金額、16.過誤納発生事由区分、17.収納日、18.納期限、19.延滞金額、20.督促手数料額、21.還付加算金、22.調定月、23.発生時期別保険料額、24.発生時期別収納金額、25.タイムスタンプ-日付、26.タイムスタンプ-時刻、27.異動所属コード、28.異動職員コード、29.異動PID、30.データ作成日、31.データ作成時刻、32.データ作成PG

91 還付充当情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.過誤納年度、4.過誤納連番、5.過誤納内訳連番、6.過誤納整理連番、7.過誤納状態区分、8.被保険者番号、9.賦課年度、10.調定年度、11.徴収方法区分、12.期別、13.還付充当区分、14.延滞金額、15.督促手数料額、16.還付-還付加算金、17.充当-先被保険者番号、18.充当-先調定番号、19.充当-先賦課年度、20.充当-先期別、21.充当-先賦課年度、22.充当決議日、23.充当-先充当金額、24.充当-先延滞金額、25.充当-先督促手数料額、26.予備、27.調定月、28.充当-先市町村コード、29.充当-先調定月、30.還付決議日、31.還付支払日、32.還付通知書発行フラグ、33.還付通知書発行日、34.還付通知書通知書番号、35.充当通知書発行フラグ、36.充当通知書発行日、37.充当通知書通知書番号、38.還付口座振込依頼フラグ、39.還付口座振込依頼日、40.還付請求書発行フラグ、41.還付請求書発行日、42.還付請求書通知書番号、43.還付支払方法区分、44.口座連番、45.送付先連番、46.雑収入繰入日、47.タイムスタンプ-日付、48.タイムスタンプ-時刻、49.異動所属コード、50.異動職員コード、51.異動PID、52.データ作成日、53.データ作成時刻、54.データ作成PG

92 督促催告情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.調定年度、6.徴収方法区分、7.期別、8.督促催告区分、9.収納済フラグ、10.督促催告停止フラグ、11.督促催告停止日、12.催告回数、13.督促状通知書番号、14.催告書通知書番号、15.督促日、16.催告日、17.督促状送付先連番、18.催告書送付先連番、19.督促納期限、20.保険料収納日、21.調定日、22.タイムスタンプ-日付、23.タイムスタンプ-時刻、24.異動所属コード、25.異動職員コード、26.異動PID、27.データ作成日、28.データ作成時刻、29.データ作成PG

93 繰越情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.繰越年、4.被保険者番号、5.賦課年度、6.調定年度、7.徴収方法区分、8.期別、9.繰越履歴連番、10.履歴相対番号、11.当初滞納保険料額、12.最新滞納保険料額、13.不納欠損額、14.処分管理区分、15.処分管理日、16.調定月、17.タイムスタンプ-日付、18.タイムスタンプ-時刻、19.異動所属コード、20.異動職員コード、21.異動PID、22.データ作成日、23.データ作成時刻、24.データ作成PG

94 収納消込情報

1.保険者番号、2.端末ID、3.収納消込データ連番、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.賦課年度、7.調定年度、8.徴収方法区分、9.期別、10.通知書番号、11.収納区分、12.保険料収納額、13.延滞金額、14.督促手数料額、15.還付加算金、16.領収日、17.収納日、18.消込日、19.納付区分、20.OCR読み込み番号、21.年金保険者コード、22.消込ファイルデータ区分、23.消込ファイルエラー区分、24.過誤納年度、25.過誤納連番、26.過誤納内訳連番、27.過誤納整理連番、28.口振結果識別連番、29.タイムスタンプ-日付、30.タイムスタンプ-時刻、31.異動所属コード、32.異動職員コード、33.異動PID、34.データ作成日、35.データ作成時刻、36.データ作成PG、37.帳票区分、38.バッチNO

95 口振結果情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.取込日、4.依頼年月、5.領収日、6.収納日、7.引落銀行番号、8.引落銀行名、9.引落支店番号、10.引落支店名、11.預金種目、12.口座番号、13.預金者名、14.引落金額、15.新規コード、16.調定年度、17.賦課年度、18.期別、19.被保険者番号、20.振替結果コード、21.通知書番号、22.依頼先金融機関コード、23.依頼先支店コード、24.口振結果識別連番、25.タイムスタンプ-日付、26.タイムスタンプ-時刻、27.異動所属コード、28.異動職員コード、29.異動PID、30.データ作成日、31.データ作成時刻、32.データ作成PG

96 滞納管理情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.督促催告停止区分、5.督促催告全停止日、6.分納区分、7.連絡先区分1、8.連絡先名1、9.連絡先電話番号1、10.連絡先区分2、11.連絡先名2、12.連絡先電話番号2、13.連絡先区分3、14.連絡先名3、15.連絡先電話番号3、16.連絡先区分4、17.連絡先名4、18.連絡先22.予備金額1、電話番号4、19.連絡先区分5、20.連絡先名5、21.連絡先電話番号5、22.予備金額1、23.予備金額2、24.予備金額3、25.予備金額4、26.予備金額5、27.予備金額6、28.予備日付1、29.予備日付2、30.予備日付3、31.予備コード1、32.予備コード2、33.タイムスタンプ-日付、34.タイムスタンプ-時刻、35.異動所属コード、36.異動職員コード、37.異動PID、38.データ作成日、39.データ作成時刻、40.データ作成PG

97 処分管理情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.処分連番、5.枝番、6.賦課年度、7.調定年度、8.徴収方法区分、9.期別、10.処分コード、11.処分起案日、12.処分決裁日、13.処分執行日、14.処分事由区分、15.処分内容、16.処分解除日、17.解除事由区分、18.解除事由、19.処分取消日、20.取消事由区分、21.取消事由、22.消除フラグ、23.予備日付1、24.予備日付2、25.予備日付3、26.予備コード1、27.予備コード2、28.タイムスタンプ-日付、29.タイムスタンプ-時刻、30.異動所属コード、31.異動職員コード、32.異動PID、33.データ作成日、34.データ作成時刻、35.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

98 交渉経過情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.交渉連番、5.交渉年月日、6.交渉時刻、7.予定履行フラグ、8.履行日、9.交渉予実区分、10.交渉相手区分、11.交渉相手名、12.交渉手段区分、13.交渉内容区分、14.交渉記事、15.滞納整理員コード、16.消除フラグ、17.タイムスタンプ-日付、18タイムスタンプ-時刻、19.異動所属コード、20.異動職員コード、21.異動PID、22.データ作成日、23.データ作成時刻、24.データ作成PG

99 分納情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.分納番号、5.分割金額、6.分割回数、7.誓約日、8.誓約区分、9.分納開始日、10.開始納期限、11.分納保険料金額、12.分納納付方法、13.分納告知書分割回数、14.誓約書発行フラグ、15.誓約書発行日、16.誓約書整理番号、17.分納取消日、18.取消フラグ、19.予備日付1、20.予備区分1、21.予備コード、22.タイムスタンプ-日付、23タイムスタンプ-時刻、24.異動所属コード、25.異動職員コード、26.異動PID、27.データ作成日、28.データ作成時刻、29.データ作成PG

100 分納内訳情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.分納番号、5.賦課年度、6.調定年度、7.徴収方法区分、8.期別、9.期別分割番号、10.分納保険料額、11.分納納期限、12.告知書回数、13.分納納付書期別、14.納入告知書発行フラグ、15.納入告知書発行日、16.調定履歴相対番号、17.取消フラグ、18.予備日付1、19.予備区分1、20.タイムスタンプ-日付、21.タイムスタンプ-時刻、22.異動所属コード、23.異動職員コード、24.異動PID、25.データ作成日、26.データ作成時刻、27.データ作成PG

101 賦課区情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.賦課年度、5.履歴相対番号、6.賦課基準日、7.賦課市町村コード、8.賦課区コード、9.消除フラグ、10.タイムスタンプ-日付、11.タイムスタンプ-時刻、12.異動所属コード、13.異動職員コード、14.異動PID、15.賦課処理日、16.賦課処理時刻、17.データ作成PG

102 総合事業対象者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.支所コード、4.被保険者番号、5.基本チェックリスト実施年月日、6.基本チェックリスト受付日、7.受付場所コード、8.事業対象者区分コード、9.判定年月日、10.判定理由コード、11.有効期間開始年月日、12.有効期間終了年月日、13.変更前有効期間終了年月日、14.取消区分、15.訂正年月日、16.訂正内容コード、17.対象者情報送付状態区分、18.事業対象者情報作成日、19.事業対象者情報取込日、20.通知書作成年月日、21.本人同意区分、22.基本チェックリスト回答1、23.基本チェックリスト回答2、24.基本チェックリスト回答3、25.基本チェックリスト回答4、26.基本チェックリスト回答5、27.基本チェックリスト回答6、28.基本チェックリスト回答7、29.基本チェックリスト回答8、30.基本チェックリスト回答9、31.基本チェックリスト回答10、32.基本チェックリスト回答11、33.基本チェックリスト回答12、34.身長、35.体重、36.BMI、37.基本チェックリスト回答13、38.基本チェックリスト回答14、39.基本チェックリスト回答15、40.基本チェックリスト回答16、41.基本チェックリスト回答17、42.基本チェックリスト回答18、43.基本チェックリスト回答19、44.基本チェックリスト回答20、45.基本チェックリスト回答21、46.基本チェックリスト回答22、47.基本チェックリスト回答23、48.基本チェックリスト回答24、49.基本チェックリスト回答25、50.小計1、51.小計2、52.小計3、53.小計4、54.小計5、55.小計6、56.小計7、57.該当条件1、58.該当条件2、59.該当条件3、60.該当条件4、61.該当条件5、62.該当条件6、63.該当条件7、64.総合事業区分支給限度額、65.総合事業区分支給限度額2、66.予備1、67.予備2、68.予備3、69.予備4、70.予備5、71.削除区分、72.タイムスタンプ-日付、73.タイムスタンプ-時刻、74.異動所属コード、75.異動職員コード、76.異動PID、77.データ作成日、78.データ作成時刻、79.データ作成PG

103 情報開示発行管理情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.発行連番、6.発行日、7.所属コード、8.職員コード、9.発行被保険者番号、10.削除フラグ、11.異動所属コード、12.異動職員コード、13.異動PID、14.データ作成日、15.データ作成時刻、16.データ作成PG

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

104 訪問調査情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.履歴番号、7.要介護認定申請日、8.訪問調査回目、9.調査実施日、10.調査実施開始時刻、11.調査員管理市町村コード、12.調査実施調査員コード、13.調査実施場所区分、14.調査実施場所その他、15.認定回数区分、16.前回認定日、17.前回認定結果、18.在宅サービス回数1、19.在宅サービス回数2、20.在宅サービス回数3、21.在宅サービス回数4、22.在宅サービス回数5、23.在宅サービス回数6、24.在宅サービス回数7、25.在宅サービス回数8(品目数)、26.在宅サービス回数9、27.在宅サービス回数10、28.在宅サービス回数11、29.在宅サービス回数12、30.在宅サービス回数13(品目数)、31.住宅改修区分、32.在宅サービスその他1、33.在宅サービスその他2、34.施設サービス区分(現在の状況)、35.施設コード管理市町村コード、36.施設コード、37.施設郵便番号、38.施設住所、39.施設電話番号、40.概況調査特記事項、41.概況イメージファイル名1、42.概況イメージファイル名2、43.概況イメージファイル名3、44.概況イメージファイル名4、45.概況イメージファイル名5、46.概況イメージファイル名6、47.概況イメージファイル名7、48.概況イメージファイル名8、49.概況イメージファイル名9、50.概況イメージファイル名10、51.基本調査区分11、52.基本調査区分12、53.基本調査区分21、54.基本調査区分22、55.基本調査区分23、56.基本調査区分24、57.基本調査区分25、58.基本調査区分26、59.基本調査区分27、60.基本調査区分31、61.基本調査区分32、62.基本調査区分33、63.基本調査区分34、64.基本調査区分41ア、65.基本調査区分41イ、66.基本調査区分42、67.基本調査区分43、68.基本調査区分44ア、69.基本調査区分44イ、70.基本調査区分45、71.基本調査区分46、72.基本調査区分47、73.基本調査区分51ア、74.基本調査区分51イ、75.基本調査区分51ウ、76.基本調査区分51エ、77.基本調査区分52ア、78.基本調査区分52イ、79.基本調査区分52ウ、80.基本調査区分52エ、81.基本調査区分53、82.基本調査区分54、83.基本調査区分55、84.基本調査区分56、85.基本調査区分57、86.基本調査区分61、87.基本調査区分62、88.基本調査区分63、89.基本調査区分64、90.基本調査区分65ア、91.基本調査区分65イ、92.基本調査区分65ウ、93.基本調査区分65エ、94.基本調査区分65オ、95.基本調査区分65カ、96.基本調査区分71ア、97.基本調査区分71イ、98.基本調査区分71ウ、99.基本調査区分71エ、100.基本調査区分71オ、101.基本調査区分71カ、102.基本調査区分71キ、103.基本調査区分71ク、104.基本調査区分71ケ、105.基本調査区分71コ、106.基本調査区分71サ、107.基本調査区分71シ、108.基本調査区分71ス、109.基本調査区分71セ、110.基本調査区分71ソ、111.基本調査区分71タ、112.基本調査区分71チ、113.基本調査区分71ツ、114.基本調査区分71テ、115.基本調査区分81、116.寝たきり度、117.痴呆度、118.予備区分1、119.予備区分2、120.予備区分3、121.予備区分4、122.予備区分5、123.予備論理和1、124.予備論理和2、125.予備論理和3、126.予備論理和4、127.予備論理和5、128.状態像類似1、129.状態像類似2、130.状態像類似3、131.状態像類似4、132.状態像類似5、133.要介護認定等基準時間、134.機能訓練+間接生活介助、135.中間評価項目得点第1群、136.中間評価項目得点第2群、137.中間評価項目得点第3群、138.中間評価項目得点第4群、139.中間評価項目得点第5群、140.中間評価項目得点第6群、141.中間評価項目得点第7群、142.一次判定警告コード、143.基本調査区分27(新)、144.基本調査区分45(新)、145.基本調査区分46(新)、146.基本調査区分47(新)、147.基本調査区分55(新)、148.基本調査区分56(新)、149.基本調査区分71テ(新)、150.要介護認定等基準時間(食事)、151.要介護認定等基準時間(排泄)、152.要介護認定等基準時間(移動)、153.要介護認定等基準時間(清潔保持)、154.要介護認定等基準時間(間接ケア)、155.要介護認定等基準時間(問題行動)、156.要介護認定等基準時間(機能訓練)、157.要介護認定等基準時間(医療関連)、158.日常生活自立度の組合せ(自立)、159.日常生活自立度の組合せ(要支援)、160.日常生活自立度の組合せ(要介護1)、161.日常生活自立度の組合せ(要介護2)、162.日常生活自立度の組合せ(要介護3)、163.日常生活自立度の組合せ(要介護4)、164.日常生活自立度の組合せ(要介護5)、165.重度指標1、166.重度指標2、167.重度指標3、168.重度指標4、169.重度指標5、170.重度指標6、171.重度指標7、172.重度指標8、173.重度指標9、174.重度指標10、175.重度指標11、176.重度指標12、177.重度指標13、178.重度指標14、179.重度指標15、180.重度指標16、181.重度指標17、182.重度指標18、183.重度指標19、184.重度指標20、185.重度指標21、186.軽度指標1、187.軽度指標2、188.軽度指標3、189.軽度指標4、190.軽度指標5、191.軽度指標6、192.軽度指標7、193.軽度指標8、194.軽度指標9、195.軽度指標10、196.軽度指標11、197.軽度指標12、198.軽度指標13、199.軽度指標14、200.軽度指標15、201.軽度指標16、202.軽度指標17、203.調査票新旧フラグ、204.イメージファイル区分、205.削除フラグ、206.異動所属コード、207.異動職員コード、208.異動PID、209.データ作成日、210.データ作成時刻、211.データ作成PG、212.基本調査区分101、213.基本調査区分102、214.基本調査区分103、215.現在のサービス区分コード、216.夜間対応型訪問介護、217.認知症対応型通所介護、218.小規模多機能型居宅介護、219.地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、220.地域密着型特定施設入居者生活介護、221.独り言独り笑い、222.自分勝手に行動する、223.話がまとまらない、224.集団への不適応、225.買い物、226.簡単な調理、227.要介護認定等基準時間(認知症加算)、228.状態の安定性、229.訪問調査先住所、230.訪問調査先名称、231.訪問調査先電話番号、232.定期巡回随時対応型訪問介護看護、233.複合型サービス、234.家族状況

105 特記事項情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.被保険者番号、6.履歴番号、7.要介護認定申請日、8.訪問調査回目、9.特記事項調査番号、10.特記事項調査番号連番、11.特記事項、12.特記イメージファイル名、13.イメージファイル区分、14.削除フラグ、15.異動所属コード、16.異動職員コード、17.異動PID、18.データ作成日、19.データ作成時刻、20.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

106 主治医意見書情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.診断場所、5.診断開始日、6.診断終了日、7.診断開始時刻、8.診断終了時刻、9.診断命令書通知日、10.市町村コード、11.被保険者番号、12.履歴番号、13.要介護認定申請日、14.意見書回目、15.意見書記入日、16.医療機関管理市町村コード、17.意見書作成医療機関コード、18.医師管理市町村コード、19.意見書作成医コード、20.意見書同意有無フラグ、21.意見書作成医氏名、22.意見書作成回数、23.最終診察日、24.他科受診有無フラグ、25.他科受診医科区分、26.他科受診医科その他、27.診断名1、28.診断名2、29.診断名3、30.発症日1、31.発症日2、32.発症日3、33.傷病病状、34.予後の見通し、35.治療内容、36.特別な医療、37.寝たきり度、38.痴呆度、39.短期記憶、40.認知能力、41.伝達能力、42.食事、43.問題行動有無、44.問題行動、45.問題行動その他、46.精神・神経症状有無フラグ、47.精神・神経症状名、48.専門医受診有無、49.専門医名、50.利き腕、51.四肢欠損、52.麻痺、53.筋力の低下、54.じょくそう、55.その他皮膚疾患、56.関節のこう縮、57.失調・不随意運動、58.四肢欠損程度、59.麻痺程度、60.筋力の低下程度、61.じょくそう程度、62.その他皮膚疾患程度、63.関節のこう縮肩、64.関節のこう縮肘、65.関節のこう縮股、66.関節のこう縮膝、67.失調・不随意運動上肢、68.失調・不随意運動下肢、69.失調・不随意運動体幹、70.病態と対処方法、71.病態と対処方法その他、72.対処方針、73.医学的管理区分、74.医学的管理その他、75.留意事項血圧、76.留意事項血圧所見、77.留意事項嚥下、78.留意事項嚥下所見、79.留意事項摂食、80.留意事項摂食所見、81.留意事項移動、82.留意事項移動所見、83.留意事項他所見、84.感染症の有無、85.感染症所見、86.特記事項、87.意見書イメージファイル名1、88.意見書イメージファイル名2、89.意見書イメージファイル名3、90.意見書イメージファイル名4、91.意見書イメージファイル名5、92.意見書イメージファイル名6、93.意見書イメージファイル名7、94.意見書イメージファイル名8、95.意見書イメージファイル名9、96.意見書イメージファイル名10、97.意見書イメージファイル名11、98.意見書イメージファイル名12、99.意見書イメージファイル名13、100.意見書イメージファイル名14、101.意見書イメージファイル名15、102.意見書イメージファイル名16、103.意見書イメージファイル名17、104.意見書イメージファイル名18、105.意見書イメージファイル名19、106.意見書イメージファイル名20、107.意見書イメージファイル名21、108.意見書イメージファイル名22、109.意見書イメージファイル名23、110.意見書イメージファイル名24、111.意見書イメージファイル名25、112.情報開示用確認、113.意見書添付ファイル名1、114.意見書添付ファイル名2、115.意見書添付ファイル名3、116.意見書添付ファイル名4、117.意見書添付ファイル名5、118.イメージファイル区分、119.削除フラグ、120.異動所属コード、121.異動職員コード、122.異動PID、123.データ作成日、124.データ作成時刻、125.データ作成PG、126.傷病病状・不安定時具体的状況、127.体重の変化、128.麻痺右上肢、129.麻痺左上肢、130.麻痺右下肢、131.麻痺左下肢、132.麻痺その他、133.麻痺右上肢程度、134.麻痺左上肢程度、135.麻痺右下肢程度、136.麻痺左下肢程度、137.麻痺その他程度、138.関節の拘縮程度、139.関節の痛み、140.関節の痛み程度、141.屋外歩行、142.車いすの使用、143.歩行補助具・装具の使用、144.現在の栄養状態、145.栄養・食生活上の留意点、146.生活機能の維持・改善の見通し、147.留意事項運動、148.留意事項運動所見、149.医学的管理区分2021、150.留意事項その他、151.留意事項特記すべき事項なし

107 訪問調査料情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.支所コード、6.被保険者番号、7.履歴番号、8.要介護認定申請日、9.訪問調査回目、10.シリアル番号、11.無資格者フラグ、12.調査委託日、13.依頼調査実施開始時刻、14.依頼事業者市町村、15.依頼調査実施事業者、16.依頼調査員市町村、17.依頼調査実施調査員、18.依頼調査実施場所区分、19.依頼調査実施場所、20.依頼認定回数、21.依頼調査区分、22.依頼在宅区分、23.依頼支払区分、24.訪問調査日、25.調査結果入手日、26.実績調査実施開始時刻、27.実績事業者市町村、28.実績調査実施事業者、29.実績調査員市町村、30.実績調査実施調査員、31.実績調査実施場所区分、32.実績調査実施場所、33.実績認定回数、34.実績調査区分、35.実績在宅区分、36.実績支払区分、37.訂正追加区分、38.削除フラグ、39.異動所属コード、40.異動職員コード、41.異動PID、42.データ作成日、43.データ作成時刻、44.データ作成PG

108 主治医意見書料情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.支所コード、6.被保険者番号、7.履歴番号、8.要介護認定申請日、9.意見書回目、10.シリアル番号、11.無資格者フラグ、12.意見書作成依頼日、13.依頼医療機関市町村、14.依頼作成医療機関、15.依頼医師市町村、16.依頼作成医コード、17.依頼意見書同意有無、18.依頼調査区分、19.依頼在宅区分、20.依頼支払区分、21.意見書作成日、22.意見書入手日、23.実績医療機関市町村、24.実績作成医療機関、25.実績医師市町村、26.実績作成医コード、27.実績意見書同意有無、28.実績調査区分、29.実績在宅区分、30.実績支払区分、31.訂正追加区分、32.削除フラグ、33.異動所属コード、34.異動職員コード、35.異動PID、36.データ作成日、37.データ作成時刻、38.データ作成PG

109 支払明細管理情報

1.保険者番号、2.タイムスタンプ-日付、3.タイムスタンプ-時刻、4.市町村コード、5.支所コード、6.支払対象区分、7.支払予定日、8.市町村コード、9.被保険者番号、10.履歴番号、11.要介護認定申請書、12.回目、13.二次審査日、14.審査会開始時刻、15.審査会会場市町村、16.審査会会場コード、17.合議体市町村、18.合議体コード、19.支払先区分、20.支払先市町村、21.支払先コード、22.支払在宅区分、23.支払調査区分、24.支払消費税区分、25.委託料、26.その他費用、27.消費税、28.診断検査料、29.控除額、30.控除率、31.支払金額、32.支払確定区分、33.削除フラグ、34.異動所属コード、35.異動職員コード、36.異動PID、37.データ作成日、38.データ作成時刻、39.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

110 受給者異動履歴情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.交換情報識別番号、5.異動年月日、6.異動区分コード、7.訂正年月日、8.訂正区分コード、9.異動事由、10.市町村コード、11.証記載保険者番号、12.被保険者番号、13.異動所属コード、14.異動職員コード、15.基本市町村コード、16.基本宛名コード、17.基本異動日、18.基本異動区分コード、19.被保険者氏名カナ、20.生年月日、21.性別コード、22.資格市町村コード、23.資格変更前資格取得日、24.資格異動区分コード、25.資格異動事由コード、26.資格取得年月日、27.資格喪失年月日、28.市町村資格取得日、29.市町村資格喪失日、30.老人市町村コード、31.老人宛名コード、32.老人保健取得日、33.老人保健喪失日、34.老人異動区分コード、35.老人保健市町村番号、36.老人保健受給者番号、37.公費負担者番号、38.広域連合政令市保険者番号、39.生保市町村コード、40.生保宛名コード、41.生保生活保護受給開始日、42.生保異動区分コード、43.公費負担上限額減額の有無、44.要介市町村コード、45.要介護認定申請日、46.要介護履歴番号、47.要介異動区分コード、48.申請種別コード、49.変更申請中区分コード、50.申請年月日、51.みなし要介護区分コード、52.要介護状態区分コード、53.認定有効期間開始年月日、54.認定有効期間終了年月日、55.要介護認定廃止日、56.居宅市町村コード、57.居宅届出日、58.居宅異動区分コード、59.居宅サービス計画作成区分コード、60.居宅介護支援事業所番号、61.居宅サービス計画適用開始年月日、62.居宅サービス計画適用終了年月日、63.小規模多機能型居宅サービス利用有無、64.訪問通所サービス支給限度基準額、65.訪問通所サービス上限適用開始年月日、66.訪問通所サービス上限適用終了年月日、67.短期入所サービス支給限度基準額、68.短期入所サービス上限適用開始年月日、69.短期入所サービス上限適用終了年月日、70.支払市町村コード、71.支払給付制限種類区分、72.支払給付制限適用決定日、73.支払異動区分コード、74.償還払化開始年月日、75.償還払化終了年月日、76.給付額市町村コード、77.給付額給付制限種類区分、78.給付額給付制限適用決定日、79.給付額異動区分コード、80.給付率引下げ開始年月日、81.給付率引下げ終了年月日、82.減免市町村コード、83.減免申請日、84.減免異動区分コード、85.減免申請中区分コード、86.利用者負担区分コード、87.給付率、88.適用開始年月日、89.適用終了年月日、90.減額市町村コード、91.減額申請日、92.減額異動区分コード、93.標準負担区分コード、94.負担額、95.負担額適用開始年月日、96.負担額適用終了年月日、97.施設市町村コード、98.施設宛名コード、99.施設入所年月日、100.施設異動区分コード、101.施設入所日、102.施設退所日、103.旧措置者終了日、104.生活保護受給開始日、105.生活保護受給廃止日、106.特定入所者市町村コード、107.特定入所者異動区分コード、108.特定入所者申請日、109.特定入所者申請中区分コード、110.特定入所者区分コード、111.課税層の特例減額措置対象、112.食費負担限度額、113.負担限度額ユニット型個室、114.負担限度額ユニット型個室、115.負担限度額従来型個室-特、116.負担限度額従来型個室-老療、117.負担限度額多床室、118.負担限度額居住費-新1、119.負担限度額居住費-新2、120.負担限度額居住費-新3、121.負担限度額適用開始日、122.負担限度額適用終了日、123.社福市町村コード、124.社福異動区分コード、125.社福軽減率、126.社福軽減率適用開始日、127.社福軽減率適用終了日、128.後期市町村コード、129.後期異動区分コード、130.後期宛名コード、131.後期保険者番号、132.後期被保険者番号、133.被保険者資格取得年月日、134.被保険者資格喪失年月日、135.保険者番号適用開始年月日、136.保険者番号適用終了年月日、137.国保市町村コード、138.国保異動区分コード、139.国保宛名コード、140.国保保険者番号、141.国保被保険者証番号、142.国保個人番号、143.国保世帯加入日、144.国保世帯離脱日、145.国保退職該当日、146.国保退職非該当日、147.二次市町村コード、148.基本チェックリスト回答年月日、149.二次異動区分コード、150.二次予防事業対象区分コード、151.二次予防事業対象有効期間開始年月日、152.二次予防事業対象有効期間終了年月日、153.二次突合認定日、154.住特市町村コード、155.住特異動区分コード、156.住所地特例対象者区分コード、157.施設所在保険者番号、158.住所地特例適用開始年月日、159.住所地特例適用終了年月日、160.二割市町村コード、161.二割異動区分コード、162.二割負担適用開始年月日、163.二割負担適用終了年月日、164.三割市町村コード、165.三割異動区分コード、166.三割負担適用開始年月日、167.三割負担適用終了年月日、168.郵便市町村コード、169.郵便異動区分コード、170.郵便番号取得元区分コード、171.住所地郵便番号、172.基本チェックリスト実施年月日、173.事業訂正内容コード、174.認定事業履歴開始日、175.要介護認定廃止区分、176.合併広域作成フラグ、177.国保連送付済フラグ、178.異動連絡票作成年月、179.異動連絡票作成回数、180.訂正連絡票作成年月、181.訂正連絡票作成回数、182.予備1、183.予備2、184.予備3、185.予備4、186.予備5、187.異動PID、188.データ作成日、189.データ作成時刻、190.データ作成PG

111 二次予防対象者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.支所コード、4.被保険者番号、5.基本チェックリスト回答年月日、6.受付場所コード、7.対象者把握区分、8.基本チェックリスト入手日、9.二次予防事業対象者区分コード、10.判定年月日、11.判定理由コード、12.有効期間開始年月日、13.有効期間終了年月日、14.変更前有効期間終了年月日、15.訂正年月日、16.訂正理由コード、17.判定地域包括支援センター、18.介護地区コード、19.対象者情報送付状態区分、20.二次予防事業対象者情報作成日、21.二次予防事業対象者情報取込日、22.証記載保険者番号、23.通知書作成年月日、24.本人同意区分、25.基本チェックリスト回答1、26.基本チェックリスト回答2、27.基本チェックリスト回答3、28.基本チェックリスト回答4、29.基本チェックリスト回答5、30.基本チェックリスト回答6、31.基本チェックリスト回答7、32.基本チェックリスト回答8、33.基本チェックリスト回答9、34.基本チェックリスト回答10、35.基本チェックリスト回答11、36.基本チェックリスト回答12、37.身長、38.体重、39.BMI、40.基本チェックリスト回答13、41.基本チェックリスト回答14、42.基本チェックリスト回答15、43.基本チェックリスト回答16、44.基本チェックリスト回答17、45.基本チェックリスト回答18、46.基本チェックリスト回答19、47.基本チェックリスト回答20、48.基本チェックリスト回答21、49.基本チェックリスト回答22、50.基本チェックリスト回答23、51.基本チェックリスト回答24、52.基本チェックリスト回答25、53.小計1、54.小計2、55.小計3、56.小計4、57.小計5、58.小計6、59.小計7、60.該当条件1、61.該当条件2、62.該当条件3、63.該当条件4、64.削除区分、65.タイムスタンプ-日付、66.タイムスタンプ-時刻、67.異動所属コード、68.異動職員コード、69.異動PID、70.データ作成日、71.データ作成時刻、72.データ作成PG

112 受給者異動累積事業対象者訂正情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.基本チェックリスト実施年月日、5.送付履歴番号、6.訂正年月日、7.訂正区分コード、8.異動年月、9.事業対象者区分コード、10.判定年月日、11.有効期間開始年月日、12.有効期間終了年月日、13.変更前有効期間終了年月日、14.取消区分、15.訂正内容コード、16.削除区分、17.作成処理済フラグ、18.訂正連絡票作成年月、19.訂正連絡票作成回数、20.異動日、21.異動時刻、22.異動所属コード、23.異動職員コード、24.異動PID、25.データ作成日、26.データ作成時刻、27.データ作成PG

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

113 高額軽減情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.世帯コード、4.対象年度、5.勤奨年月、6.被保険者番号、7.申請書提出期限年月日、8.勸奨時適用開始年月、9.勸奨理由、10.申請年月日、11.受付年月日、12.申請有無区分、13.決定年月日、14.決定区分、15.決定理由、16.世帯一人人数、17.世帯収入金額、18.承認後所得区分、19.適用開始年月、20.適用終了年月、21.8月度所得、22.9月度所得、23.10月度所得、24.11月度所得、25.12月度所得、26.翌1月度所得、27.翌2月度所得、28.翌3月度所得、29.翌4月度所得、30.翌5月度所得、31.翌6月度所得、32.翌7月度所得、33.申請者関係コード、34.申請者事業者番号、35.申請者氏名、36.申請者郵便番号、37.申請者住所、38.申請者電話番号、39.送付先連番、40.送付先宛名コード、41.収入証明書種類確認フラグ、42.備考、43.収入01-審査対象区分、44.収入01-被保険者番号、45.収入01-年金収入、46.収入01-給与収入、47.収入01-その他の収入、48.収入01-収入合計、49.収入02-審査対象区分、50.収入02-被保険者番号、51.収入02-年金収入、52.収入02-給与収入、53.収入02-その他の収入、54.収入02-収入合計、55.収入03-審査対象区分、56.収入03-被保険者番号、57.収入03-年金収入、58.収入03-給与収入、59.収入03-その他の収入、60.収入03-収入合計、61.収入04-審査対象区分、62.収入04-被保険者番号、63.収入04-年金収入、64.収入04-給与収入、65.収入04-その他の収入、66.収入04-収入合計、67.収入05-審査対象区分、68.収入05-被保険者番号、69.収入05-年金収入、70.収入05-給与収入、71.収入05-その他の収入、72.収入05-収入合計、73.収入06-審査対象区分、74.収入06-被保険者番号、75.収入06-年金収入、76.収入06-給与収入、77.収入06-その他の収入、78.収入06-収入合計、79.予備1、80.予備2、81.申請受付者所属コード、82.申請受付者職員コード、83.申請受付場所コード、84.支所コード、85.異動日、86.異動時刻、87.異動所属コード、88.異動職員コード、89.異動PID、90.異動区分、91.データ作成日、92.データ作成時刻、93.データ作成PG

114 総合事業給付実績明細情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.サービス提供年月、5.事業者番号、6.入力識別番号、7.履歴番号、8.レコード番号、9.相殺区分、10.給付実績情報作成区分コード、11.交換情報識別番号、12.整理番号、13.サービス種類コード、14.サービス項目コード、15.摘要、16.前単位数、17.前日数回数、18.前サービス単位数、19.後単位数、20.後日数回数、21.後サービス単位数、22.公費1前日数回数、23.公費1前サービス単位数、24.公費1後日数回数、25.公費1後サービス単位数、26.公費2前に回数、27.公費2前サービス単位数、28.公費2後日数回数、29.公費2後サービス単位数、30.公費3前日数回数、31.公費3前サービス単位数、32.公費3後日数回数、33.公費3後サービス単位数、34.再審査回数、35.過誤回数、36.審査年月、37.住所地特例フラグ、38.施設所在保険者番号、39.異動日、40.異動時刻、41.異動所属コード、42.異動職員コード、43.異動PID、44.異動区分、45.データ作成日、46.データ作成時刻、47.データ作成PG

115 非課税年金受給情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.連携区分、5.管理年度、6.履歴番号、7.突合結果理由コード、8.取込年月、9.レコード区分、10.回送市町村コード、11.年金保険者コード、12.通知内容コード、13.予備1、14.制度コード、15.作成年月日、16.基礎年金番号、17.年金コード、18.予備2、19.生年月日、20.性別コード、21.氏名カナ、22.氏名シフトコード1、23.氏名、24.氏名シフトコード2、25.郵便番号、26.住所カナ、27.住所シフトコード1、28.住所、29.住所シフトコード2、30.対象年、31.訂正表示、32.各種区分、33.処理結果、34.予備3、35.予備4、36.非課税年金額、37.各種金額予備1、38.各種金額予備2、39.予備5、40.共済年金証書記号番号、41.氏名漢字、42.住所漢字、43.タイムスタンプ-日付、44.タイムスタンプ-時刻、45.異動所属コード、46.異動職員コード、47.異動PID、48.データ作成日、49.データ作成時刻、50.データ作成PG

116 個人番号情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.宛名コード、6.履歴番号、7.処理日、8.処理時刻、9.個人番号、10.統合宛名番号、11.予備1、12.異動所属コード、13.異動職員コード、14.異動PID、15.データ作成日、16.データ作成時刻、17.データ作成PG

117 汎用支給申請情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.業務区分、4.メニューID、5.サービス内容コード、6.対象者区分、7.申請管理番号、8.宛名コード、9.被保険者番号、10.事業者番号、11.年月、12.年月日、13.英字、14.コード、15.番号管理、16.申請年月日、17.受付年月日、18.申請者関係区分コード、19.申請者事業者番号、20.申請者氏名、21.申請者〒番号、22.申請者住所、23.申請者電話番号、24.支所コード、25.申請受付者所属コード、26.申請受付者職員コード、27.申請受付場所コード、28.支払方法区分コード、29.口座連番、30.口座宛名コード、31.金融機関コード、32.支店コード、33.口座種別コード、34.口座番号、35.口座名義人カナ、36.口座名義人、37.送付先連番、38.送付先宛名コード、39.決定区分コード、40.決定日、41.支払予定日、42.支払予定開始日、43.支払予定終了日、44.決定金額、45.決定理由、46.支払状態区分、47.支払日、48.返納日、49.処理状態区分、50.決定通知書作成区分、51.決定通知書番号、52.タイムスタンプ-日付、53.タイムスタンプ-時刻、54.異動所属コード、55.異動職員コード、56.異動PID、57.データ作成日、58.データ作成時刻、59.データ作成PG

118 汎用支払情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.申請区分、4.会計年度、5.業務区分、6.メニューID、7.サービス内容コード、8.対象者区分、9.申請管理番号、10.宛名コード、11.被保険者番号、12.事業者番号、13.支払方法区分コード、14.口座連番、15.被仕向銀行番号、16.被仕向支店番号、17.預金種目、18.口座番号、19.口座名義人カナ、20.口座名義人、21.保険請求額、22.自己負担額、23.貸付額、24.控除額、25.支払予定期間開始日、26.支払予定期間終了日、27.当初支払予定額、28.支払予定額、29.支払日、30.支払済金額、31.返納予定額、32.返納日、33.返納済額、34.滞納額、35.支払状態区分、36.支払情報作成日、37.削除フラグ、38.タイムスタンプ-日付、39.タイムスタンプ-時刻、40.異動所属コード、41.異動職員コード、42.異動PID、43.データ作成日、44.データ作成時刻、45.データ作成PG

119 汎用付随項目情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.業務区分、4.メニューID、5.サービス内容コード、6.対象者区分、7.申請管理番号、8.宛名コード、9.被保険者番号、10.事業者番号、11.付随項目連番、12.属性、13.形式-金額、14.形式-数値、15.形式-英字、16.形式-日本語、17.形式-年月日、18.形式-コード値、19.タイムスタンプ-日付、20.タイムスタンプ-時刻、21.異動所属コード、22.異動職員コード、23.異動PID、24.データ作成日、25.データ作成時刻、26.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

120 個人番号異動履歴情報

1.保険者番号、2.交換情報識別番号、3.異動年月日、4.異動区分コード、5.訂正年月日、6.訂正区分コード、7.異動事由、8.市町村コード、9.証記載保険者番号、10.被保険者番号、11.資格取得年月日、12.資格喪失年月日、13.市町村資格取得日、14.市町村資格喪失日、15.個人番号宛名コード、16.個人番号履歴番号、17.個人番号異動日、18.マイナンバー、19.統合宛名番号、20.個人番号履歴突合日、21.要介護認定申請日、22.要介護履歴番号、23.要介護認定申請区分、24.認定状態区分、25.二次審査要介護状態区分、26.要介護認定日、27.認定有効開始日、28.認定有効終了日、29.要介護認定廃止日、30.基本チェックリスト実施年月日、31.事業対象者区分コード、32.事業有効期間開始年月日、33.事業有効期間終了年月日、34.論理削除フラグ、35.合併広域作成フラグ、36.異動連絡票送付済フラグ、37.訂正連絡票送付済フラグ、38.異動連絡票作成年月、39.訂正連絡票作成年月、40.予備1、41.予備2、42.予備3、43.予備4、44.予備5、45.タイムスタンプ-日付、46.タイムスタンプ-時刻、47.異動所属コード、48.異動職員コード、49.異動PID、50.データ作成日、51.データ作成時刻、52.データ作成PG

121 副本複製被保険者情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.被保険者番号、22.ReasonOfNull属性1、23.副本保険者番号、24.ReasonOfNull属性2、25.被保険者資格取得年月日、26.ReasonOfNull属性3、27.被保険者資格喪失年月日、28.ReasonOfNull属性4、29.資格異動事由コード、30.ReasonOfNull属性5、31.被保険者区分、32.ReasonOfNull属性6、33.送信日付、34.異動所属コード、35.異動職員コード、36.異動PID、37.データ作成日、38.データ作成時刻、39.データ作成PG

122 副本複製住所地特例情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.施設所在地、22.ReasonOfNull属性1、23.施設名、24.ReasonOfNull属性2、25.住所地特例者適用開始年月日、26.ReasonOfNull属性3、27.住所地特例者適用変更年月日、28.ReasonOfNull属性4、29.住所地特例者適用終了年月日、30.ReasonOfNull属性5、31.施設電話番号、32.ReasonOfNull属性6、33.送信日付、34.異動所属コード、35.異動職員コード、36.異動PID、37.データ作成日、38.データ作成時刻、39.データ作成PG

123 副本複製受給者基本情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.要介護状態区分コード、22.ReasonOfNull属性1、23.認定済区分、24.ReasonOfNull属性2、25.認定年月日、26.ReasonOfNull属性3、27.認定期間開始年月日、28.ReasonOfNull属性4、29.認定期間終了年月日、30.ReasonOfNull属性5、31.認定申請年月日、32.ReasonOfNull属性6、33.介護認定審査会の意見、34.ReasonOfNull属性7、35.備考、36.ReasonOfNull属性8、37.区分支給限度基準額、38.ReasonOfNull属性9、39.送信日付、40.異動所属コード、41.異動職員コード、42.異動PID、43.データ作成日、44.データ作成時刻、45.データ作成PG

124 副本複製負担割合情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.負担割合区分、22.ReasonOfNull属性1、23.割合開始年月日、24.ReasonOfNull属性2、25.割合終了年月日、26.ReasonOfNull属性3、27.送信日付、28.異動所属コード、29.異動職員コード、30.異動PID、31.データ作成日、32.データ作成時刻、33.データ作成PG

125 副本複製給付情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.給付年度、22.ReasonOfNull属性1、23.自己負担額計算対象日自、24.ReasonOfNull属性2、25.自己負担額計算対象日自、26.ReasonOfNull属性3、27.介護保険加入期間自、28.ReasonOfNull属性4、29.介護保険加入期間至、30.ReasonOfNull属性5、31.自己負担額合計、32.ReasonOfNull属性6、33.うち70-74歳の自己負担額合計、34.ReasonOfNull属性7、35.送信日付、36.異動所属コード、37.異動職員コード、38.異動PID、39.データ作成日、40.データ作成時刻、41.データ作成PG

126 副本複製総合事業情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.給付年度、22.ReasonOfNull属性1、23.自己負担額計算対象日自、24.ReasonOfNull属性2、25.自己負担額計算対象日自、26.ReasonOfNull属性3、27.介護保険加入期間自、28.ReasonOfNull属性4、29.介護保険加入期間至、30.ReasonOfNull属性5、31.自己負担額合計、32.ReasonOfNull属性6、33.うち70-74歳の自己負担額合計、34.ReasonOfNull属性7、35.送信日付、36.異動所属コード、37.異動職員コード、38.異動PID、39.データ作成日、40.データ作成時刻、41.データ作成PG

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

127 副本複製受給者基本最新情報

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.要介護状態区分コード(最新)、22.ReasonOfNull属性1、23.認定済区分(最新)、24.ReasonOfNull属性2、25.認定期間開始年月日(最新)、26.ReasonOfNull属性3、27.認定期間終了年月日(最新)、28.ReasonOfNull属性4、29.認定申請年月日(最新)、30.ReasonOfNull属性5、31.介護認定審査会の意見(最新)、32.ReasonOfNull属性6、33.備考(最新)、34.ReasonOfNull属性7、35.送信日付、36.異動所属コード、37.異動職員コード、38.異動PID、39.データ作成日、40.データ作成時刻、41.データ作成PG

128 副本複製給付情報自己負担額証明書

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.証明対象年度、22.ReasonOfNull属性1、23.自己負担額証明書作成日、24.ReasonOfNull属性2、25.自己負担額証明書整理番号、26.ReasonOfNull属性3、27.保険者番号-国保連連絡、28.ReasonOfNull属性4、29.被保険者証番号、30.ReasonOfNull属性5、31.対象となる計算期間自、32.ReasonOfNull属性6、33.対象となる計算期間至、34.ReasonOfNull属性7、35.計算において被保険者であった期間自、36.ReasonOfNull属性8、37.計算において被保険者であった期間至、38.ReasonOfNull属性9、39.自己負担額合計、40.ReasonOfNull属性10、41.自己負担額合計-8月分、42.ReasonOfNull属性11、43.自己負担額合計-9月分、44.ReasonOfNull属性12、45.自己負担額合計-10月分、46.ReasonOfNull属性13、47.自己負担額合計-11月分、48.ReasonOfNull属性14、49.自己負担額合計-12月分、50.ReasonOfNull属性15、51.自己負担額合計-翌1月分、52.ReasonOfNull属性16、53.自己負担額合計-翌2月分、54.ReasonOfNull属性17、55.自己負担額合計-翌3月分、56.ReasonOfNull属性18、57.自己負担額合計-翌4月分、58.ReasonOfNull属性19、59.自己負担額合計-翌5月分、60.ReasonOfNull属性20、61.自己負担額合計-翌6月分、62.ReasonOfNull属性21、63.自己負担額合計-翌7月分、64.ReasonOfNull属性22、65.自己負担額合計-70-74歳の者の分、66.ReasonOfNull属性23、67.自己負担額合計-8月分-70-74、68.ReasonOfNull属性24、69.自己負担額合計-9月分-70-74、70.ReasonOfNull属性25、71.自己負担額合計-10月分-70-74、72.ReasonOfNull属性26、73.自己負担額合計-11月分-70-74、74.ReasonOfNull属性27、75.自己負担額合計-12月分-70-74、76.ReasonOfNull属性28、77.自己負担額合計-翌1月分-70-74、78.ReasonOfNull属性29、79.自己負担額合計-翌2月分-70-74、80.ReasonOfNull属性30、81.自己負担額合計-翌3月分-70-74、82.ReasonOfNull属性31、83.自己負担額合計-翌4月分-70-74、84.ReasonOfNull属性32、85.自己負担額合計-翌5月分-70-74、86.ReasonOfNull属性33、87.自己負担額合計-翌6月分-70-74、88.ReasonOfNull属性34、89.自己負担額合計-翌7月分-70-74、90.ReasonOfNull属性35、91.保険者名、92.ReasonOfNull属性36、93.保険者郵便番号、94.ReasonOfNull属性37、95.保険者住所、96.ReasonOfNull属性38、97.保険者電話番号、98.ReasonOfNull属性39、99.計算結果送付先名称、100.ReasonOfNull属性40、101.計算結果連絡票送付先郵便番号、102.ReasonOfNull属性41、103.計算結果送付先住所、104.ReasonOfNull属性42、105.計算結果連絡票送付先電話番号、106.ReasonOfNull属性43、107.送信日付、108.異動所属コード、109.異動職員コード、110.異動PID、111.データ作成日、112.データ作成時刻、113.データ作成PG

129 副本複製総合事業情報自己負担額証明書

1.タイムスタンプ-日付、2.タイムスタンプ-時刻、3.保険者番号、4.市町村コード、5.番号体系、6.宛名番号、7.統合宛名番号、8.基幹系登録区分、9.特定個人情報名コード、10.データセット識別項目コード、11.データセットレコードのキー、12.版番号、13.親データセットレコードのキー、14.確定時点、15.修正日時、16.公開開始日、17.公開終了日、18.行政区コード、19.情報提供者部署コード、20.情報提供者ユーザID、21.証明対象年度、22.ReasonOfNull属性1、23.自己負担額証明書作成日、24.ReasonOfNull属性2、25.自己負担額証明書整理番号、26.ReasonOfNull属性3、27.保険者番号-国保連連絡、28.ReasonOfNull属性4、29.被保険者証番号、30.ReasonOfNull属性5、31.対象となる計算期間自、32.ReasonOfNull属性6、33.対象となる計算期間至、34.ReasonOfNull属性7、35.計算において被保険者であった期間自、36.ReasonOfNull属性8、37.計算において被保険者であった期間至、38.ReasonOfNull属性9、39.自己負担額合計、40.ReasonOfNull属性10、41.自己負担額-8月分、42.ReasonOfNull属性11、43.自己負担額-9月分、44.ReasonOfNull属性12、45.自己負担額-10月分、46.ReasonOfNull属性13、47.自己負担額-11月分、48.ReasonOfNull属性14、49.自己負担額-12月分、50.ReasonOfNull属性15、51.自己負担額-翌1月分、52.ReasonOfNull属性16、53.自己負担額-翌2月分、54.ReasonOfNull属性17、55.自己負担額-翌3月分、56.ReasonOfNull属性18、57.自己負担額-翌4月分、58.ReasonOfNull属性19、59.自己負担額-翌5月分、60.ReasonOfNull属性20、61.自己負担額-翌6月分、62.ReasonOfNull属性21、63.自己負担額-翌7月分、64.ReasonOfNull属性22、65.自己負担額合計-70-74歳の者の分、66.ReasonOfNull属性23、67.自己負担額合計-8月分-70-74、68.ReasonOfNull属性24、69.自己負担額合計-9月分-70-74、70.ReasonOfNull属性25、71.自己負担額合計-10月分-70-74、72.ReasonOfNull属性26、73.自己負担額合計-11月分-70-74、74.ReasonOfNull属性27、75.自己負担額合計-12月分-70-74、76.ReasonOfNull属性28、77.自己負担額合計-翌1月分-70-74、78.ReasonOfNull属性29、79.自己負担額合計-翌2月分-70-74、80.ReasonOfNull属性30、81.自己負担額合計-翌3月分-70-74、82.ReasonOfNull属性31、83.自己負担額合計-翌4月分-70-74、84.ReasonOfNull属性32、85.自己負担額合計-翌5月分-70-74、86.ReasonOfNull属性33、87.自己負担額合計-翌6月分-70-74、88.ReasonOfNull属性34、89.自己負担額合計-翌7月分-70-74、90.ReasonOfNull属性35、91.保険者名、92.ReasonOfNull属性36、93.保険者郵便番号、94.ReasonOfNull属性37、95.保険者住所、96.ReasonOfNull属性38、97.保険者電話番号、98.ReasonOfNull属性39、99.計算結果送付先名称、100.ReasonOfNull属性40、101.計算結果連絡票送付先郵便番号、102.ReasonOfNull属性41、103.計算結果連絡票送付先住所、104.ReasonOfNull属性42、105.計算結果連絡票送付先電話番号、106.ReasonOfNull属性43、107.送信日付、108.異動所属コード、109.異動職員コード、110.異動PID、111.データ作成日、112.データ作成時刻、113.データ作成PG



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

130 年間高額対象者情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.対象年度、5.作成年月、6.介護事業区分、7.支給計算基準日、8.支給申請区分、9.世帯コード、10.軽減区分、11.年次随時区分、12.対象者情報作成年月日、13.勤奨区分、14.転入世帯区分、15.死亡精算区分、16.勤奨通知書番号、17.勤奨通知書作成日、18.世帯所得段階、19.世帯負担額、20.世帯支給予定額、21.個人負担額、22.個人支給済額、23.個人支給予定額、24.申請区分、25.自動償還区分、26.支給区分コード、27.証明書登録区分、28.証明書対象期間開始年月、29.証明書対象期間終了年月、30.送付先連番、31.送付先宛名、32.軽減申請区分、33.軽減勤奨通知書番号、34.軽減勤奨通知書作成日、35.給付制限区分、36.死亡精算世帯員区分、37.取消区分、38.備考、39.予備1、40.予備2、41.予備3、42.予備4、43.予備5、44.異動日、45.異動時刻、46.異動所属コード、47.異動職員コード、48.異動PID、49.異動区分、50.データ作成日、51.データ作成時刻、52.データ作成PG

131 年間高額対象者明細情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.対象年度、5.作成年月、6.介護事業区分、7.支給計算基準日、8.支給申請区分、9.世帯コード、10.8月保険者区分、11.8月他市保険者番号、12.8月他市被保険者番号、13.8月負担額、14.8月高額支給額、15.8月自己負担額、16.9月保険者区分、17.9月他市保険者番号、18.9月他市被保険者番号、19.9月負担額、20.9月高額支給額、21.9月自己負担額、22.10月保険者区分、23.10月他市保険者番号、24.10月他市被保険者番号、25.10月負担額、26.10月高額支給額、27.10月自己負担額、28.11月保険者区分、29.11月他市保険者番号、30.11月他市被保険者番号、31.11月負担額、32.11月高額支給額、33.11月自己負担額、34.12月保険者区分、35.12月他市保険者番号、36.12月他市被保険者番号、37.12月負担額、38.12月高額支給額、39.12月自己負担額、40.翌1月保険者区分、41.翌1月他市保険者番号、42.翌1月他市被保険者番号、43.翌1月負担額、44.翌1月高額支給額、45.翌1月自己負担額、46.翌2月保険者区分、47.翌2月他市保険者番号、48.翌2月他市被保険者番号、49.翌2月負担額、50.翌2月高額支給額、51.翌2月自己負担額、52.翌3月保険者区分、53.翌3月他市保険者番号、54.翌3月他市被保険者番号、55.翌3月負担額、56.翌3月高額支給額、57.翌3月自己負担額、58.翌4月保険者区分、59.翌4月他市保険者番号、60.翌4月他市被保険者番号、61.翌4月負担額、62.翌4月高額支給額、63.翌4月自己負担額、64.翌5月保険者区分、65.翌5月他市保険者番号、66.翌5月他市被保険者番号、67.翌5月負担額、68.翌5月高額支給額、69.翌5月自己負担額、70.翌6月保険者区分、71.翌6月他市保険者番号、72.翌6月他市被保険者番号、73.翌6月負担額、74.翌6月高額支給額、75.翌6月自己負担額、76.翌7月保険者区分、77.翌7月他市保険者番号、78.翌7月他市被保険者番号、79.翌7月負担額、80.翌7月高額支給額、81.翌7月自己負担額、82.負担額合計、83.高額支給額合計、84.自己負担額合計、85.取消区分、86.予備1、87.予備2、88.予備3、89.予備4、90.予備5、91.異動日、92.異動時刻、93.異動所属コード、94.異動職員コード、95.異動PID、96.異動区分、97.データ作成日、98.データ作成時刻、99.データ作成PG

132 年間高額軽減情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.対象年度、5.作成年月、6.支給計算基準日、7.世帯コード、8.受付年月日、9.受付番号、10.申請日、11.申請者関係コード、12.申請者氏名、13.申請者郵便番号、14.申請者住所、15.申請者電話番号、16.収入証明書類確認フラグ、17.送付先連番、18.送付先宛名コード、19.申請受付者所属コード、20.申請受付者職員コード、21.申請受付場所コード、22.支所コード、23.決定年月日、24.決定処理年月日、25.決定理由、26.決定通知書作成区分、27.決定通知書番号、28.軽減処理状態区分、29.軽減決定区分、30.年次随時区分、31.収入O1-被保険者番号、32.収入O1-年金収入、33.収入O1-給与収入、34.収入O1-その他の収入、35.収入O1-収入合計、36.収入O2-被保険者番号、37.収入O2-年金収入、38.収入O2-給与収入、39.収入O2-その他の収入、40.収入O2-収入合計、41.収入O3-被保険者番号、42.収入O3-年金収入、43.収入O3-給与収入、44.収入O3-その他の収入、45.収入O3-収入合計、46.世帯一人人数、47.世帯収入金額、48.取消区分、49.備考、50.予備1、51.予備2、52.予備3、53.予備4、54.予備5、55.異動日、56.異動時刻、57.異動所属コード、58.異動職員コード、59.異動PID、60.異動区分、61.データ作成日、62.データ作成時刻、63.データ作成PG

133 年間高額申請情報

1.保険者番号、2.市町村コード、3.被保険者番号、4.対象年度、5.作成年月、6.介護事業区分、7.支給計算基準日、8.支給申請区分、9.世帯コード、10.世帯所得段階、11.受付年月日、12.受付番号、13.申請日、14.申請者関係コード、15.申請者氏名、16.申請者郵便番号、17.申請者住所、18.申請者電話番号、19.支払方法区分コード、20.口座連番、21.口座宛名コード、22.金融機関コード、23.支店コード、24.口座種別コード、25.口座番号、26.口座名義人カナ、27.口座名義人、28.送付先連番、29.送付先宛名コード、30.申請受付者所属コード、31.申請受付者職員コード、32.申請受付場所コード、33.支所コード、34.決定年月日、35.決定処理年月日、36.支給区分コード、37.個人負担額、38.個人支給済額、39.個人支給予定額、40.個人調整後支給額、41.調整金額、42.調整区分、43.不支給理由、44.決定通知書作成区分、45.決定通知書番号、46.処理状態区分、47.支払状態区分、48.支払予定開始年月日、49.支払予定終了年月日、50.年次随時区分、51.自動償還区分、52.他市支給有無、53.他市支給額、54.取消区分、55.備考、56.予備1、57.予備2、58.予備3、59.予備4、60.予備5、61.異動日、62.異動時刻、63.異動所属コード、64.異動職員コード、65.異動PID、66.異動区分、67.データ作成日、68.データ作成時刻、69.データ作成PG



Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><介護保険業務における措置></p> <p>①申請の際、被保険者及び被保険者が属する世帯の世帯員以外の情報を誤って記載することのないような様式にしている。</p> <p>②申請等の対象者であるかをシステムで確認したうえで提出させている。</p> <p><業務間連携システムにおける措置></p> <p>①情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。</p> <p>②情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外への情報移転が無いことを担保している。</p> <p>③情報移転元・情報移転先システムが利用するエリア各々にID/パスワードを設定することで、他システム用の情報入手を抑止している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <p>・統合宛名管理システムから情報を入手する際には、当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><介護保険業務における措置></p> <p>①本人等が記載する申請書等については、法令等に定める記載項目とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。</p> <p>②システムでは、申請等に必要な情報のみを入力項目としており、必要以外の情報は登録できないようになっている。</p> <p><業務間連携システムにおける措置></p> <p>①情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。</p> <p>②情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外への情報移転が無いことを担保している。</p> <p>③情報移転元・情報移転先システムが利用するエリア各々にID/パスワードを設定することで、他システム用の情報入手を抑止している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <p>・統合宛名管理システムから情報を入手する際には、当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険業務における措置> ・当該申請等で必要な情報を記載用紙に明記し、必要以外の情報入手をしないようにしている。</p> <p><業務間連携システムにおける措置> ①情報移転元・情報移転先システムが利用するエリア各々にID/パスワードを設定することで、あらかじめ承認されたシステム以外の情報入手を抑制している。 ②情報移転元・移転先からのデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑制している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 ②統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑制している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示、若しくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示、若しくは通知カードと身分証明書の提示に加え、既に入手している個人番号との照合により、真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><介護保険業務における措置> ・業務間連携システム以外で入手した情報は、入力更新後、原本との照合によりチェックを行う。</p> <p><業務間連携システムにおける措置> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムから情報を入力する際には、当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険業務における措置> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申請書等を收受する。</p> <p><業務間連携システムにおける措置> ・業務間連携システムと各業務システムを接続する回線を専用回線とし、接続された特定機器のみとの通信とすることで、接続システム外への漏えい・紛失に備えている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムと業務システム及び統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名管理システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、統合宛名管理システムから情報を入力する際には、統合宛名管理システムが事務と情報項目の対応付けに従い情報を渡すことで、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けはできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険事務において、必要のない情報については保有しない。 ②介護保険事務における各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 <p><業務間連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用することについて所属長の承認を得た者のみに、端末を操作するためのICカードを発行し、ICカードとID/パスワードで認証を行っている。 <p><業務間連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、職員等が業務間連携システムを直接利用することはできない。 <p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証(又はパスワード)による認証を行う。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末操作に必要なICカードの申請について、利用課の所属長を通じ発行、返却の申請を受けている。 ・パスワードは30日ごとに変更しないと端末操作を行えないようにしている。 ・人事異動の際、他部署への異動者の権限失効についてすみやかに確認を行ったうえ処理を行う。 <p><業務間連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、職員等が業務間連携システムを直接利用することはできない。 <p><統合宛名管理システムにおける管理></p> <p>仙台市基幹系システム情報セキュリティ実施手順に沿い、下記のとおり取り扱うこととしている。</p> <p>①ユーザーID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者はアクセス権限と事務の対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・申請に対して、システム管理者は対応表を確認の上、必要なアクセス権限を付与したユーザーID/パスワードを発行する。 <p>②ユーザー権限変更/削除管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の異動が発生した際は、すみやかにシステム管理者にユーザー権限の変更/削除申請を提出する。 ・申請に対して、システム管理者はアクセス権限を更新し、ユーザー権限の変更・削除を行う。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><介護保険システムの利用における管理> 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「仙台市介護保険システムセキュリティ実施手順」に沿い、下記のとおり取り扱うこととしている。 ①利用者の管理等は、運用者がシステムを管理する権限(以下、特権IDという)でログインして行う。 ②システム管理機能は、電子的に施錠された執務室内に設置された運用者端末でのみ実施可能であり、運用者以外が操作することは不可能となっている。 ③ユーザーIDやアクセス権限を定期的(特権ID、一般利用者IDは共に毎月1回)に確認し、業務上アクセスが不用となったIDやアクセス権限の削除を実施している。</p> <p><業務間連携システムにおける管理> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、職員等が業務間連携システムを直接利用することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける管理> ①利用者の管理等は、システム管理者より特権IDを付与されたシステム管理補助者が、電子的に施錠された執務室内に設置された管理用端末において専用のID・パスワードを用いて行う。 ②ユーザーIDやアクセス権限を定期的(特権ID、一般利用者IDは共に月1回)に確認し、業務上アクセスが不用となったIDやアクセス権限の削除を実施している。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><介護保険システムにおける措置> ・端末操作履歴及び個人を特定した情報の参照、更新についての情報参照履歴を記録している。</p> <p><業務間連携システムにおける措置> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、職員等が業務間連携システムを直接利用することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・システム操作履歴をユーザー単位で記録し、磁気ディスクに毎日保存している。なお、消去は行わないこととしている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>下記のとおり、仙台市内部に置いて規定を定めている。 ①「仙台市介護保険システムセキュリティ実施手順」により、職員は、業務目的外にシステムを利用してはならないこととしている。 ②「仙台市行政情報セキュリティポリシー」において、職員(退職したのも含む)は本市の保有する行政情報を漏らしてはならないことと規定している。 ③職員について、年1度の研修を行い、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の教育を行っている。 ④委託先について、要件として、仙台市行政情報セキュリティポリシーの教育を必ず行うことを必須としている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険システム、業務間連携システム、統合宛名管理システムにおける措置> ①バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。 ②特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可している。 ③バックアップ処理はシステム管理者よりシステム管理の権限を付与された運用者のみが実行できる。 ④委託先には契約で複写又は複製を禁じている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり個人情報(特定個人情報を含む。)を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・個人情報(特定個人情報を含む。)が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。</p>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、下記の資料を基に委託候補者において個人情報保護の対策が適切かつ十分に取られているかの審査を行っている。 ・個人情報の適切な取扱いの確保に関する調査票 ・業務内容シート ・仕様書 ・契約書(案) ・その他個人情報の取扱いに関する確認資料 なお、特定個人情報の取扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書や委託仕様書等に以下の規定を設けている。 ・利用者届及び誓約書の写しを、個人情報の取扱いに係る作業の開始前までに本市に書面で提出し、書面による承認を得なければならない。 ・本市の書面による承認を受けた者以外の個人及び法人その他の団体に、個人情報の取扱いを行わせてはならない。 ・利用者届について変更、追加又は減少させようとする場合は、変更等の理由を付して本市に書面で提出し、本市の書面による承認を得なければならない。また、閲覧／更新権限を持つものは必要最小限とし、アカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。 加えて、ログを取得し、必要に応じ不正な使用がないことを確認している。なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取り扱いと同様としている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報情報ファイルの使用履歴について、ユーザーID、操作日時、事務種別や処理事由などを磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。記録は永年保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書や委託仕様書等に以下の規定を設けている。 ・本市の書面による承認を受けた者以外の個人及び法人その他の団体に、個人情報の取扱いを行わせてはならない。 ・やむを得ない理由により、第三者に個人情報の取扱いを行わせる必要があると判断するときは、その理由を付して本市に書面で申し入れ、第三者による個人情報の取扱いについて、本市の書面による承認を得なければならない。 なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託仕様書に以下の規定を設けている。 ・受託者は、個人情報の受渡しについて、日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項を記載した計画書を本市に提出し、事前に本市の書面による承認を得なければならない。 ・個人情報の受渡しを行う場合には、日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項について記録した書面を作成し、双方の署名、押印等をもって確認するものとする。 なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」の規定に従い、次のとおり処理することとしている。 ・紙台帳の個人情報については、本市に返却する。 ・内蔵ディスク装置に記録した個人情報について、データ複写により本市へ返却する。また、残存する媒体内の個人情報については、消去申請を本市に提出し、事前に本市の書面による承認を得た上で、消去ソフト等を用いた消去を行う。消去後は書面にて証明書を本市へ提出する。 なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な取扱い ・目的外使用の禁止 ・使用者に対する遵守事項の周知義務 ・個人情報の適切な管理のための措置を行う義務 ・個人情報の収集に係る制限 ・目的外提供の禁止 ・複写等の禁止 ・第三者利用の禁止 ・契約終了時の返還義務 ・契約違反時の発注者に対する速やかな報告、発注者からの指示の順守 <p>なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取り扱いと同様としている。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><介護保険システムにおける記録> ・介護保険システムにおいて、情報参照者、参照画面、参照日時の記録を残している。</p> <p><業務間連携システムにおける措置> ・情報移転元・移転先からのデータ授受の動作記録を残している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><提供> ・特定個人情報等重要性の高い行政情報(特定個人情報を含む)は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は、予め「行政情報提供協議書」にて最高情報セキュリティ責任者(まちづくり政策局長)と協議することにより、外部への提供を可能としている。</p> <p><移転> ・事務の遂行上、他課の保有する行政情報(特定個人情報を含む)を利用する場合は、予め当該行政情報を保有する課の情報管理者(課長等)の承認を「行政情報利用協議書」にて受けることとしている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険業務における措置> ・仙台市介護保険関係情報の移転を受けるには事前に書面により申請のうえ、情報管理者の承認を得なければならない運用となっている。</p> <p><業務間連携システムにおける措置> ①情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、連携対象者以外の情報が混入することはなく、また、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。 ②情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外への情報移転が無いことを担保している。 ③情報移転元・情報移転先システムが利用するエリア各々にID/パスワードを設定することで、本来の移転先以外が情報を入手することを抑止している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システムが情報を移転する際には、照会元からの照会要求に当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ③統合宛名管理システムは、情報照会元を記録し、その照会元によりのみ照会結果を渡す機能を有しており、情報照会元以外が情報を入手するリスクに対応している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険業務における措置> ①介護保険システムへの情報入力において、論理チェック等を行い系統的に担保している。 ②庁内連携では、番号法及び仙台市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみ提供・移転する仕組みとして担保されている。 ③電子記録媒体及び紙による移転においても、番号法及び仙台市個人情報保護条例に基づき認められる情報を担当職員が用意し、情報管理者の承認を得て移転先の担当職員に手渡すこととしている。</p> <p><業務間連携システムにおける措置> ①情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、連携対象者以外の情報が混入することはなく、また、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。 ②情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外への情報移転が無いことを担保している。 ③情報移転元・情報移転先システムが利用するエリア各々にID/パスワードを設定することで、本来の移転先以外が情報を入手することを抑止している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システムが情報を移転する際には、照会元からの照会要求に当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ③統合宛名管理システムは、情報照会元を記録し、その照会元によりのみ照会結果を渡す機能を有しており、情報照会元以外が情報を入手するリスクに対応している。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名管理システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバの運用における措置> ・中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名管理システムにおける措置> ①中間サーバと統合宛名管理システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、仙台市の中間サーバと統合宛名管理システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②統合宛名管理システムと業務システム及び統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名管理システムにおける措置> ・中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が入りこみ・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。</p> <p>②統合宛名管理システムと業務システム及び統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p> <p>③中間サーバと統合宛名管理システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、仙台市の中間サーバと統合宛名管理システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入りこみ・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <p>①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。</p> <p>②接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑制している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が入りこみ・紛失するリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が入りこみ・紛失するリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <p>①中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <p>①中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不適切な端末操作等のリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <p>①統合宛名管理システムは、業務システムから他機関へ提供する情報を中間サーバに保存される副本情報として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の改変を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><介護保険事務における措置> ①特定個人情報が記載された申請書、情報の授受に使用する電子記録媒体等については、施錠管理を行っている部屋内の鍵付きの書庫等に保管している。 ②サーバについては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらにICカードによる入退室管理を行っている部屋に設置している。 ③端末については、ワイヤロックで施錠している。</p> <p><業務間連携システム・統合宛名管理システムにおける措置> ①業務間連携システム・統合宛名管理システムは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理、有人監視及び施錠管理を行っている部屋に設置している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><介護保険事務における措置> ①庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ②ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは定期的に更新している。</p> <p><統合宛名管理システム・業務間連携システムにおける措置> ①利用するシステムには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	①資格者情報及び賦課情報は、業務間連携システムを介して、定期的に更新している。 ②業務間連携システムで得られない被保険者及び被保険者の世帯員の情報は、保険料算定時及び利用者負担限度額算定時等、必要に応じて随時確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	消去を行なう際は「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の規定に従い、次のとおり処理することとしている。 ・記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去を行うか、消去できないものにあつては物理的破壊を行った上で廃棄しなければならない。 ・記録媒体を廃棄する場合は、システム管理者の許可を得ることとし、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><仙台市における措置> ・「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の規定に従い、年1回チェックリストを用いて自己点検を実施している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><仙台市における措置> ・「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の規定に従い、数年に一度、第三者機関による内部監査を実施している。また、指摘された事項の改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><仙台市における措置> ・職員を対象とした研修を定期的実施しており、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ・委託業者における個人情報保護責任者は、本市の指定する個人情報の保護及び情報セキュリティに関する研修の受講を義務付けている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所1階 022-214-1209</p>
②請求方法	<p>市政情報センター(仙台市役所本庁舎1階)に備付けの「個人情報開示請求書」に住所、氏名、知りたい公文書の名称(具体的な内容)等必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。</p> <p>※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)等</p>
特記事項	<p>口頭や電話、ファクシミリ、Eメールによる請求は不可。開示できるかどうかは、原則として請求を受けた日の翌日から14日以内に決定し、文書でお知らせする。(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することもある。)</p> <p>※次のような情報が記録されている場合は、開示できない場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等により公開することができないとされている情報 ・開示すると事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報 ・人の生命の保護や犯罪の予防等に支障が生ずるおそれがある情報 ・市や国等の協力関係や信頼関係を損なうおそれがある情報 ・第三者の正当な利益を害するおそれがある情報
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法:)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>健康福祉局 介護保険課 介護保険係 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所8階 022-214-5225</p>
②対応方法	<p>・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、標準的な処理期間を設ける。</p>

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便、ファクシミリ、仙台市ホームページ(電子申請システム)、電子メール及び事務担当課への持参による意見聴取
②実施日・期間	令和3年9月22日から令和3年10月21日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	該当なし
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	該当なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年11月29日
②方法	仙台市個人情報保護審議会による点検
③結果	【点検結果】 相当であると認められた 【点検時の主な意見と修正事項】 特になし
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月12日	I-7 ②所属長	介護保険課長 宮野 憲子	介護保険課長 大浦 健志	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年7月12日	I(別添1)	—	非課税年金受給情報の追加	事後	システム改修に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年7月12日	II(別添2)	—	非課税年金受給情報の追加	事後	システム改修に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年2月24日	I-1 ②事務の内容	<p>介護保険法及び仙台市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理事務 2. 保険料の賦課・徴収事務 3. 要介護(要支援)認定事務 4. 保険給付事務 	<p>介護保険法及び仙台市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等、保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理事務 2. 保険料の賦課・徴収事務 3. 要介護(要支援)認定事務 4. 保険給付事務 5. 介護予防・日常生活支援総合事業事務 希望者に対してチェックリストを使用して、事業対象者に該当するかどうかの判定を行う。また、何らかの支援を必要とする者を把握して介護予防活動へつなげる。 	事前	平成29年度からシステムで管理を行う事務、介護予防・日常生活支援総合事業事務に関する記載の追加。(重要な変更)
平成29年2月24日	I-2 システム1 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・資格記録管理 ・保険料納付記録管理 ・受給者管理 ・給付実績管理 ・個人情報管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格記録管理 ・保険料納付記録管理 ・受給者管理 ・給付実績管理 ・個人情報管理 ・介護予防・日常生活支援総合事業管理 事業対象者の管理や国保連合会に委託できないサービスの利用実績管理及び一定条件で抽出した対象者に実施したチェックリスト結果等の管理を行う。 	事前	平成29年度からシステムで管理を行う機能、介護予防・日常生活支援総合事業管理に関する記載の追加。(事後で足りるものの任意に事前提出)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I-2 システム5	(記載なし)	<p>①システムの名称 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p> <p>②システムの機能 1. 受給者情報の送信 2. 給付実績関連情報の送受信 3. 高額合算関連情報の送受信 4. 年金特徴関連情報の送受信 5. 非課税年金受給情報の受信 ※介護保険システムと当該ソフトがインストールされている端末とは回線で接続されていない。介護保険システムから取り出したデータを当該ソフトによる国保連合会へ送信、または、国保連合会から送信されるデータを受診して、媒体により介護保険システムに取り込む運用を行っている。</p>	事後	厚生労働省からの事務連絡に基づき修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	I-5 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一の68の項 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一の68の項 ・仙台市個人番号の利用に関する条例(平成27年仙台市条例第66号)第3条 	事後	条例施行に伴う記載の追加のため、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I-6②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 93、94の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の93、94の項	事後	番号法別表第二の改正に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年2月24日	I(別添1)	—	保険料滞納・収納情報、交渉記録情報の追加	事後	制度改正に伴うシステム改修により追記するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	I(別添1)	—	介護予防・日常生活支援総合事業業務(総合事業業務)の追加	事前	平成29年度からシステムで管理を行う、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に関する記載の追加。 (事後で足りるものの任意に事前提出)
平成29年2月24日	II-2 ⑤保有開始日	平成27年12月を予定	平成27年12月19日	事後	予定日から実際の保有開始日(システム取込日)に修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱ-3 ①入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他(宮城県国民健康保険団体連合会)	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人(各都道府県・市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他(宮城県国民健康保険団体連合会、宮城県後期高齢者医療広域連合、各医療保険者・共済組合等)	事後	番号法別表第二の内容精査を行っての記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年2月24日	Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	【専用線により入手】 ・年金関係情報は、介護保険法第134条第3項第7号により国保連を経由して行うものと定められており、情報の入手は国保連が構築する専用回線を使用する。	【専用線により入手】 ・年金関係情報は、介護保険法第134条第7項により国保連合会を経由して行うものと定められており、情報の入手は国保連合会が構築する専用回線を使用する。	事後	国保連を国保連合会へと修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-3 ⑤本人への明示	本人又は本人の代理人から入手する情報は、申請又は届出時に使用目的を明示する。本人以外から入手を行うことは、介護保険法、番号法、仙台市個人情報保護条例にて明示されている。	・本人又は本人の代理人から入手する情報は、申請又は届出時に使用目的を明示する。本人以外から入手を行うことは、介護保険法、番号法、仙台市個人情報保護条例にて明示されている。 ・庁内連携システムによる入手については、仙台市個人番号の利用に関する条例第3条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法別表第一の68の項、番号法別表第二の93、94の項に明示されている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手については、番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	事後	条例施行等に基づき修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	II-3 ⑥使用目的	介護保険の被保険者の管理、保険料の賦課・徴収管理、要介護・要支援情報の管理、介護保険給付実績の管理等	介護保険の被保険者の管理、保険料の賦課・徴収管理、要介護・要支援情報の管理、介護保険給付実績の管理、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の管理等	事前	平成29年度からシステムで管理を行う、介護予防・日常生活支援総合事業に関する記載の追加。 (重要な変更)
平成29年2月24日	II-3 ⑦使用の主体 使用部署	各区役所障害高齢課及び戸籍住民課、総合支所保健福祉課、健康福祉局介護保険課	各区役所障害高齢課及び戸籍住民課、各総合支所保健福祉課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	事前	平成29年度からシステムで管理を行う、介護予防・日常生活支援総合事業に関する記載の追加。 (重要な変更)
平成29年2月24日	II-3 ⑧使用方法	<ol style="list-style-type: none"> 資格業務 住民票関係情報、医療保険関係情報、生活保護関係情報等を確認し資格管理を行う。 保険料業務 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報等を確認し保険料の賦課等を行う。 受給業務 本人又は本人の代理人からの申請に基づき、本人宛資格者証の交付、関係機関へ認定調査依頼及び医師意見書の作成依頼をする。 給付業務 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報等を確認し保険給付を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 資格業務 住民票関係情報、医療保険関係情報、生活保護関係情報等を確認し資格管理を行う。 保険料業務 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報等を確認し保険料の賦課等を行う。 受給業務 本人又は本人の代理人からの申請に基づき、本人宛資格者証の交付、関係機関へ認定調査依頼及び医師意見書の作成依頼を行う。 給付業務 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報等を確認し保険給付を行う。 介護予防・日常生活支援総合事業業務 希望者に対して実施するチェックリストの結果に基づき、事業対象者の管理を行う。 対象者を抽出してチェックリストによる確認を行い、その結果を基に介護予防活動へつなげる。 	事前	平成29年度からシステムで管理を行う業務、介護予防・日常生活支援総合事業業務に関する記載の追加。 (重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱ-4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	介護保険法第40条第10項等で審査及び支払事務を同法第21条第3項で第三者行為求償事務を国民健康保険団体連合会に委託できると規定されている。また、国民健康保険団体連合会は、同法第176条第1項でサービス費の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定し、同条第2項で第三者行為求償業務を行うことができると規定されている。	介護保険法第41条第10項等で審査及び支払事務を同法第21条第3項で第三者行為求償事務を国民健康保険団体連合会に委託できると規定されている。また、国民健康保険団体連合会は、同法第176条第1項でサービス費の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定し、同条第2項第1号で第三者行為求償業務を、同条第2項第3号で介護予防・日常生活支援総合事業の請求に関する審査及び支払業務を行うことができると規定されている。	事後	介護保険法改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 提供・移転先の有無	提供を行っている(20)件 移転を行っている(7)件	提供を行っている(33)件 移転を行っている(8)件	事後	番号法別表第二の改正及びシステム改修に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 提供先5	番号法別表第二の6の項に関する内容	番号法別表第二の5の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 提供先6	番号法別表第二の26の項に関する内容	番号法別表第二の6の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 提供先7	番号法別表第二の30の項に関する内容	番号法別表第二の8の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 提供先8	番号法別表第二の33の項に関する内容	番号法別表第二の11の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 提供先9	番号法別表第二の39の項に関する内容	番号法別表第二の17の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先10	番号法別表第二の42の項に関する内容	番号法別表第二の22の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先11	番号法別表第二の56の2の項に関する内容	番号法別表第二の26の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先12	番号法別表第二の58の項に関する内容	番号法別表第二の30の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先13	番号法別表第二の61の項に関する内容	番号法別表第二の33の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先14	番号法別表第二の62の項に関する内容	番号法別表第二の39の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先15	番号法別表第二の80の項に関する内容	番号法別表第二の42の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先16	番号法別表第二の87の項に関する内容	番号法別表第二の43の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先17	番号法別表第二の90の項に関する内容	番号法別表第二の56の2の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先18	番号法別表第二の94の項に関する内容	番号法別表第二の58の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先19	番号法別表第二の117の項に関する内容	番号法別表第二の61の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先20	仙台市個人情報保護条例第14条に関する内容	番号法別表第二の62の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先21	(記載なし)	番号法別表第二の80の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先22	(記載なし)	番号法別表第二の81の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先23	(記載なし)	番号法別表第二の87の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先24	(記載なし)	番号法別表第二の90の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先25	(記載なし)	番号法別表第二の94の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先26	(記載なし)	番号法別表第二の95の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先27	(記載なし)	番号法別表第二の97の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先28	(記載なし)	番号法別表第二の106の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先29	(記載なし)	番号法別表第二の108の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先30	(記載なし)	番号法別表第二の109の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先31	(記載なし)	番号法別表第二の117の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先32	(記載なし)	番号法別表第二の120の項に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 提供先33	(記載なし)	仙台市個人情報保護条例第14条に関する内容	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	住基法第7条第10号	事後	番号法別表第二の改正に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の5の項	事後	条例施行に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ－5 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の15の項	事後	条例施行に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱ-5 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の4の項	事後	条例施行に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第3項	事後	条例施行に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の6の項	事後	条例施行に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第3項	事後	条例施行に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ-5 移転先8	(記載なし)	介護保険料滞納・収納に関する内容	事後	システム改修に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ(別添2)	—	個人番号情報の追加	事後	システム改修に伴い修正するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年2月24日	Ⅱ(別添2)	—	汎用支給申請情報の追加 汎用支払情報の追加 汎用付随項目情報の追加	事前	システム改修に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。 (事後で足りるものの任意に事前提出)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅲ-3 リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	下記のとおり、仙台市内部に置いて規定を定めている。 ①「仙台市介護システムセキュリティ実施手順」により、職員は、業務目的外にシステムを利用してはならないこととしている。 ②「仙台市行政情報セキュリティポリシー」において、職員（退職したのも含む）は本市の保有する行政情報を漏らしてはならないことと規定している。 ③職員について、年1度の研修を行い、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の教育を行っている。	下記のとおり、仙台市内部に置いて規定を定めている。 ①「仙台市介護保険システムセキュリティ実施手順」により、職員は、業務目的外にシステムを利用してはならないこととしている。 ②「仙台市行政情報セキュリティポリシー」において、職員（退職したのも含む）は本市の保有する行政情報を漏らしてはならないことと規定している。 ③職員について、年1度の研修を行い、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の教育を行っている。 ④委託先について、要件として、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」教育を行うことを必須としている。	事後	記載されていなかった規定を追記したもので、重要な変更にあたらぬ。
平成29年2月24日	Ⅲ-6 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法改正に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年2月24日	Ⅲ-6 リスク2 安全性が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称を修正したもので、重要な変更にあたらぬ。
平成29年2月24日	Ⅲ-6 リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称を修正したもので、重要な変更にあたらぬ。
平成29年2月24日	Ⅲ-7 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<介護保険事務における措置> ①特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋内の鍵付きの書庫等に保管している。	<介護保険事務における措置> ①特定個人情報が記載された申請書、情報の授受に使用する電子記録媒体等については、施錠管理を行っている部屋内の鍵付きの書庫等に保管している。	事後	電子記録媒体の保管方法について追加したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	VI-2 国民・住民等への意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年4月27日から平成27年5月26日までの30日間	平成29年1月10日から平成29年2月8日までの30日間	事後	パブリックコメントの実施日について修正したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年1月18日	II-5 移転先9	(記載なし)	移転先9 子供未来局認定給付課 ①法令上の根拠 仙台市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表第二の1の項、16の項 ②移転先における用途 保育給付に係る要件を確認する。 ③移転する情報 介護保険給付等関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険被保険者のうち、保育給付に係る申請者と同一世帯の者 ⑥移転方法 [O] その他（オンライン照会） ⑦時期・頻度 必要に応じて随時	事前	システム改修に伴い修正するもので、事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成30年1月18日	II (別添2)	(記載なし)	個人番号異動履歴情報の追加	事後	システム改修に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成30年1月18日	III-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<介護保険システムの利用における管理> 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「仙台市住民情報システムセキュリティ実施手順」に沿い、下記のとおり取り扱うこととしている。	<介護保険システムの利用における管理> 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「仙台市介護保険システムセキュリティ実施手順」に沿い、下記のとおり取り扱うこととしている。	事後	手順書名称の記載誤りを修正したものであり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月18日	Ⅲ-7 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	<p>【平成26年6月 青葉区家庭健康課における事故】</p> <p>1 事故の内容 同課職員が個人情報を含むデータの入ったUSBメモリを紛失した。</p> <p>2 原因 (1)個人情報の取り扱いにかかる認識が十分ではなかったため。 (2)課全体で保有する多数のUSBメモリについて、組織的な保管確認を徹底していなかったため。 (3)USBメモリの保管において、施錠できる保管庫での保管を徹底していなかったため。</p> <p>3 影響(紛失したデータの状況) (1)特別児童扶養手当受給者台帳 約350世帯分 及び同事務の関係文書 (2)母子寡婦福祉資金滞納者リスト(平成24年度) 約200世帯分 なお、紛失したデータの漏えいは確認されていない。</p> <p>4 事故発生時の対応 (1)USBメモリの搜索等 ①課内職員でUSBメモリの執務室内における搜索を行った。 ②警察署に紛失の届出を行った。 (2)市民への対応 ①記者発表を行い、本件にかかる謝罪及び概要の説明を行った。 ②情報流出の可能性のある対象者(545世帯)に対し、謝罪、概要説明及び被害に対する注意喚起の文書を送付した。</p>	<p>【平成29年5月 まちづくり政策局防災環境都市推進室における事故】</p> <p>1 事故の内容 同課職員が市民向け広報紙を電子メールで約300件に一齐送信した際、BCCで送信すべきところ、誤ってTOで送信したことにより、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信されてしまったもの。</p> <p>2 原因 担当者がTOで送信しようとしていることに気付かず作業してしまった上、送信前に複数名によるチェックをしていなかったため、ミスに気付くことができなかった。</p> <p>3 影響 293件の宛先に、他の受信者のメールアドレスが見える状態で電子メールを一齐送信してしまった。なお、送信先には社用アドレスや未達のもの、さらには宛先が重複しているもの等が含まれており、個人情報に該当すると判断できる件数は136件であった。</p> <p>4 事故発生時の対応 誤送信した全ての宛先に対し、お詫びメールを送信するとともに、当該メールの削除を依頼した。</p>	事後	事故発生から3年経過したこと に伴い記載を見直したものであり、事後で足りる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月18日	Ⅲ-7 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	<p>業務において重要な個人情報を取り扱っており、個人情報保護及び情報セキュリティの重要性を各職員に周知、徹底するとともに、下記の具体的な取り組みを行った。</p> <p>①USBメモリ保有数の適正化 USBメモリの使用状況を精査し、USBメモリの保有数を適正なものとした。</p> <p>②USBメモリ保管状況確認の徹底 USBメモリの使用状況及び返却状況について、組織での確認を徹底した。</p> <p>③USBメモリに対する安全対策 USBメモリ紛失時において情報が流出しないよう、USBメモリの暗号化、パスワードの設定など、安全対策を行った。</p> <p>④クリアデスクの励行 USBメモリをはじめとする個人情報を含むデータの紛失等を防ぐため、日頃からクリアデスクの励行を徹底した。</p> <p>また、今回の事故を契機に、個人情報保護の担当課である総務局文書法制課及びまちづくり政策局情報政策課より、各課に対し個人情報保護及び情報セキュリティの徹底について通知を行い、個人情報及びUSBメモリ等の外部記録媒体の適正管理における周知徹底と組織的な取り組みを行うこととした。</p>	<p>外部に電子メールを送信する際の、TO、CC及びBCCの使い方の違いと、誤送信のリスクについて各職員に改めて周知徹底するとともに、今後電子メールを複数の宛先へ一斉送信する際には、送信者以外に係長職にある者等が目視で送信先を確認する等、手順書を定め適正な運用に努めることとした。</p>	事後	事故発生から3年経過したことに伴い記載を見直したものであり、事後で足りる。
令和1年6月28日	I-6②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の93、94の項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、119の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の93、94の項</p>	事後	番号法別表第二の改正に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-7 ②所属長の役職名	[○]評価実施期間内の他部署 (市民局区政課、財政局市民税企画課、各区役所保護課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局障害企画課)	[○]評価実施期間内の他部署 (市民局戸籍住民課、財政局市民税企画課、各区役所保護課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局障害企画課)	事後	組織改正による課の分割等に 伴う変更であり、事後で足り る。
令和1年6月28日	II-3 ①入手元 使用部署	各区役所障害高齢課及び戸籍住民課、各総合支所保健福祉課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	各区役所介護保険課、各区役所障害高齢課、各区役所戸籍住民課、各区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	事後	組織改正による課の分割等に 伴う変更であり、事後で足り る。
令和1年6月28日	II-3 ⑦使用の主体 使用部署	各区役所障害高齢課及び戸籍住民課、各総合支所保健福祉課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	各区役所介護保険課、各区役所障害高齢課、各区役所戸籍住民課、各区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	事後	組織改正による課の分割等に 伴う変更であり、事後で足り る。
令和1年6月28日	II-3 ⑦使用の主体 使用者数	100人以上500人未満	500人以上1,000人未満	事後	使用者数の増加に伴う変更で あり、事後で足りる。
令和1年6月28日	II-5 移転先1	市民局区政課	市民局戸籍住民課	事後	組織改正による課の分割等に 伴う変更であり、事後で足り る。
令和1年6月28日	II-5 提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の120の項	番号法第19条第7号、別表第二の119の項	事後	番号法別表第二の改正に伴う 記載の変更のため、重要な変 更にあたらぬ。
令和1年6月28日	I(別添1)事務の内容	⑩高額サービス費支給情報	⑩高額等サービス費支給関係情報	事後	制度改正による事務の内容の 修正であり、事後で足りる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	新様式への変更				
令和2年6月30日	Ⅱ-3 ⑦使用の主体 部署 使用	各区役所介護保険課、各区役所障害高齢課、各区役所戸籍住民課、各区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	各区役所介護保険課、各区役所障害高齢課、各区役所戸籍住民課、各区役所保育給付課、総合支所保健福祉課、宮城総合支所障害高齢課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	事後	組織改正による課の分割等に 伴う変更であり、事後で足り る。
令和3年6月14日	Ⅱ-3 ⑦使用の主体 部署 使用	各区役所介護保険課、各区役所障害高齢課、各区役所戸籍住民課、各区役所保育給付課、総合支所保健福祉課、宮城総合支所障害高齢課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課(徴収対策室)、健康福祉局地域包括ケア推進課	各区役所介護保険課、各区役所障害高齢課、各区役所戸籍住民課、各区役所保育給付課、総合支所保健福祉課、宮城総合支所障害高齢課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局収納対策室、健康福祉局地域包括ケア推進課	事後	組織改正による変更であり、 事後で足りる。
令和3年6月14日	Ⅱ-4-委託事項1-⑥	仙台市介護保険システムコンソーシアム 代表 構成員 富士通株式会社東北支社	仙台市介護保険システムコンソーシアム 代表 構成員 富士通Japan株式会社宮城支社	事後	委託先のグループ再編による 変更であり、事後で足りる。
令和3年6月14日	Ⅱ-5-移転先8	健康福祉局保険年金課(徴収対策室)	(項目削除)	事後	組織改正による変更であり、 事後で足りる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月14日	Ⅲ-7-⑨-その内容	<p>【平成29年5月 まちづくり政策局防災環境都市推進室における事故】</p> <p>1 事故の内容 同課職員が市民向け広報紙を電子メールで約300件に一斉送信した際、BCCで送信すべきところ、誤ってTOで送信したことにより、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信されてしまったもの。</p> <p>2 原因 担当者がTOで送信しようとしていることに気付かず作業してしまった上、送信前に複数名によるチェックをしていなかったため、ミスに気付くことができなかった。</p> <p>3 影響 293件の宛先に、他の受信者のメールアドレスが見える状態で電子メールを一斉送信してしまった。なお、送信先には社用アドレスや未達のもの、さらには宛先が重複しているもの等が含まれており、個人情報に該当すると判断できる件数は136件であった。</p> <p>4 事故発生時の対応 誤送信した全ての宛先に対し、お詫びメールを送信するとともに、当該メールの削除を依頼した。</p>	別紙のとおり (別紙添付)	事後	事後で足りる。
令和3年6月14日	Ⅲ-7-⑨-再発防止策	<p>外部に電子メールを送信する際の、TO、CC及びBCCの使い方の違いと、誤送信のリスクについて各職員に改めて周知徹底するとともに、今後電子メールを複数の宛先へ一斉送信する際には、送信者以外に係長職にある者等が目視で送信先を確認する等、手順書を定め適正な運用に努めることとした。</p>	別紙のとおり (別紙添付)	事後	事後で足りる。
令和3年6月14日	I-7 ①部署	健康福祉局介護保険課	健康福祉局介護保険課、収納対策室	事後	組織改正による変更であり、事後で足りる。
令和3年6月14日	I-7 ②所属長の役職名	介護保険課長	介護保険課長、収納対策室長	事後	組織改正による変更であり、事後で足りる。
令和3年6月14日	Ⅱ-2 ⑥事務担当部署	健康福祉局介護保険課	健康福祉局介護保険課、収納対策室	事後	組織改正による変更であり、事後で足りる。
	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正により生じた項ずれの反映であり事後で足りる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-5 提供先 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正により生じた項ずれの反映であり事後で足りる。
	Ⅱ-6 ①保管場所	・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。	・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	地方公共団体情報システム機構作成の、中間サーバについての記載例(令和2年6月22日通知)に合わせる変更であり、事後で足りる。
	Ⅲ-6 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	地方公共団体情報システム機構作成の、中間サーバについての記載例(令和2年6月22日通知)に合わせる変更であり、事後で足りる。
	Ⅲ-6 リスク5 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	地方公共団体情報システム機構作成の、中間サーバについての記載例(令和2年6月22日通知)に合わせる変更であり、事後で足りる。
	Ⅲ-7 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(記載なし)	②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	地方公共団体情報システム機構作成の、中間サーバについての記載例(令和2年6月22日通知)に合わせる変更であり、事後で足りる。
	Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	地方公共団体情報システム機構作成の、中間サーバについての記載例(令和2年6月22日通知)に合わせる変更であり、事後で足りる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II-6 ②保管期間 その妥当性	<p><介護保険システムにおける措置> ①介護保険法第69条(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)による給付額減額等は、介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)により、算定対象期間が最大10年間とされているが、介護保険システムにおいて保有する介護保険情報ファイルは、保管期間経過後も被保険者や関係機関からの照会に対応するため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行なわない運用としている。</p> <p><業務間連携システム・統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システム・業務間連携システムに保管してある業務情報の副本は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの運用として消去することはない。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p>	<p><介護保険に関する事務における措置> ①介護保険法第69条(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)による給付額減額等は、介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)により、算定対象期間が最大10年間とされているが、介護保険システムにおいて保有する介護保険情報ファイルは、保管期間経過後も被保険者や関係機関からの照会に対応するため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行なわない運用としている。</p>	事後	<p>地方公共団体情報システム機構作成の、中間サーバについての記載例(令和2年6月22日通知)及び、仙台市版評価書作成マニュアル(令和2年5月版)に合わせる変更であり、事後で足りる。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II-6 ③消去方法	<p>・ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><介護保険システムにおける措置> ①ディスク交換やハード更改等の際は、介護保険システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><統合宛名管理システム・業務間連携システムにおける措置> ①統合宛名管理システム・業務間連携システムに保管してある業務情報の副本は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの運用として消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	<p>地方公共団体情報システム機構作成の、中間サーバについての記載例(令和2年6月22日通知)及び、仙台市版評価書作成マニュアル(令和2年5月版)に合わせる変更であり、事後で足りる。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II (別添2)ファイル記録項目	(記載なし)	以下のファイルの追加 121 副本複製被保険者情報 122 副本複製住所地特例情報 123 副本複製受給者基本情報 124 副本複製負担割合情報 125 副本複製給付情報 126 副本複製総合事業情報 127 副本複製受給者基本最新情報 128 副本複製給付情報自己負担額証明書 129 副本複製総合事業情報自己負担額証明書 130 年間高額対象者情報 131 年間高額対象者明細情報 132 年間高額軽減情報 133 年間高額申請情報	事後	システム改修に伴う変更で重要な事項にあたらぬ。
	II (別添2)ファイル記録項目	2 住民税賦課マスタ 18 住民税付随マスタ 22 施設入所情報 24 要介護認定情報 35 償還払い福祉用具購入費情報 36 償還払い住宅改修費情報 43 給付実績基本情報 45 緊急時施設療養費情報 65 特定入所者介護サービス情報 69 高額合算負担額累積情報 73 高額合算計算結果連絡票内訳情報 74 高額合算支給決定情報 82 賦課年金受給情報 102 総合事業対象者情報 104 訪問調査情報 106 主治医意見書情報 110 受給者異動履歴 113 高額軽減情報	ファイル記載項目を追加 2 住民税賦課マスタ 18 住民税付随マスタ 22 施設入所情報 24 要介護認定情報 35 償還払い福祉用具購入費情報 36 償還払い住宅改修費情報 43 給付実績基本情報 45 緊急時施設療養費情報 65 特定入所者介護サービス情報 69 高額合算負担額累積情報 73 高額合算計算結果連絡票内訳情報 74 高額合算支給決定情報 82 賦課年金受給情報 102 総合事業対象者情報 104 訪問調査情報 106 主治医意見書情報 110 受給者異動履歴 113 高額軽減情報	事後	システム改修に伴う変更で重要な事項にあたらぬ。
	II ファイルの概要	移転先2 財政局市民税企画課 ⑦時期・頻度 月1回	移転先2 財政局市民税企画課 ⑦時期・頻度 年1回	事後	重要な事項にあたらぬため事後で足りる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託規定の内容	・契約違反時の発注者に対する順守義務	・契約違反時の発注者に対する速やかな報告、発注者からの指示の順守	事後	記載内容をより分かりやすくする修正のため事後で足りる。